

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
103

2025.11

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 共に食べ、共に働き、助け合う～3度目の ICD～

法務総合研究所国際協力部長 伊藤 浩之

外国法制・実務

- 5 [インドネシア] インドネシアにおける「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」の成果と今後の活動について JICA長期派遣専門家 菊地英理子
19 [インドネシア] ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～インドネシア最高裁判所における活動を中心に～ 前インドネシア長期派遣専門家（現新潟地方裁判所判事）國井 陽平
28 [キルギス] キルギス基本法制について（2）～キルギス民法～ 法務省大臣官房国際課 高橋 一章
38 [ウクライナ] 子どもの権利保障に向けた司法面接の展望：ウクライナとの対話を通して 金沢大学 人間社会研究域 上宮 愛

活動報告

【会合】

- 48 [タンザニア] タンザニアとの協力関係の開始について～TICAD9テーマ別イベント実施及び協力覚書締結～
大臣官房国際課付（国際協力部教官併任） 高橋 一章
国際協力部教官 樋口 瑞惟

【本邦研修・共同研究】

- 60 [ウクライナ] 第1回目ウクライナ共同研究 国際協力部教官 廣田 桂
67 [ラオス] ラオス第3回本邦研修・NIP共同研究 国際協力部教官 山下 拓郎
78 [タイ] タイ昭島訪問プログラム（タイ国立汚職対策委員会事務局） 国際協力部教官 山下 拓郎
92 [インドネシア] インドネシア法制度整備支援 第20回本邦研修 国際協力部教官 佐々木康平

【外国出張】

- 101 [ウズベキスタン] ウズベキスタン出張（タシケント・ロー・スプリング） 国際協力部教官 廣田 桂
106 [インドネシア] インドネシア現地活動及び次期プロジェクト協議 国際協力部教官 志摩 祐介
112 [バングラデシュ] バングラデシュ出張 国際協力部教官 佐々木康平

【講義・講演】

- 119 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 高橋 尚吾

【研修等実施履歴】

- 121 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 高橋 尚吾

【活動予定】

- 124 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 高橋 尚吾

専門官の眼

- 126 ミャクミャクと法制度整備支援 総務企画部国際事務部門統括国際専門官（研修第二担当） 峯山さやか

編集後記

- 132 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 高橋 尚吾

卷頭言

共に食べ、共に働き、助け合う

～3度目のＩＣＤ～

法務総合研究所国際協力部長

伊藤 浩之

1. はじめに

令和7年7月1日付けて法務総合研究所国際協力部長に着任いたしました。国際協力部（ＩＣＤ）勤務は3回目になります。最初が、2010年（平成22年）4月から2011年7月までの間ＩＣＤに勤務し、同月、ＪＩＣＡの長期専門家として、3年間ラオスに派遣されて「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」に携わりました。2回目が、2016年（平成28年）1月から2021年（令和3年）3月までの間で、その間の2017年（平成29年）10月に、ＩＣＤは、大阪・中之島合同庁舎から東京・昭島市の国際法務総合センターに移転しました。そして、今回4年3か月ぶりにＩＣＤに勤務することになりました。これまでお世話になった方々も多くいらっしゃいますが、改めまして、よろしくお願ひいたします。

2. 檢察での勤務

前回の勤務の最後の1年間ほどは、2020年（令和2年）に感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、対面での活動が非常に制限された時期でした。現在では、オンラインでの会議やセミナーの活用など新たな活動スタイルを取り入れつつ、対面での研修、現地への出張など、通常の業務が行えていることに安心しました。

前回のＩＣＤ勤務後の4年余りの間、私自身は、大阪地検での公判部勤務、京都地検での公判部及び刑事部の副部長、そして、東京地検での公安部及び公判部での副部長をしておりました（副部長というのは、第一次の決裁官としての役割が主なものです）。その間、刑事司法、検察の現場でも多くの変化がありました。法改正では、個人特定事項の秘匿制度、従来の懲役刑及び禁錮刑の拘禁刑への変更など多くの刑法、刑事訴訟法等の改正がありました。犯罪や捜査については、デジタルフォレンジックの進展など、捜査、公判に有益なものもありますが、秘匿性が高く、複雑化、組織化、国際化する犯罪への対応は非常に難しいものがあります。そうした中、現場の検察官、検察事務官たちは日々奮闘しており、身内ながら、彼らの献身的な姿に頭が下がる思いも抱きました。なお、直前の東京地検公判部副部長としての勤務のときには、自ら公判廷に立つ機会も僅かでしたが、東京地裁の法廷に立つのは、検事に任官した年以来、実に約25年振りでしたが、初心を思い出す良い機会でした。

3. 最近のＩＣＤと支援の成果

一方、ご承知のとおり、法整備支援の分野でもこの4年余りの期間で多くの変化があり、急いでキャッチアップをしているところです。ＩＣＤにおいて新たな協力が始まった国々として、ウクライナ、キルギス、タンザニア、フィジーがあります。アジア以外の地域への法整備支援の拡大が一気に進みつつあると思います。これらの国々との協力関係は、まだ始まったばかりであり、それぞれの国にどのような問題があるのか、どのように協力を進めていくのか、模索しているところです。これまでの知見を活用できる場面もあるかもしれません、これまでと地域が異なることでの難しさもあると思います。まずは、きちんと情報を収集し、お互いに理解を深め、スピード感を持つつも丁寧に進めたいと考えています。

他方、長年にわたり協力関係を継続している国々においても進展が見られます。ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアといったＪＩＣＡのプロジェクトが継続している国々もありますし、バングラデシュでは新たにＪＩＣＡプロジェクト「司法アクセス向上プロジェクト」が始動しました。ネパールもプロジェクトとして始まるところですし、スリランカ、東ティモール、ウズベキスタン、モンゴルといった国々に対する支援も引き続き活発に行ってています。

着任して間もなく、ベトナム、インドネシア、カンボジアに出張する機会がありました。長期間継続的に見続けてきたというわけではありませんが、私自身の前回や前々回のＩＣＤ勤務のときからということで、ある程度の期間これらの国々との活動を見ることができたことから、長年継続して協力している国々との関係では、継続による成果、進展を感じるところがあります。インドネシアのプロジェクトは、2015年（平成27年）12月に立ち上がりましたが、インドネシア最高裁判所との知的財産関係の活動とともに、インドネシア法務人権省（現法務省）法規総局との間で、法令の整合性という課題に正面から取り組みました。その後、ベトナムなどでも取り上げられることがあるテーマとなり、ニーズがある（それらの国では課題となっている）ということがよく分かりましたが、インドネシアでプロジェクトが開始された当初は、非常に難しい課題だと感じましたし、その後の進展も決して順風満帆ではなかったと思います。しかし、長期専門家たちの奮闘により、法制執務Q&Aというものが作成され、2021年10月から2025年9月までの間実施された後継のプロジェクトでは、その改訂版が成果物として完成し、普及されていました。最初に作成することはもちろん大変だと思いますが、より実用的なものにするために改訂することは重要であり、こうした活動が継続されていることの効果は大きいと思います。また、法令起草を行うドラフターに対する研修も実施され、その研修実施前と後にはインドネシア側によってテストも実施されるなど、その国の主体的な取組がなければ難しい活動も取り入れられ、効果的な活動が行われていると感じました。

カンボジアにおいても、以前行われていた民事の実務運用改善のためのＪＩＣＡプロジェクト（いわゆるフェーズ5）が終了し、新たにカンボジア王立司法学院（ＲＡＪ

C) を実施機関とするプロジェクト（フェーズ6）が開始され、実施されています。そうした中で、長期専門家からは、日々の活動におけるカンボジアの若手メンバーらの成長、活躍という話を聞き、今後にはますます期待がもてます。カンボジア側と日本側の参加者が協力してカンボジアの民法や民事訴訟法を起草し、その後も協力を続けてきたことで、カンボジアの専門家を通じてカンボジアに根付こうとしているように思います。短期間では分からぬ成果が、長い年月を経て現れてくる支援の成果を感じるところです。

また、法務総合研究所において、法整備支援の分野で協力覚書（MOC）をいくつか締結しています。2018年（平成30年）にラオス国立司法研修所（NIJ）との間でMOCを締結しましたが、その後、ICDとNIJとの間では、共同セミナーを20回にわたって実施し、今年（令和7年）には、記念書籍も出版されるなど、活発な協力関係が継続しています。その他、ウズベキスタンの最高検察庁アカデミー（現法執行アカデミー）、カンボジアのRADC、モンゴルの国立法律研究所との間でもMOCが締結され、これらの機関との間でも活動が行われていることも大変うれしく思っています。

4. 法整備支援再び

先に述べたように、まずは3か国について、長期専門家の活躍を見ることができました。皆熱心で、とても頼もしく、日々活躍している様子がよくわかりました。

少しだけ昔話をさせていただくと、自分が15年前、最初にICDに来て、その後ラオスに赴任した頃のことを思い出しました。まだ、法整備支援についてよく知らなかつたのですが、とにかくラオスの人々のために活動をしようと意気込んでいました。法律のことだけではなく、ラオスの人々のことを知ろうと、現地のスタッフに、いろいろとラオスで行われる行事（お祭りなど）にも連れて行ってもらいました。ラオス国内の地方への出張でも、プロジェクトのワーキンググループメンバーと様々な場所に行き、皆と一緒にラオスのものを食べ、ラオス語を覚えようとして、ラオス語の歌も歌いました。そうやって、ラオスのメンバーとともに、最初の刑事訴訟法のフローチャートを完成させました。最初の頃は、フローチャートの仕組み自体説明しなければなりませんでしたが、その後は、ラオス側のメンバー自身で、ラオス法ではこうなっているはずだ、などと熱心に議論をして、刑事手続のフローチャートを完成させました。そのチャートは、刑事訴訟法改正の審議において、国会議員にも参照されることがあり、好評であったと聞いています。チャート作成後は、刑事訴訟法全体の解説本を作成しました。今思えば、ひたすら法整備支援に情熱を傾けていたと思います。ラオスの人々がよく言う言葉で、私の好きな言葉でもあるのが、タイトルの「共に食べ、共に働き、助け合う」という言葉です。まさにこれを実践していた頃を思い出しました。

今回、再び法整備支援に携わる役割を与えられました。その役割はこれまでとの違いもあります。ICDとしての全体的な方針を考えたり、職員が気持ちよく仕事ができる

環境を整えたり、成長することを促したりすることが重要だと考えています。現在のＩＣＤは、少人数ながら、皆積極的に業務を行い、教官と専門官が協力して、多くの活動を精力的に行ってています。もちろん、関係者の皆様の御理解、御協力があってのことであり、感謝しております。

そうはいっても、もちろん課題もあります。新たな協力関係では、どのような活動を行うのか、従来からの協力関係では、この先新たな協力関係にどのように発展させてゆくのか、難しいところです。支援のニーズ自体も変わってきています。基本法の改正といったニーズはまだそれなりにありますが、支援対象の法分野も様々ですし、デジタル化、ＡＩの活用などといった要望もよく上げられます。これらを抽象的なまま支援内容として取り上げるのは難しいところがありますが、相手国が目指す司法改革や法・司法の発展において、我々の立場でどういったことが考えられるのか、我々自身も成長しなければならないと感じています。多くの関係者の皆様のお力添えをいただきながら、一つ一つの問題に丁寧に向き合って、対話を通じて、アイデアを出し合いながら進めてゆくのが大事だと考えています。そして、国を良くしたいと考える人々、その国の未来を創造する人々と共に働き、人々の権利が守られ、安心して暮らせる社会であることのお手伝いができるというのが、法整備支援に携わる者としての喜びなのだと思います。一つ一つの活動では、すぐに成果が見えないことばかりです。しかし、最初のＩＣＤ勤務であった15年前と比べれば、それぞれの国で人が育ち、考え方が変わってきているところがあると思います。それは、これまで多くの諸先輩方が熱心に取り組んでこられたからこそだと思います。この仕事に再び携われること、多くの尊敬する関係者の皆様と仕事ができることに感謝し、自らの役割を果たしたいと考えています。継続は力なりと思いながら、地道に活動を行って参りたいと思います。皆様のご指導、ご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

インドネシアにおける「ビジネス環境改善のための ドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」の 成果と今後の活動について

J I C A長期派遣専門家

菊 地 英理子

第1 はじめに

2021年10月にインドネシアの最高裁判所及び法務省法規総局¹をカウンターパートとして開始された「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)は、2025年9月末をもって終了した²。本プロジェクトは、2015年12月から2021年9月まで実施された「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「前プロジェクト」という³。)の第2フェーズとして実施されたものである。本プロジェクトでは、「ビジネス界における法的な予見可能性が改善する」という上位目標の下、「法令間の整合性確保に関する法令ドラフターの能力が向上する」(プロジェクト目標1。法務省法規総局が担当。)、「知的財産事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する」(プロジェクト目標2。最高裁判所が担当。)という2つの目標を掲げ、両カウンターパートとの間で、研修教材や参考資料の作成、研修の実施など、人材育成のための様々な活動を行った⁴。

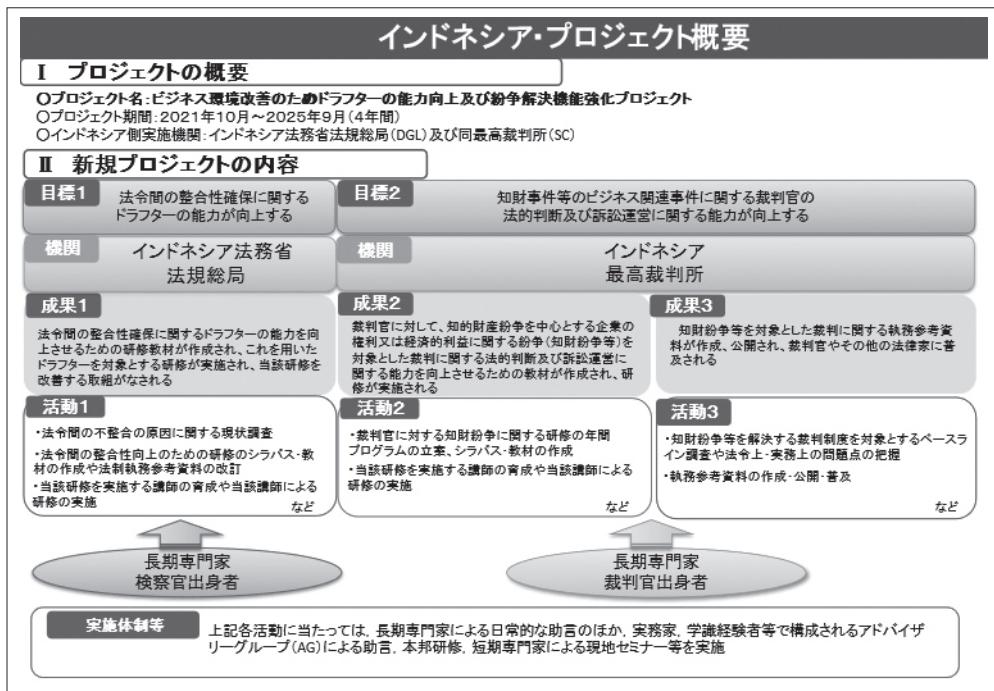
本稿では、本プロジェクトで実施した活動の内容やその成果を振り返った上で、本年10月から始まった「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」(以下「新プロジェクト」という。)の概要を紹介する。なお、本プロジェクトのうち、インドネシア最高裁判所での活動(プロジェクト目標2に関するもの)については、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～インドネシア最高裁判所における活動を中心に～」(本号19頁)において、当職と共に本プロジェクトに従事した國井陽平前J I C A長期専門家による詳細な報告があるため、本稿では、当職が担当したプロジェクト目標1に関する活動、すなわち、法令ドラフターの能力向上のための取組みとその成果について述べることにしたい。

¹ 本プロジェクト開始時は、「法務人権省法規総局」であったが、2025年10月に行われた新大統領就任に伴う省庁再編により、「法務省法規総局」に名称が変更された。

² 本プロジェクトの概要については、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS第89号(2021年12月号)も参照(<https://www.moj.go.jp/content/001362410.pdf>)

³ 前プロジェクトの概要については、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産保護・法的整合性向上プロジェクト～」ICD NEWS第67号(2016年6月号)を参照(<https://www.moj.go.jp/content/001187311.pdf>)

⁴ 本プロジェクト期間中に派遣された長期専門家は、検察官出身者3名、裁判官出身者2名の合計5名である。当職は、2024年3月末から2025年9月末まで本プロジェクトに従事した。



<本プロジェクトの概要>

第2 プロジェクト目標1に関する活動とその成果について

1 法務省法規総局の活動（プロジェクト目標1）と期待された成果

プロジェクト目標1（「法令間の整合性確保に関する法令ドラフターの能力が向上すること」）の下で期待されていた効果は、「法令間の整合性確保に関する法令ドラフターの能力を向上させるための研修教材が作成され、これを用いた法令ドラフターのための研修が実施され、当該研修を改善する取組みが行われること」であった。そして、本プロジェクトで予定されていた主な活動は、①法令の整合性を阻害している原因の分析を行うこと、②関係機関等との意見交換、特定法令の分析・検討等を行うこと、③上記各検討の結果を踏まえ、法令ドラフターの能力向上に資する研修内容を検討すること、④研修教材を作成・改訂し、研修を実施すること、そして、⑤これらの活動を通じて研修を担う講師を育成することであり、以下のような指標によって、その成果を測ることとされていた。

【プロジェクト目標1の成果に関する指標】

指標1-1：法的整合性に係る課題の分析結果のとりまとめ

指標1-2：上記分析結果を反映したシラバス、研修教材の完成

指標1-3：実施された研修の種類・回数

指標1-4：研修を受けた研修員の人数

指標1-5：研修を担う講師の育成

指標1-6：法令の整合性確保に対する研修講師の意識・行動の変化

指標1-7：実施された研修に対する関係者の評価

指標1－8：研修教材等への上記評価等の反映状況

指標1－9：特定の法案に関する問題点の分析（法令の整合性に関する観点から）

指標1－10：上記法案への上記分析結果の反映状況

指標1－11：法令の整合性の向上に関する意見交換等の実施回数

指標1－12：研修教材等への上記意見交換結果の反映状況

2 法的整合性に係る課題の分析及び各種意見交換の実施等（指標1－1、1－9、1－11）

本プロジェクトでは、まず、整合的な法令の制定を困難にしている原因を検討するためのワーキンググループ（以下、「WG①」という。）を立ち上げ⁵、8回にわたり、関連省庁や地方事務所、地方政府や日本企業等を対象としたインタビューを行って、法令の不整合が生じている具体的な事例や不整合が生じた原因についての意見等を収集した。そして、WG①で15回にわたる検討会議を行い、その結果を報告書にとりまとめた⁶。法令の不整合を引き起こす要因には、省庁間の権力争い（セクターエゴ）、や政治的な圧力など、本プロジェクトでは対応することができない外部的な事項も含まれていたが、一方で、法令制定のルールに関する理解が不十分な法令ドラフターがいることや、法令制定プロセスに関するルールの解釈をめぐり、法令ドラフター間でも意見の相違が生じていることなども明らかになった。また、このような事態が生じている原因の一つとして、法令ドラフターのための専門研修の機会が十分でなく、基本的な知識や基礎的な技術を習得しないまま、法令制定業務に当たっている職員が少なからず存在していることも明らかになった。

そこで、本プロジェクトでは、改善策として、全ての法令ドラフターのバイブルになり得る執務参考資料を作成して、広くこれを配布すること、また、短期間で効率よく法令制定技術の基礎を学ぶことができる技術指導研修を作ることを活動の中心に据えることにし、それらの作業を行うためのワーキンググループを3つ立ち上げた（以下、それぞれ「WG②」「WG③」「WG④」という。）。

3 執務参考資料（Q & A Book）の改訂及び活用促進活動（指標1－2、1－12）

インドネシアでは、法律や法務大臣令等において、法令制定のプロセスや技術的事項が詳細に定められており、法令ドラフターはこれらに従って法案作成を行うことが求められている。しかしながら、法令ドラフターの中には、その詳細を十分理解して

⁵ WG①には法規総局の各局や地方事務所から合計26名の法令ドラフター等が参加し、Ceno Hersusetiokartiko 秘書局長（当時）が彼らを指導した。

⁶ インドネシアで法令の不整合が生じている原因について検討・調査した状況については、廣田桂「インドネシアで法令間の不整合が起る原因及び法令制定時の課題」ICD NEWS第92号（2022年9月号。<https://www.moj.go.jp/content/001381628.pdf>）及び及川裕美「日本・インドネシア双方の観点によるインドネシアの法令案起草・審査手続の問題点及びその改善策」ICD NEWS第99号（2024年7月。<https://www.moj.go.jp/content/001422833.pdf>）を参照。

いない者もおり、また人によって法令に関する理解が異なる場合があるなど、法令ドラフターの間でも、法令制定に関するルールの理解が統一されているとは言い難い状況にある。このような状況に対応するため、前プロジェクトにおいても、法令制定に関する手続きや技術的事項を解説した2冊の執務参考資料（以下、それぞれ「Q & A Book 第1版（中央編）」「Q & A Book 第1版（地方編）」という）を作成し、法令ドラフターに広く配布していたのだが、これらの執務参考資料には、その後に行われた法改正が反映されておらず、また内容が不十分な点もあり、解説の追加や見直しが必要と言われていた。

そこで、本プロジェクトでは、WG②が中心となって「Q & A Book 第1版（中央編）」の見直し⁷、またWG③が中心となって「Q & A Book 第1版（地方編）」の見直し⁸を行い、「Q & A Book 第2版（中央編）」及び「Q & A Book 第2版（地方編）」を完成させた。この活動では、まず法規総局に所属する全ての法令ドラフターに、第1版の内容の検討を割り当て、解説の追加・修正の必要性等について意見を出してもらった上で、WGに登録されたメンバーが中心となって全面的な見直しを行った。WGでは、法令案の作成や審査の過程で、具体的にどのような混乱が生じているのか、どこに理解の相違があるのか、他省庁や地方事務所からどのような質問が寄せられているのかなどについて様々な意見を出し合い、また、これまでに実施した地方事務所等との意見交換の結果なども踏まえながら、全ての項目について一つ一つ検討を行った。また、法規総局の所管ではない事項や、人によって理解が分かれている事項については、当該事項を所管する部局や学者などにも意見を求めて、より正確で適切な説明を試み、また読み手にとってわかりやすい解説となるよう、推敲を重ねた。この改訂作業には約1年を要したが、その結果、「中央編」は約100ページ増、「地方編」は約50ページ増と、非常に充実した内容の執務参考資料を完成させることができた。この「Q & A Book 第2版（中央編）」及び「Q & A Book 第2版（地方編）」は、各5000冊の製本版を作成して中央省庁や地方事務所に配布したほか、誰もが容易に入手することができるようE-Book版も作成し、法務省法規総局のウェブサイトで公開した⁹。

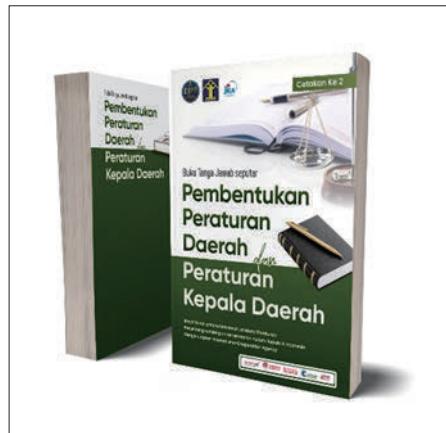
⁷ WG②には、「Q & A Book 第1版（中央編）」の作成メンバーを中心に、法規総局の各局から合計18名の法令ドラフター等が参加し、法規総局法令ハーモナイゼーション第Ⅲ局のウナン局長が彼らを指導した。

⁸ WG③には、「Q & A Book 第1版（地方編）」の作成メンバーを中心に、法規総局の各局及び地方事務所から合計23名の法令ドラフター等が参加し、地方条例等の制定促進及び法規制定計画指導局のウイドヤストゥティ局長が彼らを指導した。

⁹ 法務省法規総局ウェブサイト <https://djpp.kemenkum.go.id/publikasi/buku>

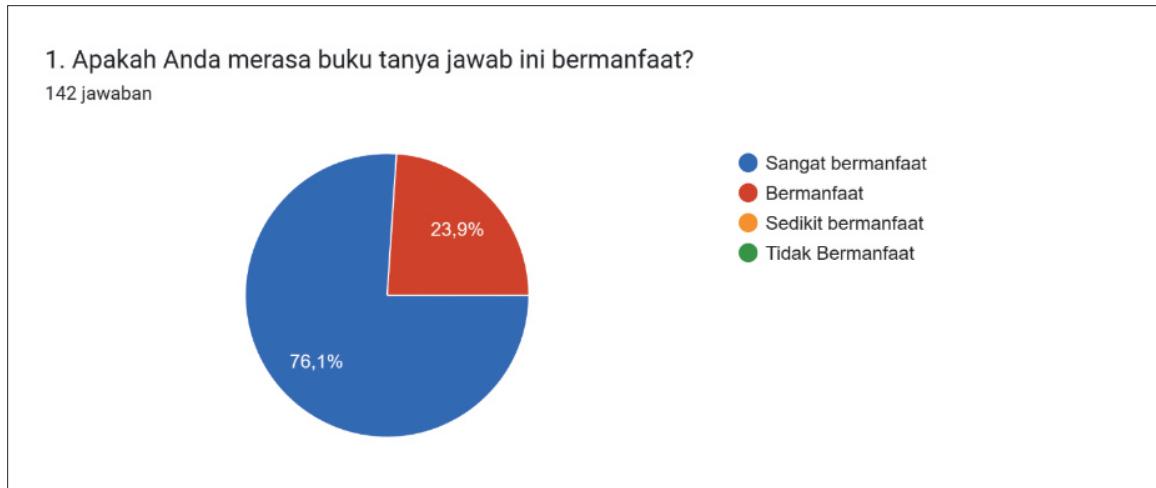


<Q & A Book 第2版（中央編）>



<Q & A Book 第2版（地方編）>

そして、2025年2月、インドネシア法務大臣及び法務副大臣、中央省庁や地方政府、法規総局の地方事務所の代表者等を招待して「Q & A Book 第2版（中央編）」及び「Q & A Book 第2版（地方編）」のローンチングイベントを行い、インドネシア全土の法令ドラフターにこれらを業務で活用するよう促した¹⁰。また、同年8月にも、東カリマンタン島のサマリンダ及び新首都ヌサンタラで、地方事務所や地方政府の法令ドラフター、新首都庁の職員等を対象にソーシャライゼーションを行い、本執務参考資料の使い方を説明した¹¹。



<サマリンダでのソーシャライゼーションで実施したアンケートの結果（一部抜粋）>

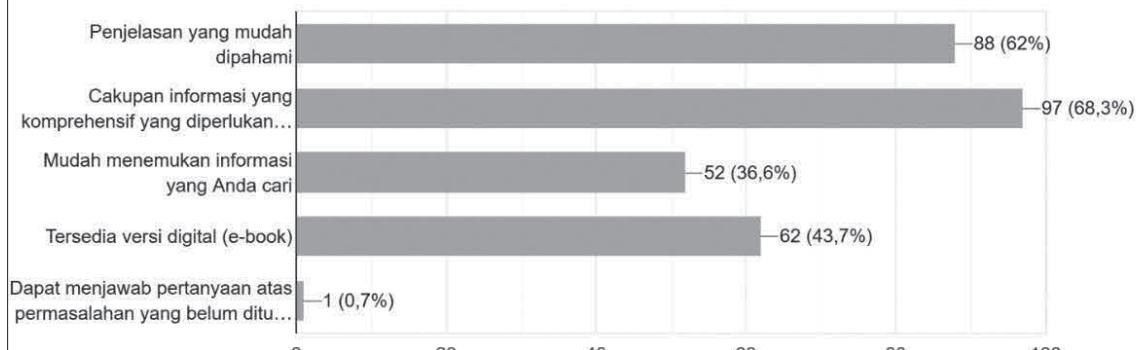
執務参考資料につき、76.1%が「非常に便利だ」、23.9%が「便利だ」と評価した。

¹⁰ ローンチングイベントには、オンラインも含め、合計1078名の法令ドラフター及び関係者が出席した。

¹¹ サマリンダ及び新首都でのソーシャライゼーションには、オンラインも含め、合計386名の法令ドラフター及び関係者が出席した。なお、後述の技術指導研修においても参加者に執務参考資料を配布し、使い方の解説を行った。

2. Aspek apa saja dari buku tanya jawab yang menurut Anda paling penting (jawaban ganda diperbolehkan)?

142 jawaban



執務参考資料につき、参加者の68.3%が、「職務に必要な情報が網羅されている」と回答し、62%が「説明がわかりやすい」と回答した。

4 技術指導研修モジュールの作成と研修の実施（指標1－2、1－3、1－12）、研修に対する関係者の評価（指標1－7）

インドネシアの法令ドラフターは専門職である。ドラフター職に任命された者は、専門研修を受講することが義務づけられているが、近年、この専門研修を受講せず、他の職務からの異動という形で法令ドラフター職に任命される者が増えている¹²。また、法令ドラフターの配属数が足りず、法令ドラフター職の任命を受けていない職員が法令案や条例案の作成を担当しているケースも少なくない。そのため、こうした職員らの知識の底上げや基本的技術の獲得が法令の整合性を確保する上で重要な課題となっているが、予算不足から十分な指導等が行われていない状況にある。

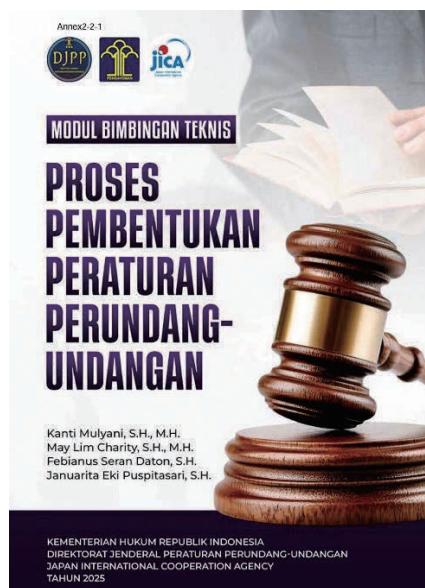
そこで、本プロジェクトでは、WG④において、法令制定に関する基本的な知識や基礎的な技術を学ぶことができる技術指導研修（B I M T E K）の内容を検討した。また、これまでに実施してきた技術指導研修では、講師によって教える内容やレベルにばらつきがあるという問題があったことから、技術指導研修で教えるべき内容を整理した研修モジュールの作成に取り組んだ。なお、この活動は、研修教材の作成や研修の企画・実施等といった活動を通じて、将来、研修等の講師として活動することができる職員を育成することもねらいとしていたため、若手の法令ドラフターを中心に戸籍登録課員を構成した。

WG④では、「法令制定プロセス」「法令の種類」「法令と政策」「技術的事項①（フレームワーク）」「技術的事項②（特別事項）」「技術的事項③（法令用語）」「ハーモナイゼーション（法令審査）」という7つのテーマに関する講義と演習から成る3日間

¹² 法令ドラフター制度については、及川裕美「インドネシアにおけるドラフター制度の概要」（ICD NEWS 第97号（2023年12月号）。<https://www.moj.go.jp/content/001409100.pdf>）を参照。

の技術指導研修プログラムを作り、7つのグループに分かれて、各テーマに関する研修モジュールの検討を行った。そして、各グループにおいてモジュール案を作成した上で、法規総局の各局局長や上級ドラフターにその内容を見てもらい、更に見直し・修正を行うというプロセスを経た。WG④に参加した若手職員にとって、研修教材の作成は大変な負担を伴う作業であり、また、各局の局長や上級ドラフターに自分たちの検討結果をプレゼンし、検討不足を指摘され、理解の誤りを正されるという過程は相当なストレスを伴うものだったと思われる。しかし、このようなプロセスを経たことで、より正確で充実した研修モジュールを完成させることができ、またWG④のメンバーの知識をブラッシュアップすることができた。

この研修モジュールは、7つのテーマを1冊にまとめた上で、講師用として100冊の製本版を作成し、研修受講者にはソフトコピーを共有する形とした。

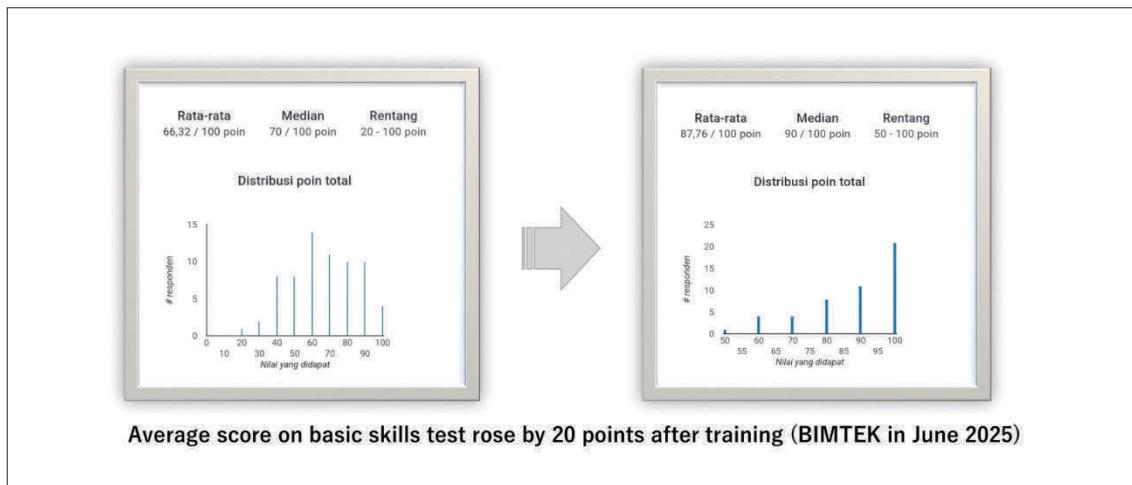


WG④が作成した研修のモジュール>

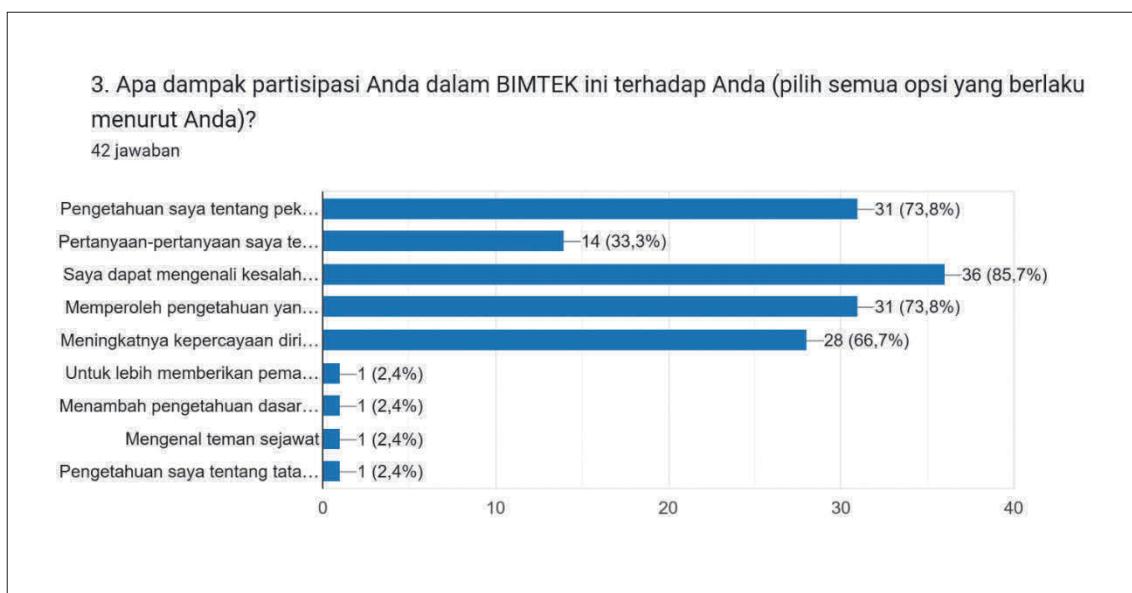
その後、WG④は、2025年6月に中央省庁を対象にした3日間の技術指導研修を、また同年7月には地方政府や法規総局の地方事務所を対象にした3日間の技術指導研修を、いずれもハイブリッド方式で行った¹³。技術指導研修の前後に、基本的な知識に関するチェックテストを実施したところ、いずれの回においても研修後には平均点の上昇が認められ、研修の効果がうかがわれた。これらの技術指導研修では、WG④のメンバーが7つの講義の講師を担当し、また演習のサポートをしたところ、初めて講師を務めた者がほとんどであったにもかかわらず、研修受講者から高い評価を得ることができた¹⁴。

¹³ これらの技術指導研修には、オンライン・オンライン併せて合計114名の法令ドラフターや法令ドラフター候補者等が参加した。

¹⁴ なお、本プロジェクトでは、研修で得られた評価等を研修教材に反映させることが想定されていたが（指標1-8）、研修教材や執務参考資料の内容に対する評価が高かったため、本プロジェクトでのリバイス作業等は不要と判断した。



<2025年6月に実施した技術指導研修での事前・事後テストの結果>
研修実施前と研修実施後では、チェックテストの回答の平均点が20ポイント上昇した。



<2025年7月に実施した技術指導研修でのアンケート結果>
73.8%が「法令制定に関する知識を見直し、整理することができた」と回答し、
85.7%が「知識や理解の誤りを正すことができた」と回答した。



<技術指導研修の様子①>
WGのメンバーが講師を務めた。



<技術指導研修の様子②>
WG④のメンバーと技術研修参加者たちと一緒に

5 実施した研修の種類・回数（指標1－3）、研修を受けた研修員の人数（指標1－4）

本プロジェクトでは、前記3で述べた執務参考資料のソーシャライゼーションや前記4で述べた2回の技術指導研修に先立ち、合計12回にわたり、インドネシア各地でセミナー等を実施した¹⁵。これらのセミナー等では、法令制定技術等に関する講義を行ったほか、法令の不整合の原因に関する意見交換や執務参考資料の改訂に関する意見収集等も実施した。

＜セミナー等の実施状況等＞

年	月	場所	参加者数		
			オンライン	オフライン	合計
2022	1	ジャカルタ	－	411	411
	3	ジャカルタ	24	310	334
	7	ジャカルタ	100	723	823
	8	バリ	40	－	40
	10	ジョグジャカルタ	47	－	47
2023	2	マカッサル	60	－	60
	2	ジャカルタ	15	523	538
	3	バンドン	70	－	70
	11	スラバヤ	55	－	55
2024	12	ロンボク	44	－	44
	3	ジャカルタ	52	－	52
	7	ジャカルタ	23	－	23

6 育成された研修講師の人数（指標1－5）、研修講師の意識・行動の変化（指標1－6）

インドネシアでは、講師としてセミナーや研修に登壇するためには、国家行政機関（Lembaga Administrasi Negara。以下「LAN」という。）による研修（TOT）を受講して教授方法等を学び、その資格を得なければならないとされている。法務省法規総局には、法令ドラフターの技術指導を担当する局があり¹⁶、通常は、同局の職員やベテランの法令ドラフターで、上記教授資格を有する者が研修やセミナーの講師等を担当している。しかし、本プロジェクトでは、所属局にかかわらず、研修講師として適性があると思われる若手ドラフター28名¹⁷を新たな講師候補者として育成することにし、技術指導研修に関する内容の検討や研修教材の作成、講義の実践を経験させ

¹⁵ セミナー等の概要については、及川裕美「インドネシア法整備支援オンラインセミナー（法令の整合性確保のための方策について）ICD NEWS第91号（2022年6月号。https://www.moj.go.jp/content/001376363.pdf）や、上富敏伸「インドネシア共和国に出張して」ICD NEWS第94号（2023年3月号。https://www.moj.go.jp/content/001392326.pdf）を参照。

¹⁶ 地方条例等の制定促進及び法規制定計画指導局

¹⁷ このうち、教授資格を取得していなかった23名については、別途LANの研修（TOT）を受講させ、教授資格を取得させた。

た。

後から聞いたところによると、WG④の発足直後は、「研修を担当する自信がない」「知識も不十分なので、研修教材の作成は負担が重い」など、メンバーの中にはこの活動に参加することをためらう者もいたようである。しかし、活動終了後のインタビューでは、多くのメンバーから、「WG④の活動等を通じて法令制定に関する基本を学び直し、自分の知識を見直すことができた。」「自分たちで研修教材を完成させるプロセスを経たことで、自分の知識に自信を持つことができた。」など、本活動を通じて、法令ドラフターとしての成長を実感したとの声を聞くことができた。また、WG②を主導したウナン局長や、WG③及びWG④を主導したウィドヤストゥティ局長も、WG活動を通じ、若手職員らの知識や技術が磨かれ、また法的整合性の重要性に対する意識がより強くなったと評価した。

＜WG④メンバー・Januarti Eki Puspitasari, S.H., M.H のインタビュー＞

JICAプロジェクトで実施したTOT研修に参加したおかげで、人に教えるための知識や技術を学ぶことができた。それ以前は、TOT研修に参加する機会に恵まれなかつたため、自分に、講師となる適性があるのかが分からず、また講師として人に教えるような機会も得られないのではないかと思っていたが、このプロジェクトに参加したことで、自分の新たな可能性を見つけることができた。

モジュールを作成したり、また実際にそれを使って人に教えたりするためには、自分でも色々な文献を読んだり、いろんな資料を確認したり、法令を読み直したりする必要があった。JICA活動を通じ、こうした作業を行つたことで、自分のこれまでの知識を見直し整理することができたし、新たな知識も獲得することができた。最初は、どのようにモジュールを作つたらよいのかもわからなかつたが、この活動を通じて、教材作りの知識や技術も身につけることができた。また、講師として、研修生の質疑応答に応じることで、研修員がどのような点に疑問を持っているか、またどのような点が分かりにくいのかをリアルに理解することができたし、他省庁の実情等も知ることができた。

私は、「教え方を学び、教材を作り、実際に教える」という、インプットからアウトプットまで一連の流れを経験し、人に教えることの面白さを知つた。この経験を財産にし、今後も、更に自分の知識や技術を磨いていきたい。本邦研修を通じて日本ではどのように法令が制定されているのかを知ることができたことも、自分にとって非常によい経験になった。インドネシアの法令プロセスを改善するために、日本のシステムのよいところを参考にしていきたい。

＜地方条例等の制定促進及び法規制定計画指導局・ウィドヤストゥティ局長のインタビュー＞

（一部抜粋）

このプロジェクトで実施したBIMTEKが研修参加者にとって非常に有益だったことはいうまでもないが、WGのメンバーにとっても大変有意義な活動になった。WGでは、7つの小グループに分かれ、それぞれのグループで、法令制定のルールや技術に関する事項を学び直し、様々な資料を確認して、それを正確にまとめ、各局長や上級ドラフターの助言を受けるという作業を行つたが、これらの作業は、彼らの知識をより一層確実なものにしたし、自分の考

えを人に説明するという訓練にもなった。また、WGのメンバーは、自分で作ったモジュールを使って、BIMTEKという場で実際に人に教えるという体験をしたことで、コミュニケーションスキルや指導力を向上させることができ、また自分の知識やスキルに自信を持つことができるようになった。私は、DGLの職員の能力評価や業績評価をする立場にあり、その立場からいつも彼らの仕事ぶりを見ているが、BIMTEKに関するWG活動に参加したことで、彼らの知識は確実に深まり、業務スキルが向上したことを強く感じている。これに関し、一つ例を述べたい。私の部下に、ある下級ドラフター（下から2番目の階級）がいたのだが、この人は、他の職務からの異動により法令ドラフターになったという経緯があり、法令ドラフターとしての知識はまだ十分ではない状況であった。本人もそれを自覚していたのか、普段からあまり自分の意見を言わず、いつも自信がない様子に見えた。しかし、その人をWGに参加させた結果、知識面でも技術面でもよい変化が見られるようになり、今では地方に対する指導役を任せられるまでに成長した。WG活動に組み込まれたことは、本人にとって大きな負担だったかもしれないが、結果として、大変よい効果が得られたと感じている。

通常、研修では、経験のある者が講師を務めることが多い。そのため、当初、BIMTEKのためのWGに登録された初級ドラフターや下級ドラフターからは、「自信がない」「負担が重い」などの声が上がっていた。しかし、彼らを励まし、WG活動に関与させたことで、彼らは大きく成長した。この活動は、WGメンバー個人にとっても、DGLにとっても、非常によい結果につながったと感じている。このような活動を継続すべきだと思うので、引き続き、支援をお願いしたい。



＜WG④のメンバーに対するインタビューの様子＞

技術指導研修での講義後、講師を務めたメンバー全員に活動を通じて得られた効果等について聴取した。

7 その他の活動（指標1－9、指標1－10）

前記2で述べたとおり、本プロジェクトでは、WG①において法令の不整合が生じる原因やその具体的な事例等について関係省庁や地方事務所等との間で意見交換を行い、また、WG内での検討会議を行った。法規総局では、これらの検討結果を、2011年法律第12号（2019年法律第15号により改正）の改正法である2022年法律第13号や、法令ドラフターの機能別研修カリキュラムに関する2022年法務人権大臣令第1号の法案作成の際に考慮した。また、本プロジェクト期間中、法案の成立には至らなかったが、本邦研修の機会を利用して日本の破産法について学び、インドネシアの破産制度の検討に役立てた。

8 法務省法規総局における活動のまとめとして

前述のとおり、法務省法規総局では、2つの執務参考資料と技術指導研修のための7つの研修モジュールを完成させ、28名の講師候補者を育成することができた。法務省法規総局は、本プロジェクトで作成した執務参考資料や研修教材を自信作として積極的に他省庁や地方事務所に紹介し、更なる活用促進を行っている。成果物の完成まで相当な期間と労力を要したが、カウンターパートにとって有意義な成果を出すことができたことを大変嬉しく思っている。なお、本プロジェクト期間中、合計3回の本邦研修を実施したところ、2023年9月に実施した1回目の本邦研修には主にWG①②に協力したメンバーが、また、2024年7月に実施した2回目と2025年5月に実施した3回目には、主にWG③④に協力したメンバーが参加した¹⁸。このように、本邦研修とWG活動とを連動させたことで、WGメンバーの活動意欲を高め、よりよい成果を生み出すことができたのではないかと感じている。

プロジェクト目標1「法令間の整合性確保に関する法令ドラフターの能力が向上すること」について、その成果を定量的に測ることは困難であるが、本プロジェクトでの活動が法務省法規総局の若手ドラフターの知識や技術を磨き、その意欲を向上させたことはまちがいない。また本プロジェクトの成果物がインドネシア全土の法令ドラフターの助けになることも十分期待できる。そのため、法務省法規総局においては、本プロジェクトの目標をおおむね達成することができたのではないかと思っている。

第3 新プロジェクトの概要

本年10月より、インドネシア最高裁判所及び法務省法規総局をカウンターパートとする新プロジェクト「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」が始まった。新プロジェクトの上位目標は、「OECD及び世界銀行の指標等の国際基準に照らし、包括的かつ持続可能な経済発展のためのビジネス環境が向上すること」であり、プ

¹⁸ 1回目の本邦研修については、菊地英理子「インドネシア法整備支援 第16回本邦研修」ICD NEWS第98号（2024年3月号。<https://www.moj.go.jp/content/001415503.pdf>）を参照。2回目の本邦研修については、高橋一章「インドネシア法制度整備支援 第17回本邦研修」ICD NEWS第101号（2025年3月号。<https://www.moj.go.jp/content/001435023.pdf>）を参照。

プロジェクト目標は、「経済分野における法司法制度の改革が促進されること」である。

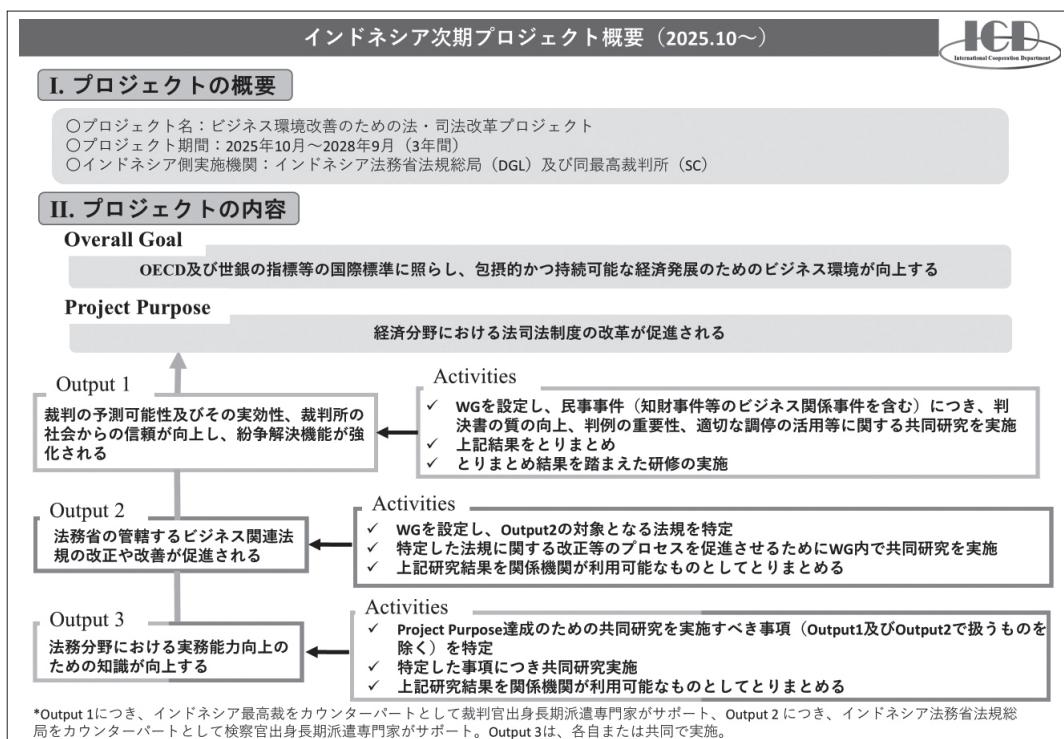
この目標の下、新プロジェクトでは、以下の3つの成果を目指し、カウンターパート等との間で、判決書の質の向上や調停の活用、特定法令の検討等に関する複数の共同研究などを行う予定である¹⁹。

【成果1】裁判の予測可能性及びその実効性、裁判所の社会からの信頼が向上し、紛争解決機能が強化される

【成果2】法務省の管轄するビジネス関連法規の改正や改善が促進される

【成果3】法務分野における実務能力向上のための知識が向上する

新プロジェクトの期間は3年間であり、本プロジェクトと同様、2名のJICA長期専門家が最高裁判所と法務省法規総局に派遣されている。成果1については最高裁判所が、成果2については法務省法規総局が実施し、成果3については両カウンターパートが単独又は共同で実施することが想定されており、毎年、両カウンターパートと協議して、具体的な活動計画を作成することになっている。既に最高裁判所からは、知財事件に関する教材作成や調停機能の強化等に関する要望が、また、法務省法規総局からは、破産法や民事訴訟法等の検討支援、法令制定分野におけるAI技術の活用等に関する要



＜新プロジェクトの概要＞

¹⁹ 新プロジェクトに係る策定調査の状況等については、廣田桂「インドネシア次期プロジェクト協議等」ICD NEWS第100号（2024年11月号。<https://www.moj.go.jp/content/001427488.pdf>）及び溝口千恵「インドネシア次期プロジェクトに係る詳細計画策定調査等」ICD NEWS第101号（2025年3月号。<https://www.moj.go.jp/content/001435025.pdf>）を参照。

望が出されているが、プロジェクト期間が3年間しかないことを念頭に置き、より効果的で有意義な活動を検討する必要があると考えている。また、新プロジェクトでは、必要に応じて、両カウンターパートが連携して行う活動等も検討していきたい。

第4 おわりに

本プロジェクトでは、最高裁判所の活動においても、法務省法規総局の活動においても、高い成果を出すことができたが、これは本プロジェクトに関わっていただいた多くの方々の御協力や御支援があったからにはかならない。インドネシア最高裁判所や法務省法規総局との間では、以前から良好な協力関係が維持されており、日本の法・司法制度に対する強い信頼を感じるが、これは、日頃から、日本の関係者の方々が、本プロジェクトを始めとするインドネシアとの様々な活動に心を寄せ、色々な形で協力してくださっているからこそである。皆様のお陰で、本プロジェクトを無事に終了することができたことについて、心からの感謝を申し上げたい。

そして、新プロジェクトに対しても、引き続き、皆様のご理解とご支援を賜ることができれば幸いである。

ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び 紛争解決機能強化プロジェクト ～インドネシア最高裁判所における活動を中心に～

前インドネシア長期派遣専門家

(現新潟地方裁判所判事)

國 井 陽 平

第1 はじめに

筆者は、2023年9月から2025年9月まで、JICA長期派遣専門家（以下「長期専門家」という。）として、インドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）に派遣され、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（実施期間は2021年10月から2025年9月まで。以下「本プロジェクト」という。）に従事した¹。本稿は、本プロジェクトのうち最高裁との活動について、その実績等を紹介するとともに、若干の私見を述べるものである²。なお、本稿のうち意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

第2 最高裁関係のプロジェクト目標及び成果、指標について

本プロジェクトにおける最高裁関係のプロジェクト目標は「知的財産に関する事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する。」であり、その成果として、「裁判官に対して、知的財産に関する事件を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する法的判断及び訴訟運営に関する能力を向上させるための教材が作成され、研修が実施される。（以下「成果2」という。）」、「知的財産に関する事件を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律専門家に普及される。（以下「成果3」という。）」という2つが挙げられていた。

上記各成果についてPDMにおいて定められた指標は、以下のとおりである。

【成果2の指標】

- ・指標2-1 研修実施及び構成に関する方針及びプログラムの策定
- ・指標2-2 上記の方針を反映したシラバス、教材の完成
- ・指標2-3 実施された研修の種類・回数

¹ 本プロジェクトは、2015年12月から2021年9月までに実施された「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）に引き続き実施されたものである。前プロジェクト及び本プロジェクトの概要については、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS第89号81頁参照。

² 本プロジェクトの全体や、法務省法規総局との関係については、菊地英理子「インドネシアにおける「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」の成果と今後の活動について」ICD NEWS第103号5頁参照。

- ・指標2－4 研修を受けた研修員の数
- ・指標2－5 研修実施に必要な人数の講師の育成
- ・指標2－6 研修講師の意識・行動の変化
- ・指標2－7 実施された研修に対する、講師、WG、研修員の評価

【成果3の指標】

- ・指標3－1 裁判制度に関する法令上、実務上の問題点の分析結果がまとめられる
- ・指標3－2 上記の分析結果を反映した執務参考資料の完成
- ・指標3－3 執務参考資料の作成に向けた利害関係者の意見聴取
- ・指標3－4 執務参考資料の普及計画の策定
- ・指標3－5 執務参考資料の配布数、配布対象
- ・指標3－6 執務参考資料の普及活動の態様、普及活動の回数
- ・指標3－7 執務参考資料に対する裁判官やその他の法律専門家の評価

以下では、上記各指標に沿って各成果について説明する。

第3 成果2について

(1) 指標2－1（研修実施及び構成に関する方針及びプログラムの策定）、指標2－2（上記の方針を反映したシラバス、教材の完成）について

本プロジェクトにおいて実施した現地での研修は、最高裁内に設置されたワーキンググループ（以下「WG」という。）によるもの（「ショートコース」と呼ばれており、以下このように呼称する。）と、裁判官その他裁判所職員に対する研修の実施機関である司法研修所による各研修（地方での基礎的な研修（以下「知財短期研修」という。）と商事裁判官の資格付与のための研修（以下「商事裁判官資格付与研修」という。））から成る³。

ア WGとのショートコース

長期専門家とWGは、ショートコースについて、知的財産法に関する基本的な能力の向上と講師の養成を主たる目的とするとの方針を立て、各地において実施することとした。

上記方針に基づき、各講師が研修教材を作成した⁴。

イ 司法研修所との研修

長期専門家と司法研修所は、知的財産法に関する研修のカリキュラムやシラバスについて議論し、各研修の計画を策定した。

³ 各研修の内容・関係等については、國井陽平「インドネシアにおける知的財産法に関する研修の実施状況について」ICD NEWS第99号38頁参照。

なお、現地での研修のうち、商事裁判官資格付与研修については、司法研修所が企画・実施するものであって、長期専門家は主に講師として関与するなどにとどまる一方、ショートコース及び知財短期研修については、本プロジェクトがWG又は司法研修所と協議の上、企画・実施するものであり、本プロジェクトが実施全体に関与したことから、本稿では、ショートコース及び知財短期研修を中心に説明する。

⁴ 最高裁においては、講義資料は各講師が作成すべきとの考えが強いため、共通の教材を作成するのではなく、各講師において講義資料を作成した。司法研修所との研修においても同様である。

上記シラバスに基づき、各講師が研修教材を作成した。

(2) 指標2－3（実施された研修の種類・回数）、指標2－4（研修を受けた研修員の数）について

本プロジェクトでは、現地において、WGとのショートコース、司法研修所との知財短期研修及び商事裁判官資格付与研修を実施したほか、日本において、本邦研修を実施した⁵。

本プロジェクトにおいて実施した研修の種類・回数及び研修を受けた研修員の数は、以下のとおりである⁶。

種類	回数	研修員の数
・ショートコース	11回	342名
・知財短期研修	5回	150名
・商事裁判官資格付与研修	3回	214名
・本邦研修	3回	45名

(3) 指標2－5（研修実施に必要な人数の講師の育成）について

本プロジェクトにおいては、本邦研修や現地セミナー⁷等への参加のほか、地方研修（ショートコース又は知財短期研修）において講師を務めもらうことを通じて、知的財産法に関する講師の養成を行った。

本プロジェクトの実施期間中、地方研修（ショートコース又は知財短期研修）において講師を務めた裁判官の実人数は、21名であった⁸。

(4) 指標2－6（研修講師の意識・行動の変化）について

前記(3)記載の講師に対し、研修を通じた意識・行動の変化の有無について確認したところ、回答した全ての講師が研修を通じた意識・行動の変化を感じたと述べた。講師からの回答には、以下のようなものがあった。

⁵ 本プロジェクトにおける本邦研修については、坂本達也「インドネシア法整備支援第15回本邦研修」ICD NEWS第97号139頁、樋口瑠惟「インドネシア法制度整備支援 第18回本邦研修」ICD NEWS第101号109頁、佐々木康平「インドネシア法制度整備支援 第20回本邦研修」ICD NEWS第103号84頁参照。

⁶ 現地での研修の詳細については、前掲ICD NEWS第99号38頁以下参照。なお、同記事記載以降の研修実績は、①知財短期研修につき、2024年：パル・修了者数30名、パダン・修了者数30名、2025年：スラバヤ・修了者数30名、②商事裁判官資格付与研修につき、2024年：修了者数80名である。

⁷ 本プロジェクト中に実施したセミナーとしては、2022年8月の知財刑事セミナー、2023年3月及び同年8月に実施した知財セミナー、2024年12月に実施した国際セミナー（“ASEAN-Japan Good Practice Seminar on Intellectual Property 2024”（JSIP Follow-up Seminar）。法務省、ASEAN事務局、公益財団法人アジア刑政財團と共に開催）がある。そのほか、2024年6月、中央ジャカルタ地裁の商事裁判官との間で、特許事件に関する意見交換会（Focus Group Discussion）を実施した。

⁸ このうち20名は、本プロジェクト又は前プロジェクトにおいて本邦研修に参加した経験を有する。

①知見の取得等	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産法に対する理解が深まった。 ・日本との比較により、広範かつ国際的な視野を得た。
②講義についての意識等	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAとの研修で得た知見との比較を通じて、十分な教材を揃えられるようになったと感じた。 ・講義に自信を持てるようになった。 ・講義を効果的に実施できるようになった。 ・講義や研修員との質疑応答を行ったことにより、講義実施方法についての理解が深まった。
③研修改善についての気づき等	<ul style="list-style-type: none"> ・講師は、研修員に知識を迅速かつ容易に認識できる形（ケーススタディ、インタラクティブな方法）で伝達できるようにならなければならないと感じた。 ・講師は、最新の教材を用意しなければならないと感じた。 ・研修員の理解度にばらつきがあることを踏まえ、研修の進め方を変更した。 ・研修員からの迅速な反応とフィードバックは、研修方法（実践研修・問題解決型研修）の評価材料として役に立つ。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判官が知的財産法について理解する重要性が増していることを認識した。

(5) 指標2－7（実施された研修に対する、講師、WG、研修員の評価）について

ア 講師の評価

本プロジェクトは、ショートコース又は知財短期研修において講師を担当した裁判官に対し、アンケートを実施した。同アンケートの結果は、以下のとおりである。

研修で取り扱うトピック（回答数15）			
よい	普通	悪い	分からぬ
93.3%	6.7%	0%	0%

研修の期間（回答数15）			
長い	ちょうどよい	短い	分からぬ
0%	100%	0%	0%

研修で取り扱う教材の内容の範囲（回答数15）			
広い	ちょうどよい	狭い	分からぬ
6.7%	93.3%	0%	0%

研修の目的を達成したか（回答数15）			
達成した	ある程度達成した	達成しなかった	分からぬ
80%	20%	0%	0%

同アンケートの自由記載欄において、大半の講師が、研修は有益であったと回答した。その他の回答には、以下のようなものがあった。

- ・ 研修員や講師からの率直な評価が重要である。改善のために、研修の達成度について、原因と結果を分析する必要がある。

- ・ 参加者の実務に直結する時事的な内容を含んだケーススタディ等は、研修員にとって魅力的である。
- ・ インドネシアの全裁判官を対象としておらず、教材の深化も不十分であるため、継続的な研修が必要である。
- ・ 研修実施の頻度を増やすべきである。
- ・ より効果的かつ有益な研修とするため、研修員は厳選されるべきである。

イ ショートコースの研修員の評価

本プロジェクトは、ショートコースの研修員に対し、アンケートを実施した。同アンケートの結果は、以下のとおりである。

研修で取り扱うトピック（回答数325）			
よい	普通	悪い	分からぬ
98.2%	1.5%	0.3%	0%

研修の期間（回答数325）			
長い	ちょうどよい	短い	分からぬ
0.3%	68.6%	30.8%	0.3%

研修で取り扱う教材の内容の範囲（回答数328）			
広い	ちょうどよい	狭い	分からぬ
41.2%	55.8%	3.0%	0%

研修は期待に沿うものであったか（回答数325）			
期待に沿うものであった	ある程度期待に沿うものであった	期待に沿うものではなかった	分からぬ
78.8%	20.9%	0.3%	0%

ウ 知財短期研修の研修員の評価

本プロジェクトは、知財短期研修の研修員に対し、アンケートを実施した⁹。同アンケートの結果は、以下のとおりである。なお、各評価の数値は、研修員による評価（1点～5点）の平均値である。

実施場所	マカッサル 2022年3月 30	ジョグジャカルタ 2024年3月 30	パル 2024年5月 30	パダン 2024年10月 30	スラバヤ 2025年9月 26
研修方法の評価	4.47	4.27	4.57	4.50	4.38
研修期間の評価	4.37	4.27	4.57	4.32	4.31
研修全体の評価	4.47	4.23	4.58	4.64	4.38

⁹ 司法研修所が他の研修でも実施している形式であり、ショートコースのものとは異なっている。

(6) 小括

前記のとおり、本プロジェクトは、多数の研修を計画・実施し、研修を受けた研修員の数や講師を務めた裁判官の数も相当の人数に達した。研修に対する評価に関し、研修の期間や研修で取り扱う内容の範囲については講師と研修員との間で多少のギャップはある¹⁰ものの、研修全体としてみれば高い評価を得ていることができる。また、講師の意識・行動の変化についても、知見の取得・意識の向上や、研修改善についての気づき等、ポジティブな回答が多く述べられた。

そうすると、PDM上の指標に照らせば、成果2の達成度は高いということができる。このような効果を持続させるためには、内容をアップデートしつつ研修を継続していくことが望ましい¹¹。

他方で、知的財産法に関する研修については、発展的・応用的な内容を取り扱う研修（アドバンストコース）の構想自体はあるものの、これを実施するには至っていない。本プロジェクトは、セミナー等の実施によって、発展的・応用的な内容をカバーしてきたが、こうした内容を取り扱う研修体制を確立の上実施するか、少なくとも同様のセミナー等を実施していくことが望ましい。

第4 成果3について

(1) 指標3-1（裁判制度に関する法令上、実務上の問題点の分析結果がまとめられる）、指標3-3（執務参考資料の作成に向けた利害関係者の意見聴取）について

長期専門家は、最高裁の協力の下、執務参考資料の作成・公開・普及活動の前提として、裁判制度に関する法令上、実務上の問題点に関するベースライン調査を実施し、その結果を最高裁に共有した。なお、同調査においては、中央ジャカルタ地裁の裁判官、日本・インドネシアの弁護士、JETRO等へのヒアリングが実施された¹²。

(2) 指標3-2（上記の分析結果を反映した執務参考資料の完成）について

ア 判決集

本プロジェクトは、商標に関する日本の判決及びインドネシアの判決が登載された判決集第2集¹³を作成した。また、本プロジェクトは、前プロジェクトにおいて作成された判決集第1集（知財全般）¹⁴につき、掲載順序を変更するなどした第2版を作成した¹⁵。

¹⁰ 研修員からの意見の中では、研修の期間を増やしてほしいとの声が特に多かった。

¹¹ 講師及び研修員の双方から、研修の継続的実施を求める声が多くあった。

¹² ベースライン調査については、西尾信員「インドネシアにおけるベースライン調査について(1)」ICD NEWS第96号103頁・「インドネシアにおけるベースライン調査について(2)」ICD NEWS第97号19頁参照。

¹³ 判決集第2集の作成は、前プロジェクトの実施期間中に開始された。判決集第2集の詳細については、西尾信員「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(1)」ICD NEWS第94号71頁・「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2)」ICD NEWS第95号73頁参照。

¹⁴ 判決集第1集の詳細については、石神有吾「インドネシアにおける知財判例集の作成について」ICD NEWS第74号82頁参照。

¹⁵ なお、著作権に関する判決を登載した判決集の作成にも着手したが、本プロジェクトの実施期間中に完成するには至

イ ガイドブック

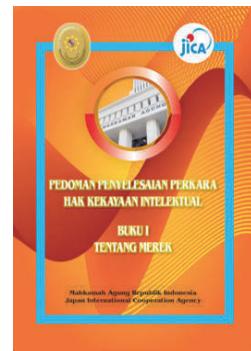
本プロジェクトは、法律の内容や訴訟手続等を整理したもの¹⁶として、商標に関するガイドブック¹⁷及び著作権に関するガイドブックを作成した。



判決集第1集
知財全般



判決集第2集
商標



ガイドブック1
商標



ガイドブック2
著作権

(3) 指標3－4（執務参考資料の普及計画の策定）について

本プロジェクトは、作成した執務参考資料につき、商事裁判所が設置された各地の裁判所に配布などとともに、ローンチイベント、普及活動（後記(5)）等で内容を説明しつつ普及することとした。なお、判決集については、JICAのウェブサイト¹⁸に掲載し、普及活動に活用することとした。

(4) 指標3－5（執務参考資料の配布数、配布対象）について

本プロジェクトが作成した執務参考資料の印刷部数は、以下のとおりである。本プロジェクトは、これらを裁判官その他の法律専門家等に配布した。

執務参考資料	部 数
・判決集第1集第2版（知財全般）	400部
・判決集第2集（商標）	600部
・ガイドブック1（商標）	900部
・ガイドブック2（著作権）	400部

(5) 指標3－6（執務参考資料の普及活動の態様、普及活動の回数）について

本プロジェクトは、判決集第2集（商標）、ガイドブック1（商標）及びガイド

らなかった。もっとも、最高裁は上記判決集の作成を継続する意向を有しており、今後作成を継続することが期待される。

¹⁶ ガイドブックにおいて条文等にコメントを付す（解釈を示す）ことについて、作成メンバーの中に抵抗感が強い者が多かったため、作成されたガイドブックの記載内容は、主に法令の規定等を整理したシンプルなものとなっている。今後は、利用者からのフィードバック等を踏まえ、条文等についてコメントを付すことも含めてアップデートし、更に内容を充実させていくが望ましい。

¹⁷ 商標ガイドブックの作成は、前プロジェクトの実施期間中に開始された。

¹⁸ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/indonesia/index.html>

ブック2（著作権）それぞれにつき、ローンチイベントを実施した¹⁹。

また、本プロジェクトは、ガイドブック1（商標）に関し、その内容を説明するとともに、商標について意見交換等を行う執務参考資料の普及活動²⁰を各地で実施した。実施時期、実施場所及び参加人数（裁判官数）は、以下のとおりである。

実施時期	2025年5月	2025年6月	2025年8月
実施場所	スマラン	メダン	マカッサル
参加人数	37名	34名	39名

そのほか、ショートコースや知財短期研修において、判決集に登載された裁判例を取り上げるとともに判決集が掲載された前記ウェブサイトを紹介するなどして、判決集の普及等を行った。

(6) 指標3-7（執務参考資料に対する裁判官やその他の法律専門家の評価）について

ア 裁判官の評価（執務参考資料の普及活動参加者の評価）

本プロジェクトは、前記(5)記載のガイドブックの普及活動に参加した裁判官に対し、同ガイドブックに関するアンケートを実施した。同アンケートの結果は、以下のとおりである。

執務参考資料を参照する頻度（回答数97）			
よく参照する	ときどき参照する	めったに参照しない	まだ参照していない
90.7%	6.2%	2.1%	1.0%

執務参考資料の評価（回答数97）			
役に立つ	ある程度役に立つ	役に立たない	分からぬ
100%	0%	0%	0%

イ インドネシアの弁護士の評価

本プロジェクトが作成した執務参考資料に関し、インドネシアの弁護士に意見を求めたところ、同人からは、「これまで知的財産権に関する執務参考資料が存在しなかったこともあり、プロジェクトによって作成された執務参考資料は、弁護士にとっても有益である。同僚の弁理士も同意見である。」との意見が述べられた。

(7) 小括

前記のとおり、本プロジェクトは、複数の執務参考資料を作成の上、裁判官その他の法律専門家等に対し、適宜の方法で普及活動を行った。作成された執務参考資料に対する評価は高い。

¹⁹ いずれも、最高裁関係者のほか、法務省法規総局や法務省知的財産総局の職員等、合計100名超が出席した。

²⁰ 事件類型毎の商標事件の講義・ディスカッションのほか、商標の重要論点に関するケーススタディ等を実施した。

そうすると、PDM上の指標に照らせば、成果3の達成度は高いということができる。

他方で、本プロジェクトで作成された執務参考資料は、知的財産の一部に関するものにとどまり、他の分野・種類の執務参考資料を作成する余地がある。また、本プロジェクトにおいて各地で実施した執務参考資料の普及活動は、商標ガイドブックについてのものであったが、著作権ガイドブックや今後作成される執務参考資料についても同様の普及活動を行うことが望ましい。

今後、これまで作成した執務参考資料について適宜アップデート等を行いつつ普及活動を継続するとともに、他の分野・種類の執務参考資料の作成・普及を実施していくことが期待される。

第5 おわりに

前記のとおり、PDMで定められた指標に照らせば、最高裁関係での各成果の達成度は、いずれも高いと考える²¹。

他方で、成果2（研修）の関係でいえば、より応用的・実務的な研修を取り扱う研修体制等を確立・実施し、成果3（執務参考資料）の関係でいえば、これまで作成されたものとは異なる分野・種類の執務参考資料を作成・普及するなど、活動を発展させていく必要性もある。

本プロジェクトは、2025年9月に終了したが、これに引き続き「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」（実施期間は2025年10月から2028年9月までを予定。）²²が実施される。同プロジェクトにおける最高裁関係での活動の対象は従前の枠組みよりも拡大することが予定されており、具体的な活動内容として知的財産関係の活動を実施していくかについては、同プロジェクト開始後に最高裁と協議した上で決められることとなる。いずれにしても、これまでに培われてきた経験を元に、最高裁において、知的財産事件に関する裁判官の能力向上を目的とする活動が継続され、更に発展していくことを期待したい。

²¹ 本プロジェクトに関し2025年9月10日に開催された第4回合同調整委員会（JCC）の出席者から出された意見も、概ね同様のものであった。

²² 同プロジェクトの概要については、前掲ICD NEWS第103号17頁参照。

キルギス基本法制について（2）¹ ～キルギス民法～

法務省大臣官房国際課
高 橋 一 章

第1 はじめに

本稿では、キルギス共和国民法及び民事訴訟法（以下それぞれ「キルギス民法」及び「キルギス民訴法」という。）について概観するとともに、若干の検討を加える。

第2 キルギス民法典²概観

キルギス民法典全体の構成としては、大きく民法典第1部と第2部と分かれており、それぞれ法典化されている。つまり、1つの民法典の中で2つの部に分かれているのではなく、2つの民法典があり、そのうちの一方が第1部、他方が第2部となっている。第1部については1996年、第2部については1998年にそれぞれ制定されている。第1部及び第2部をあわせて1208条まで規定が存在しており、それにおいて規定されている内容は以下のとおりである。

【民法第1部】

第1節 総則（1条～207条）

第1章	民法関係規則
第2章	権利義務の発生・権利の履行と保護
第3章	権利の客体
第4章	市民（個人）
第4章－1	農民世帯
第5章	法人格
第6章	国家が民事関係に関与する場合の規制
第7章	取引
第8章	代理・委任
第9章	期間・時効

第2節 所有权及びその他の財産権（222条～295条）

第10章	総則
第10章－1	土地の所有权及び（それに付随する）その他の財産権

¹ 本稿は、拙稿「キルギス基本法制について(1)」ICDニュース102号（<https://www.moj.go.jp/content/001444242.pdf>）に続くものである。

² なお、本稿における民法典の情報は、令和7年2月に実施したキルギス共和国との共同研究において、研究員から提供を受けた英語に翻訳された民法の内容を前提としている。また、提供を受けた民法典は、2025年2月改正まで反映されているものである。

第11章	居住用建物の所有権及びその他の権利
第12章	所有権の取得
第13章	共同所有権
第14章	所有権の終了
第15章	財産権の保護
第3節 契約 (一般規定) (296条~414条)	
第16章	債務の意義と当事者
第17章	義務の履行
第18章	債務名義人の変更・債務の譲渡
第19章	義務の施行確保
第20章	義務違反に対する責任
第21章	債務の終了
第22章	契約総則

【民法第2部】

第4節 特定の種類の契約 (415条~1036条)	
第23章	売買
第24章	交換
第25章	贈与
第26章	年金契約を伴う賃貸借
第27章	賃貸借
第28章	居住用建物の賃貸借
第29章	使用貸借
第30章	請負
第31章	有償役務提供
第32章	輸送
第33章	貨物運送
第34章	消費貸借
第34章-1	イスラム金融原則に基づく取引及び契約
第35章	金銭債権譲渡による融資
第36章	銀行預金
第37章	銀行口座
第38章	(銀行預金及び銀行口座に係る) 支払い
第39章	代理
第40章	事務管理
第41章	手数料
第42章	代理店
第43章	財産権の信託

第44章	ビジネスライセンス（フランチャイズ）
第45章	保管
第46章	保険
第47章	パートナーシップ
第48章	入札
第49章	公示によって約束された報酬の支払
第50章	賭博・宝くじ
第51章	損賠賠償義務
第52章	不当利得による債務
第5節 知的財産権（1037条～1117条）	
第53章	総則
第54章	著作権
第55章	著作隣接権利
第56章	工業所有権
第57章	植物の新品種及び動物の新品種に関する権利
第58章	未公表情報の不正使用からの保護
第59章	商号・商標・地理的表示等による個別化
第6節 相続（1118条～1166条）	
【省略】	
第7節 国際私法（1167条～1208条）	
【省略】	

第3 若干の検討

1 日本民法に定めのない規定等

- (1) 上記の各章をみると、例えば「農民世帯」にみられるように、現行日本民法にはそもそも置かれていない規定がある。上記「農民世帯」のほか、「国家が民事関係に関与する場合の規制」、「イスラム金融原則に基づく取引及び契約」、「銀行預金」、「銀行口座」などである。
- (2) それぞれの条文の内容をみると、まず、農民世帯の章には、最初に農民世帯の概念が定義されている（82条1項）。これによると、農民世帯とは、法人格をもつ、または法人格を持たずに活動を行う独立した経済主体で、その活動は主に農産物の生産に共同で従事する一家族の構成員、親族、その他の人々の個人的労働に基づいており、農民農家の構成員が共同所有に基づいて所有する、または使用（リース）を受ける土地およびその他の財産を基盤としているものをいうとする。

そして、農民世帯は法人格を有する場合には司法当局によって登録され、法人格を有していない場合には個人事業主として登録されなければならない（82条の2第2項）。また、農民世帯の財産は構成員による共同所有が原則であるとされてい

る（82条の3）。

- (3) 次に、国家が民事関係に関与する場合の規制に関する条文をみると、キルギス共和国は市民及び法人と対応な立場で民事に係る法律関係を有することができ、その場合には特別の定めがない限り民法を含む民事関係法令が適用される（168条1項及び同条2項）。

国家は、その行為を通じて財産的及び非財産的権利及び義務を取得する主体となりえるほか、法律が定める場合には私的法人及び市民も国に代わって行動することができる（169条1項及び2項）。また、国家は、その所有する財産によってその義務を履行する責任を負う（170条1項）。ただし、国家と国家が設立した国営法人との関係については、国家は国営法人の責任を負うことではなく、国営法人についても国家が責任を負うことではないとされている（170条2項及び3項）。国家が締結した契約に基づき、法人の義務に対して保証（連帯保証）を引き受けた場合、または法人が国家の義務に対して保証（連帯保証）を引き受けた場合はこれらの条文の適用はない（同条4項）。さらに、外国法人、外国国民及び外国国家が関与する民事法律関係におけるキルギス共和国の責任は、国内法によって担保された国際条約によって定まるとする（171条）。

- (4) また、「イスラム金融原則に基づく取引及び契約」に関してみると、そもそも、イスラム法学（＝フィクフ〔fiqh〕）は、イスラムの聖典であるクルアーン（Qur'an）及び預言者ムハンマドの範例・慣行を指すスンナ（Sunna）という二大法源から、イスラム学者（＝ウラマー〔ulama〕）の解釈により形成されてきたとされる³。一般に、イスラム法（Islamic law）といわれる場合、それは、上記の法源において示される啓示法たるシャリア（Shari'a）と、人間によるその「理解」であるフィクフの、2つを意味する。フィクフは、人間による神の法が何たるかについてのあり得る仮説でしかないため、不变であるシャリアとは異なり、「不完全で、複数あることもあり得、不確実で、変化し得る」とされる。そして、イスラム法においては、イスラム学者のみが、何が法かを知ることができるとされる。そのため、一般のイスラム教徒は、ある行いについてイスラム法上の疑義が生じた場合、イスラム法上の法律意見なし法学裁定（＝ファトワー〔fatwa〕）を下すイスラム法学者（＝ムフティー〔mufti〕）に、シャリアの解釈に関する意見を求めることが期待されるという。

このようなことから、イスラム法全般として法適用の予測可能性が担保できないという評価をされることが多かった。しかしながら、2000年代以降、イスラム金融の国際的な発展を下支えすべく、イスラム金融のルールに関する国際的な規模での標準化が行われてきたといわれている。

このような観点でみると、キルギス民法は明文でイスラム金融のルールについて

³ 以下のイスラム法に関する記述は、加藤紫帆「我が国裁判所におけるイスラム金融をめぐる国際民事紛争の解決」都法63巻1号（2022年7月）231頁から241頁による。

定めており、法的予測可能性についてはその限りで保たれないと評価しうる。1つ1つの契約類型についての詳細な紹介は避けるが、キルギス民法では、イスラム金融に関連して、投資家が資金提供する場合のムダラバ契約（738条以下）、銀行が資金提供する場合のムラババ契約（738-9条以下）、複数の当事者が資金を拠出しあう形でのパートナーシップ契約を規律するシャリカ契約（738-16条以下）などそれぞれの契約類型に関する規律を定めている。

ただし、そもそもこのようなイスラム金融のルールが適用されるのがどのような場面かについては、「銀行と金融のイスラム原則の分野における関係の詳細は、キルギス共和国の規範的な法律により規定される（1条）」とするのみで民法上は判然としない。

(5) さらに、「銀行預金」及び「銀行口座」についてみると、キルギス民法749条によれば、銀行預金とは、「収入の保管および受領を目的として、個人および法人が銀行に預け入れる自国通貨または外国通貨建ての資金」と定義される。そして、当該預金業については、同法750条1項により、キルギス共和国国立銀行が発行したライセンスに基づいて営業し、銀行の預金保護システムに参加している銀行及びキルギス共和国国立銀行から適切なライセンスを取得したその他のノンバンクの金融・信用機関にのみ属し、国立銀行が定める制限を考慮すると規定される。

そのうえで、銀行預金契約とは、預金者から、又は預金者のために受け取った金銭（預金）を銀行が受け入れるにあたり、契約によって規定された条件および方法で、預金者に当該金額およびその利息、または別の形態の収入を支払うことを約束するものをいうとされる。（キルギス民法751条1項）。そして当該契約は、預金者がキルギス国民である場合、公的契約である旨定める（キルギス民法751条2項）。

また、関連して銀行口座契約とは、ライセンスを有する銀行が、顧客（口座所有者）のために開設された口座に入金された資金を受け入れ、入金すること、口座から対応する金額を送金および発行する顧客の指示を実行すること、および口座に関するその他の業務を実行することを約束することを内容とするものと定める（760条1項）。そして、銀行は、銀行口座にある顧客の資金を使用することができ、口座にある金額の範囲内でこれらの資金をいつでも自由に処分する権利を保証する（760条2項）。なお、銀行口座の契約に基づき、資金がないにもかかわらず銀行が口座から支払いを行った場合や口座への入金を行った場合、銀行は当該支払いの日から対応する金額の融資を顧客に行ったとみなされる（766条1項）。

(6) その他、例えば、第5章の法人格の規定には、それぞれの法人の形態についての規定があったり（105条以下）、第5節における知的財産、第7節における国際私法に関する規定があったりするが、これらも現行日本民法との違いとみることができる。また、個別に章立てされていないものの、キルギス民法においては、有価証券について定め（38条から49条）、各有価証券（債券、小切

手、為替手形、株式、船荷証券等）についての規定をおくなどしており、この点も現行日本民法との違いとして指摘できると思われる。

2 財産権にまつわるキルギス民法の規定の概要

(1) 本稿において、キルギス民法に定めるそれぞれの規定内容が日本民法とどのように異なっているのかを詳細に見ていくことは容易ではなく、今後継続される共同研究の1つのテーマとして検討されることを期待したい。ここでは、財産権にまつわる規定を概観するにとどめる。

(2) 法的行為の主体に関して

キルギス民法には、国民の完全責任能力を18歳以上の成人に認めている（56条1項）。なお、いわゆる婚姻による成人擬制も認めているため（56条2項）、18歳未満であっても婚姻した時点で完全責任能力を有することになる。

日本とは異なり、キルギス民法の場合、年齢の幅を区切ってそれに可能な法律行為の種類を定める。具体的には、14歳未満の児童が行うことのできる法律行為（63条）、14歳から18歳までの未成年者が行うことができる法律行為（61条）をそれぞれ規定し、各年代で可能な法律行為を定めている。また、いわゆる責任無能力者に関しては、64条によって、精神障害のため自分の行動の意味を理解したり、それを制御したりすることができない場合は、裁判所によって無能力者と宣告されることがあり、その場合、裁判所の決定により、後見制度が確立されると規定する。

なお、ここでは国民と訳しているが、キルギス民法には、市民、法人、国家のほか法律で特別の定めがない限りにおいて、外国人、無国籍者、外国法人にも民法が適用されると定められているため（1条3項）、キルギス国民以外の民法による保護を除外しているわけではない。

(3) 財産権の種類等に関して

キルギス民法は、権利の対象となる財産権の種類として、物（貨幣、有価証券を含む）、仮想資産、その他の財産、著作物およびサービス、保護された情報、知的活動の成果およびそれに準ずる個性識別手段（知的財産）、その他の有体・無体の資産が含まれると定める（22条）。そして、これらの財産権は、法律によって除外されない限り、又はその流通に制限が課されてない限りにおいて、自由に他者に譲渡または移転できるとする（23条1項）。また、譲渡等が制限される場合には、法律において明示されなければならないとする（23条2項）。同条において明示されているものとしては一身専属権といえるような権利（23条3項）はその譲渡ができないとしているほか、土地については土地法、仮想通貨については仮想通貨を規制する法令によって定める限度での譲渡が認められるものとされている（23条4項及び5項）。

また、財産権の典型である所有権についてみると、所有権とは、立法行為によっ

て認められ保護される主体の権利であり、自らの財産を所有し、使用し、処分することを自己の裁量により行う権利をいうとされ（民法222条1項）、所有者は、自己の財産に対して、所有・使用・処分の権利を有すると定める（同条2項）。ただし、財産権のうち不動産のなかで牧草地については、キルギス民法233条1項により、個人での所有権は認められていない。

所有者は、自己の財産に関して、法令に反せず、他人の権利および法的に保護される利益を侵害しない限り、自己の裁量によりいかなる行為も行う権利を有しており、これには、財産を他人に譲渡すること、所有者の地位を保持したまま、所有・使用・処分の権限を他人に移転すること、財産を担保に供すること、その他の方法で財産に負担を課すこと、財産を処分することが含まれるとする（同条3項）。特に、土地に関しては、土地の所有・使用・処分は、その流通が法令により認められる範囲において、他人の権利および正当な利益を侵害せず、環境に損害を与えない限り、所有者によって自由に行われるものと定める（同項後段）。

関連して、キルギス民法では国家に関する所有権についての定めをおく。キルギス民法225条によれば、国家は、その機能を遂行するために必要なあらゆる財産を所有することができ、国家財産は、国家の財政資産および規範的法令に基づき国営企業や国家機関に割り当てられた財産から構成される。国家予算資金、金準備、国家が排他的に所有する対象（例えば、土地、地下資源、水域、領空、森林、動植物、すべての天然資源）、及び国営企業や国家機関に割り当てられたその他の国家財産は、キルギス共和国の国家財政資産を構成するとし、国家所有の財産は、国営企業には経済的管理または業務的管理の形態で、国家機関には業務的管理の形態で割り当てられる。

（4）取引（Deal）に関する規定について

キルギス民法は、上記のとおり、第7章に取引（Deal）という章をおいているが、その規定内容を踏まえると日本現行民法の「法律行為」に関する一般事項を定めているものと評価できる。

ここにおいて、取引とは、権利義務の成立・変更・消滅を目的とする行為であると定義されている（172条1項）。そして、取引は当事者の意思表示による当事者の合意によって行われる（172条3項、4項）。取引は口頭によることも可能であり（175条1項及び2項）、また、書面で締結された契約の履行における取引について、当事者の合意により口頭で締結することもできる（175条3項）。

取引は以下の事由がある場合には無効と定められている。例えば、故意に公共の利益および国家の利益に反する目的で締結された取引（187条）、架空および偽装取引（188条）、無能力と認められた市民が締結した取引（189条）、14歳未満の児童が締結した取引⁴（190条）、裁判所によって法的能力が制限された市

⁴ なお、関連して、14歳から18歳までの児童が、父母、養父母または後見人の同意を得ずに締結した取引は、この法典に従ってその同意が必要とされる場合、父母、養父母または後見人の訴えにより、裁判所が無効と宣告することが

民が締結した取引（192条）、いわゆる錯誤による取引（196条）、詐欺・脅迫等の手段を用いた取引（197条）などが挙げられている。

それぞれの事由によって取引が無効となる場合の第三者との利害関係の調整については個別には規定されていないものの、第15章「財産権の保護」のなかにある291条において、財産が、その財産を処分する権利を有しない者から対価を得て取得され、そのことを取得者が知らず、また知ることができなかつた場合（善意の取得者）、元の所有者は、財産の紛失、盗難、又はその意思に反して他の方法で占有を離れた場合に限り、この財産を取得者の所有から取り戻す権利を有すると定め

（同条1項）、善意の買受人は、法的効力を生じた裁判所の決定により、第1項に定める根拠に基づいて、当該財産が元の所有者または当該財産が所有権移転された者の所有から離れたことが立証されるまでは、対価を伴う取引において当該買受人が受領した財産の所有者であるとする（同条2項）。ただし、財産を処分する権利を持たない者から「無償で」財産を受け取った者は、善意の買受人とはみなされない（同条3項）。

なお、取引の対象が不動産である場合には、そもそも不動産の民事上の権利義務の発生・変更・消滅に係る取引は登録が必要であるとされている（民法25条、180条）。そして、当該登録をしていない取引は無効と定められている（民法181条）ところであり、不動産取引に関してはこの登録によって取引の安全がはかられているということができる。

（5）担保権の規定に関して

キルギス民法は、債務の履行は、違約金、質権、留置権、保証、保証契約、手付金、その他法令または契約により定められた方法によって担保することができる（319条1項）と規定し、主たる債務との関係性について、債務の担保に関する契約が無効であっても、主たる債務の無効を意味するものではないが（同条2項）、主たる債務が無効である場合には、それを担保する債務も無効となるとする（同条3項）。

違約金とは、法令又は契約に定める金額若しくは契約に定めるその他の財産的価値物であって、債務の不履行又は不適切履行があったときに、債権者に支払うか引き渡さなければならないものをいい、この場合、債権者は、損害を受けたことを証明する義務を負わない（民法320条）。質権とは、担保物が担保権者の占有下に移される担保権である（民法324条）。留置権とは、債務者又は債務者の指定する者に引き渡すべき物を占有している債権者において、債務者が期限までにその物の代金の支払義務、費用償還義務その他の損害賠償義務を履行しない場合は、当該債務が履行されるまでの間、その物を留置することができる権利をいう（民法342条）。保証とは、保証契約に基づいて、保証人において、他人の債務履行に

できると定められている（民法191条）。

つき、その債権者に対し、債務の履行について、全面的に、又はこの者と連帶して部分的に責任を負うことをいう（民法343条）。保証により担保される債務の不履行、不適切履行においては、保証人と債務者は債権者に対して連帶して責任を負うが、保証契約に補充責任ということが決められている場合はこの限りではない（民法344条）。手付とは、契約交渉当事者の一方が他方当事者に交付する金銭で、契約により他方に支払うべき金額の内金とされ、契約締結の証拠及び契約履行の担保となるものをいう（民法354条）。

なお、抵当権についてはキルギス民法上には規定はないものの、別途キルギス担保法によって抵当権が認められているところである。

（6）債務不履行責任に関して

キルギス民法によれば、債務不履行責任に関し、義務を履行せず、または不当に履行した者は、法律または契約により他の責任事由が定められている場合を除き、過失（故意または過失）がある場合に責任を負うと定める（356条1項）。他方、企業の活動の過程において義務履行を行った場合には、不可抗力、すなわち与えられた条件下での異常かつ不可避な状況により適切な履行が不可能であったことを証明しない限り、責任を負うものとすると規定している（356条2項）。

また、両当事者に過失を認めることができる義務違反に関しては、裁判所はそれに応じて債務者の責任額を減額するとともに、債権者が故意または過失により、履行不能または不適切な履行によって生じた損害額の増加に寄与した場合、またはそれらを軽減するための合理的な措置を講じなかった場合、債務者の責任額を減額することとされている（357条1項）。

そして、特に義務の内容が現物債務の履行である場合として、その履行が「不適切であった場合」の損害賠償額の支払いは、法律または契約に別段の定めがない限り債務者の債務の履行を免除するものではない（361条1項）としつつ、その履行が「完全に不履行であった場合」の損害賠償額の支払いは、法律または契約に別段の定めがない限り債務者の債務の現物履行を免除するとする（361条2項）。

さらに、契約等による債務者の義務履行がなかった場合において、債権者は、法令、契約、または義務の本質から別段の定めがない限り、合理的な期間内に、合理的な対価で義務の履行を第三者に委託するか、自ら履行する権利を有し、債務者に対して、発生した必要経費およびその他の損失の賠償を請求する権利を有すると定める（362条）。

損害賠償によって賠償される内容は、キルギス民法によれば、法律または法律に基づく契約に別段の定めがない限り、自己に生じた損害の全額賠償を請求することができるとする（14条1項）。そのうえで、さらに、損害とは、権利を侵害された者がその権利を回復するために支出した、または将来支出すべき費用、財産の喪失または損傷（実損害）、およびその者が通常の民事流通の状況下で権利が侵害されなかつた場合に得られたであろう収益（逸失利益）を意味するとする（14条2

項)。

第4 今後の共同研究の方向性等

本稿で検討したキルギス民法の内容はほんの一部にすぎず、また、あくまでも条文の規定ぶりのみに依拠して検討したものにすぎない。ただ、少なくとも、キルギス民法全体としては、体系的な構造を有しており、民法における基本的な規定は存在していると評価してよいと思われる。確かに、先にみたような有価証券の規定や知的財産権に関する規定など、基本法たる民法に組み入れるよりも個別法として整理する余地がある内容も含まれているが、法整備支援という視点からは必ずしも問題視するようなものではないように考えられる。

また、それぞれ個別の規定内容をみても、民法における最低限規定しておくべき内容は網羅されているようにみえる。そうであるとすると、むしろ、民法典そのものの検討よりは、キルギス民法が具体的にどのように適用されているのかといった実務に焦点を当てた共同研究の方向性があり得るのではないかと思われる。例えば、教室事例を用意するなどし、キルギスの専門家において民法の適用について発表してもらい、その適用の方法や適用結果をみていくことで問題点の洗い出しを行うなどの方法が考えられる。

例えば、上記でみた規定内容によれば、国家それ自体と国営法人の履行義務は相互に関連せず、国家の履行義務に関する責任を国営法人は負わず、その逆もしかりとなっている（170条2項及び3項）。他方、国家は、その機能を遂行するために必要なあらゆる財産を所有することができ、国家財産は、「国家の財政資産および規範的法令に基づき」国営企業や国家機関に割り当てられた財産から構成される（225条）。そうすると、例えば、国営企業が個人と何らかの契約を締結したのち、国営企業において当該契約に基づく履行が困難となり債務不履行による損害賠償が個人から請求される可能性が高くなった時点で、「規範的法令」を改正し当該財産を国家につけかえることで、将来的に国営企業に損害賠償請求がなされたとしても当該請求による財産の流出を回避することが可能になるようにもよめる。現実にこのようなことがなされる事例があるかはおくとしても、1つの例として、このような事例を用いた具体的検討は、今後の共同研究の手法として有益なように思われる。

さらに、本稿でキルギス民法をみた結果、例えば土地や担保については、それぞれ土地法、担保法といった特別法が存在し、それらの特別法により詳細な規定を定めていることが判明したところ、より実務の実態を把握する1つの方法として、土地法や担保法についての情報提供を受けつつこれらの特別法の検討をするというのも意義があるようと思われた次第である。

子どもの権利保障に向けた司法面接の展望： ウクライナとの対話を通して

金沢大学 人間社会研究域
上 宮 愛

2025年7月に行われたウクライナと日本との二国間共同研究において、子どもの権利擁護と司法面接に関する意見交換に参加する機会を得た。戦時下という極めて困難な状況にありながらも、ウクライナは、国連子どもの権利条約、欧州評議会のランサローテ条約、EU法体系 (EU *acquis*) の基準、さらには欧州の子ども擁護センター (Child Advocacy Center : CAC) の「子どもの家モデル (Barnahus model)」を参照しつつ、子どもの権利を保障する改革を進めていた。その姿勢には強い感銘を受けるとともに、日本における司法面接制度を改めて国際的な枠組みと比較し、どのような課題が残されているのかを検討する必要性を痛感した。

研究会の2日目に、ウクライナの取り組みについての報告を聞き、その中で参照されていた様々な子どもの権利擁護に関わる基準を改めて振り返った。その中でも、ウクライナが参照するランサローテ条約では、以下の2つの条文が特に司法面接と関連する。

第35条 子どもとの面接 (Article 35 Interviews with the child)

1. 各締約国は、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。その措置により、次の事項が確保されるものとする。
 - a. 子どもに対する面接は、事実が管轄当局に通報された後、不当な遅延なく実施されること。
 - b. 子どもに対する面接は、必要な場合には、この目的のために設計され又は改装された施設において実施されること。
 - c. 子どもに対する面接は、この目的のために訓練を受けた専門職によって実施されること。
 - d. 可能な限り、かつ適切である場合には、同一の者が子どもに対するすべての面接を実施すること。
 - e. 子どもに対する面接の回数は、刑事手続の目的のために厳格に必要とされる限度において、可能な限り少数に制限されること。
 - f. 子どもは、自らの法定代理人又は、適切な場合には本人が選択した成人を同伴することができる。ただし、当該者について合理的な理由に基づきこれと異なる決定がなされている場合を除く。
2. 各締約国は、被害者とのすべての面接又は、適切な場合には子どもである証人との面接が録画され得ること、並びにこれらの録画された面接が、その国内法に定める規則に

従い、裁判手続において証拠として受け入れられ得ることを確保するために、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。

3. 被害者の年齢が不確かであり、かつ当該被害者が児童であると信すべき理由がある場合には、その年齢の確認がなされるまでの間、第1項及び第2項に定める措置を適用するものとする。

第36条 刑事裁判手続 (Article 36 Criminal Court Proceedings)

1. 各締約国は、法曹職の自律を規律する規則を十分に尊重しつつ、刑事手続に関与するすべての者、特に裁判官、検察官及び弁護士の利益のために、子どもの権利並びに児童の性的搾取及び性的虐待に関する研修が利用可能であることを確保するために、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。
2. 各締約国は、その国内法に定める規則に従い、次の事項を確保するために必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。
- 裁判官は、公衆を立ち会わせないで公判を行うことを命ずることができること。
 - 被害者は、特に適切な通信技術の利用を通じて、法廷に出廷することなく法廷において聴取され得ること。
-

これらの基準に照らし合わせれば、日本の司法面接実務は、すでに以下の点では国際水準に合致していると考えられる。第35条の（a）不当な遅延なく面接を実施すること、（c）訓練を受けた専門職による面接の実施、（d）可能な限り同一の面接者による実施、（e）面接回数を必要最小限に制限すること、ならびに第35条第2項・第3項、さらに第36条の第1項（関係者に対する研修の提供）および第2項（b）（適切な通信技術を用いた非出廷での聴取）については、一定程度実現されていると評価できる。

日本における司法面接の取り組みは、面接技法や面接プロトコルの普及を中心として発展してきた経緯がある。国際的な司法面接プロトコルであるN I C H D プロトコルの国内での普及に關していくれば、2008年より以下に示す主に国の研究助成を受けて進められ、2020年からは研究機関が提供する研修事業として「立命館大学司法面接研修事業」が現在まで続けられてきた：

- ・ 2008-2012年：独立行政法人 科学技術振興機構・社会技術研究開発センター「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練（代表：仲真紀子）」
- ・ 2012-2015年：文部科学省科学研究費補助金 新学術領域研究「法と人間科学」「子どもへの司法面接：面接法の改善その評価（代表：仲真紀子）」

- ・2015-2018年：国立研究開発法人科学技術振興機構・社会技術研究開発センター「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域「多機関連携による司法面接の実施を促進する研究プログラムの開発と実装（代表：仲真紀子）」
- ・2018-2020年：国立研究開発法人科学技術振興機構・社会技術研究開発センター「戦略的創造研究推進事業」研究成果の定着に向けた支援制度（代表：仲真紀子）

上記の国際基準である「(c) 訓練を受けた専門職による面接の実施」に関していえば、2021年度までに延べ14000人以上の子どもに関わる実務家への研修を終え、検察、警察、児童相談所などの専門職の間ではこの司法面接の技法が幅広く認知され、現場においても一定程度「技術的な側面」が整備されてきた。また、「(e) 面接回数を必要最小限に制限する」については、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第5回会議配布資料の中で、多くの事案が1回の聴取で終えられていることが示されている（法務省、2020）。さらに、第35条2項の「面接録画の法廷での使用」に関していえば、2023年に新法刑事訴訟法第321条の3が制定され、法的な枠組みが整えられた。

しかしながら、国際的な基準と比較した場合、日本の司法面接制度には依然として課題が残る。例えば、欧州評議会のランサローテ条約は、子どもの権利を司法手続の中心に据えており、前述の第35条・第36条に加え、第14条「被害者への援助」（Article 14 Assistance to victims）では被害者やその家族に対する心理的・治療的支援の提供を各国に義務づけている。

----- 第14条 被害者への援助

1. 各締約国は、被害者の身体的及び心理社会的回復を短期的並びに長期的に援助するために、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。本項に基づき講じられる措置は、子どもの意見、必要及び懸念を十分に考慮するものとする。
2. 各締約国は、その国内法に定める条件の下で、被害者援助に従事する非政府組織、その他の関連団体又は市民社会の他の構成要素との協力を図るための措置を講ずるものとする。
3. 子どもの両親又は養育を担う者がその性的搾取若しくは性的虐待に関与している場合には、第11条第1項の適用に基づきとられる介入手続には、次の措置を含むものとする。
 - 被疑加害者を排除する可能性
 - 被害児童をその家庭環境から分離する可能性
 かかる分離の条件及び期間は、子どもの最善の利益に従って決定されるものとする。

4. 各締約国は、被害者の近親者が、適切な場合には、治療的援助、特に緊急の心理的ケアを受けられるようにするために、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。

ウクライナが参照するB a r n a h u s モデルでは、司法手続と心理社会的支援が「同じ屋根の下 (under one roof)」で一体的に提供され、「心理職」が司法手続きのプロセスにおける心理支援の中核的な担い手として制度的に位置づけられている。そして、被害者に必要な心理支援や回復プログラムが公的に保障される仕組みも整備されている。

このような国際的実践と比較すると、日本の司法面接は「適切な聞き取り技法」や「録画の証拠利用」といった技術的・運用的側面に重点を置いて発展してきた一方で、制度的・権利保障的な側面が未だ相対的に弱い可能性がある。国内における今後の課題は、司法面接を単なる「技法」や「手続的要請」としてではなく、「子どもの権利保障を実現する手段」として制度的に位置づけ（仲、2021；上宮、2021）、その中に心理支援を不可欠な要素として組み込むことにある。これらの課題について、このウクライナとの二国間研究会に参加し、感じた課題を以下の3つの点から論じたい。

1) 日本における「子ども擁護センター（C A C）」モデルの適用のための課題

日本国内では、欧米諸国でいうところのC A Cの数は少ない。司法面接と心理社会的ケアがC A Cモデルのように「一つ屋根の下」で包括的に提供されていない背景には、日本の司法面接が、公的機関、なかでも検察・警察・児童相談所の三機関連携を基盤として発展してきたという歴史的経緯が大きく関わっているとも考えられる。あくまで筆者の個人的な印象にすぎないが、C A Cモデルが日本において十分に発展してこなかつた背景の一因として、「誰が面接を実施するのか」といった手続き的な議論に過度に焦点が当てられてきたことが挙げられる。その結果、捜査機関とC A Cモデルを推進する国内の実務家との間に一定の距離が生じているように思われる。実際に、日本では「捜査機関が面接を行うと中立性が損なわれるのではないか」といった議論が存在し、その延長として、C A Cモデルを導入する際には、米国のように民間の「中立的な」司法面接官（forensic interviewer）が捜査機関に代わって面接を担うべきだとする意見もみられる。しかし、これは、国際的な基準に照らして適切な議論だといえるのだろうか。

現在、司法面接の研修活動を共にしている捜査機関の関係者の姿を見ていると、司法面接を自らの重要な課題として真摯に捉え、強い責任感とコミットメントをもって不斷の努力を重ねている様子がうかがえる。そのような積み重ねを知る者としては、将来的に「自らの手で面接できなくなる」という制度的変化が生じた場合、関係者は大きな喪失感を抱くであろうことも自然に想像できる。

また、心理学的な研究知見にもとづけば、面接者のバイアスは職種そのもの（捜査機関なのか、中立的な民間組織なのか）よりも、面接者個人のスキルや認知的・情動的特

性に大きく依存することが指摘されている (Powell et al., 2014; Segal et al., 2023; 2025)。例えば、性的虐待に関して個人が偏った認知や感情を有している場合、子どもの非特異的な問題行動 (unspecific behavioral problems) に対して、虐待が存在したとする仮説を支持する方向に偏った評価を行う傾向が指摘されている。その結果、子どもの証言や報告の信頼性を過大に見積もってしまう可能性がある (Gewehr et al., 2023; Segal et al., 2024)。すなわち、中立性の確保という課題は、捜査機関が面接を担う場合に限られるものではない。民間のCACの面接者が面接を行う場合であっても、面接者の認知的傾向や感情特性には個人差があり、子どもに寄り添いすぎることで中立性が損なわれる可能性は否定できない。その一方で、面接スキルの高い面接者では、バイアスによる不適切な質問の増加は認められなかったという報告もある (Powell et al., 2014)。つまり、面接者がどのような属性に属しているかにかかわらず、適切な面接スキルを高めるとともに、自らのバイアスの存在に常に注意を払う資質を身につけることが重要となる。

国際的な基準であるランサローテ条約等でも、特に捜査機関が司法面接を担うことを否定してはいない。例えば、ランサローテ条約は「面接回数の最小化」や「専門的訓練を受けた者による実施」を求めており、ここでいう「専門的訓練を受けた者」には捜査機関（検察官、警察官）も含まれる。この点に鑑みれば、国内での「捜査機関が面接を行うと中立的ではない」「民間が担う方が中立的である」といった二項対立的な議論は、国際的な基準の本質とは重ならないように感じられる。国際基準が示す方向性は、捜査と心理的支援の両立をいかに制度的に担保するかにあり、むしろこの観点から日本の司法面接制度を発展させる必要がある。今回、ウクライナとの二国間研究会に参加し、同国が参照するBarnahusモデルについて筆者自身より深く学ぶ機会を得た。

石川他（2020）は、北欧5か国のBarnahusの比較を行っており、特に「表2 北欧5か国の子ども虐待防止支援センターの機能」は各国の制度的特徴を理解する上で非常に有用である。例えば、デンマークでは子どもや保護者が直接Barnahusを訪れるではなく、捜査機関や児童保護当局を通じて手続きが進められ、司法手続きと心理支援が公的な制度として統合されている。また、ノルウェーのBarnahusは捜査機関の監督下に置かれているらしい。ウクライナのパイロット・プロジェクトでも、Barnahusへの移送は国家警察や地方自治体などが担い、初期の段階から捜査機関が関与することで、証拠法上適切な手続きが担保されている。司法面接の実施主体についても、Barnahusでは心理士ではなく警察官などの捜査機関が面接を担当するパターンが多いのが特徴的である。スウェーデン、ノルウェー、スコットランドでは警察官が司法面接を行い、その様子を検察官やその他の職種がモニターする仕組みがある（石川他、2020）。

Barnahusでの心理支援に関しては、心理士によってカウンセリングや認知行動療法が提供されている。特筆すべきは、例えばデンマークにおいて「心理士は子どもの記憶に影響を与えないよう、あえて司法面接に同席しない」とされている点である

(石川他、2020)。このように、事実認定と心理的ケアの役割分担を明確にした上で、Barnahusという一つの組織の中で両者を有機的に連携させることにより、供述の正確性と心理支援の効果を同時に最大化する実践が行われている。

ウクライナにおいても、捜査官・検察官・裁判所がBarnahusに依頼し、Barnahusの担当者が登録されている心理士の中から適切な者を選任する仕組みが構築されている。子どもが関わる刑事事件については、子どもの発達や聴取方法に関する専門的な訓練を受けた捜査官や検察官が面接を担当し、心理士には「刑事訴訟において子どもの最善の利益を確保すること」および「捜査官・取調官・検察官・裁判所を支援すること」がその役割として位置づけられている。このウクライナのモデルでの心理士の役割は、英国の仲介人制度（registered intermediary）に近いものがあるよう感じた。ウクライナモデルでの心理士には、子どもへの面接に同席し、面接官が行う質問を調整したり、不適切な質問に意義を唱えたりする役割がある（一部「無料法廷支援センター」では、心理士が面接者としての役割を担う予定とのことであった）。

CACモデルの国際的展開に目を向けると、米国型と欧州型との相違がしばしば指摘される。欧州のBarnahusモデルは米国のCACに着想を得ているが、両者のアプローチには明確な違いが存在する。最も顕著な違いは、米国のCACは民間運営であり、一部の州を除き、通常は子どもが裁判に出廷しなければならない点にある。これに対し、アイスランドを発祥とするBarnahusモデルは米国のモデルを発展させ、そのサービスは当初から司法制度と福祉制度に統合され、政府により運営してきた。その結果、子どもに裁判で証言を求める代わりに、司法面接の録画が証拠として用いられることとなった（Barnahus Network, About Barnahus, <https://barnahus.eu/barnahus/about-barnahus/>, 参照日：2025年9月16日）。

つまり、Barnahus Networkが推進する主要な基準は、この録画証言の証拠採用であり、多くの欧州諸国で新たに設立されるBarnahusにおいてもこの基準が参照されているが、その実施状況は国ごとに異なっている。アイスランドのように、当初から政府が所有する形でBarnahusを設立することは、この基準を設立当初から満たす上でしばしば重要な要素となっていると考えられる。Barnahusモデルの本質は、司法面接の録画を証拠として裁判で活用する仕組みにある。この点は、日本において2023年に新設された刑訴法第321条の3（録画記録の証拠利用）と方向性を同じくするものであり、Barnahus型の制度は日本の現行の実践とも非常に親和性が高いように感じた。とりわけ、司法と心理支援を「同じ屋根の下」で統合するBarnahusの理念は、今後の日本の司法面接の制度設計を検討する上で重要な視点となる。

2) 国内の司法面接プロセスにおける心理職の配置での課題

一方で、現実的に日本で新たにBarnahusモデルを定着させることは容易ではない。そのため、まずは既存の検察・警察・児童相談所の三機関連携の枠組みを基盤と

しながら、面接環境の改善（child friendly な面接室の設置）、専門的訓練の制度化、面接回数の最小化、録画の活用など、国際基準に沿った取り組みを一層強化していくことが求められる。これに加えて、心理的安全性や前述のランサローテ条約の第14条にあたる回復に向けた支援をより「公的」なものとしていくためには、日本の心理職の国家資格である公認心理師を面接に関与させ、Barnahus モデルに近づけていくことが提案できるかもしれない。

しかし、ここにもまだ課題は残る。日本の公認心理師養成課程では、司法面接や捜査心理学といった犯罪捜査に関連する領域の専門教育は十分に整備されていない。公益社団法人日本公認心理師協会の調査報告によれば、2020年9月1日時点で、司法犯罪領域を専門とする公認心理師が活動を行っている機関・施設・事業等の内訳は以下のとおりである。法務省矯正局・保護局関係が全体の47.8%（681名中326名）を占め、次いで家庭裁判所等が16.9%（115名）、警察関係（警察、科学捜査研究所等）が17.8%（121名）、NPO団体（被害者支援や加害者更生支援等）が7.5%（51名）となっていた。また、支援・活動等の対象に関しても、犯罪被害者（少年）に関する活動を行っている心理師は全体の21.6%（147名）であった。つまり、国内の司法犯罪領域で働く公認心理師の専門性はその多くが「加害者臨床」に割かれていることがわかる。多くの大学院プログラムは医療・福祉・教育の臨床を中心としており、司法領域を中心的に扱う大学はほとんどない。また、筆者の知る限り、司法犯罪領域の実習先の多くは、少年院、少年鑑別所などの法務省矯正局関連の施設が多い。これによって、修士課程の2年間で基礎的な臨床スキルに加え、司法面接や刑事手続における心理支援といったような特殊なスキルまでを網羅することは難しい。

さらに、養成課程修了後のキャリアパスにおいても司法犯罪領域への進出は難しい。修士課程修了者の就職先としては医療・福祉・教育分野が選ばれやすく、加えて、司法犯罪領域の職場は公務員採用が中心となり、新卒採用がその傾向としては強く、修士課程修了後に司法領域に進む心理師は極めて少ない。

その結果として、国内はCAC モデルが導入された場合に、専門の心理師を安定的に配置し、また、育成していく仕組みが現時点では存在しないといえる。このような状況を踏まえ、以下の制度改革が求められる。第一に、公認心理師の養成課程において、現在よりさらに司法・犯罪心理学や犯罪捜査の心理学を学べる機会を増やし、司法面接や被害児支援に関わる基礎教育を拡充していく必要がある。第二に、修了後のキャリアパスを確立するために、司法面接研修を修了した心理師を公式に把握する仕組みや、被害者支援（その中でも、とりわけ犯罪捜査における心理支援）に特化した採用枠を設けることが望まれる。第三に、現場と養成課程との接続を強化する観点から、捜査機関との合同研修や勉強会に学生が触れる機会を増やし、司法手続きと心理支援を橋渡しできる人材を育成していく必要がある。

しかし、こうした課題は日本に特有のものではなく、ウクライナにおいても同様である。同国では2024年9月より子ども擁護センターのパイロットプロジェクトが全国

に拡大され、登録心理士288名が配置されているが、今後は研修制度や資格制度の整備が進められる予定であると研究会においても報告されていた。

3) 加害少年への支援の課題

今回のウクライナからの情報提供の中で得られたもう一つの重要な示唆は、未成年の被疑者・被告人に対する制度的配慮についてであった。ウクライナのパイロット・プロジェクトでは、被害児の保護のみならず、被疑少年の権利保障も重視されている。子どもの権利条約では、すべての子どもに対して、司法手続きの中でその意見を表明する権利や、公正な取り扱いを受ける権利を保障している。これは被害児に限らず、被疑少年に対しても適用される原則である。さらに、EU *acquis* の中では、「第23章 司法および基本的人権 (Chapter 23 Judiciary and Fundamental Rights)」および「第24章 司法、自由および安全 (Chapter 24 Justice, Freedom and Security)」において、少年を被疑者または被告人とする刑事手続きにおける権利の保障に関する基準が含まれている。たとえば、「刑事手続における被疑者または被告人である子どもの手続的保障に関する2016年5月11日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2016/800 (Directive (EU) 2016/800)」は、少年被疑者・被告人に対して適切な手続的保障を保証することを加盟国に義務付けている。

筆者自身、2025年1月に実施された JICA 研修においても、「被疑少年への取り調べ」に関する講義についての依頼をいただいた。その際に、被疑少年への取り調べに関する先行研究等を調べてみたが、数としては非常に少ないことがわかった。一方、子どもの被害者、目撃者への聴取技法については非常に多くの研究が蓄積されている。もちろん、被疑少年と被害者の間には、あまりにも多くの状況的な違いが存在し、被疑者と被害者の聴取のアプローチがまったく同じではないことは明白である。しかしながら、若年者や脆弱な立場にある人々を面接する際に留意すべき共通の要素も存在する。

Korkman et al. (2024) は、司法面接のNICH Dプロトコルは、子どもが加害者となった事案での聴取にも活用できると提案している。実際に、NICH Dプロトコルには、性加害における被疑少年への聴取プロトコルが存在する (Hershkowitz et al., 2004; Hershkowitz & Lamb, 2024)。これらのプロトコルの効果を検証した研究では、子どもたちは自らの権利をより理解し、ラポール形成の過程で積極的に応答する傾向が確認された。さらに、実質的な聴取段階で面接者から支援を受けると、その支援に応じて反応性が高まり、その結果として消極性の低減、感情表出の増加、情報量の豊富さにつながることが示されている。さらに、黙秘権や代理人を同席する権利についての説明を丁寧に行なった場合には、部分的な自白よりも完全な自白を行う可能性が高まることも示されている (Hershkowitz et al., 2024)。また、イギリスで開発された被疑者を対象とした捜査面接モデルであるPACEモデルは、若年者に対応するためにはいくつかの調整が必要とされるものの、少年被疑者にも適用可能な取調べ面接モデルの一つとされてい

る。加えて、イギリスでは、面接の際に「支援者 (support person)」や「適切な成人 (Appropriate Adults)」あるいは「仲介人 (registered intermediary)」と呼ばれる人物が少年を支援するために同席すべきとされている。この支援者は、法的理解や経験が不十分である少年に助言を与えること、必要に応じて被疑少年のコミュニケーションを補助したり、面接が公正に行われていることを確認する役割を担う。子どもへの権利擁護を充実させることによって、被疑少年への聴取でもスムーズに加害に関する供述を得ることができるようになる可能性がある。

ウクライナからの学びは、国際社会においては、被害者だけでなく加害者を含む子どもに対する権利保障が大きな課題となっているということであった。加害者となった子どもについても、その逆境体験や発達的脆弱性に配慮しつつ、無罪推定を前提とした適切な聴取の方法やシステムを確立することが求められている。日本もこの国際的な潮流を受け止め、被害児・被疑少年双方の権利保障を制度設計に反映させることができると感じた。

このような二国間の情報共有の機会を通じて、国際社会における日本の到達点と今後の課題がより明確になったと感じる。そして、すでに制度が確立している国々との比較だけでなく、改革の途上にあるウクライナとの対話は、共に歩む仲間がいるという心強さを実感させ、今後の取り組みを進める大きな励みとなった。

最後に、本稿で示した見解は筆者個人の学術的考察に基づくものであり、ご留意いただきたいのは、いかなる機関の公式見解を代弁するものでもないという点である。

引用文献

- Barnahus Network. (n.d.). About Barnahus. Retrieved September 16, 2025, from <https://barnahus.eu/barnahus/about-barnahus/>
- Council of Europe (2007). Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse (CETS No. 201). Lanzarote, 25.X.2007.
- Gewehr, E., Volbert, R., Merschhemke, M., Santtila, P., & Pülschen, S. (2025). Cognitions and emotions about child sexual abuse (CECSA): development of a self-Report measure to predict bias in child sexual abuse investigations. *Psychology, Crime & Law*, 1–21.
- Hershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M.E., Orbach, Y. & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.
- Hershkowitz, I., & Lamb, M.E. (2024). Interviewing young offenders about child-on-child sexual abuse. *Development and Psychopathology*, 36, 2464-2480.
- 法務省 (2022). 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第5回会議配布資料. Retrieved from <https://www.moj.go.jp/content/001367831.pdf>
- 石川衣紀、内藤千尋、田部絢子、石井智也、能田昂、柴田真緒、… & 高橋智.

- (2020). 北欧における子どもの虐待と「子ども虐待防止支援センター (Barnahus)」の取り組み：デンマーク・フィンランドへの訪問調査から. 東京学芸大学紀要 総合教育科学系、71, 177-191.
- Korkman, J., Otgaard, H., Geven, L. M., Bull, R., Cyr, M., Hershkowitz, I., ... & Volbert, R. (2025). White paper on forensic child interviewing: research-based recommendations by the European Association of Psychology and Law. *Psychology, crime & law*, 31(8), 987-1030.
- 仲真紀子. (2021). 児童虐待と司法面接. *法律時報*、94, 11, 49-54.
- Powell, M. B., Hughes-Scholes, C. H., Smith, R., & Sharman, S. J. (2014). The relationship between investigative interviewing experience and open-ended question usage. *Police Practice and Research*, 15(4), 283-292.
- Segal, A., Bakaitytė, A., Kaniušonytė, G., Ustinavičiūtė-Klenauskė, L., Haginoya, S., Zhang, Y., ... & Santtila, P. (2023). Associations between emotions and psy-chophysiological states and confirmation bias in question formulation in ongoing simulated investigative interviews of child sexual abuse. *Frontiers in Psychology*, 14, 1085567.
- Segal, A., Bakaitytė, A., Kaniušonytė, G., Ustinavičiūtė - Klenauskė, L., Haginoya, S., Žukauskienė, R., & Santtila, P. (2025). Are emotions and psychophysiological states experienced when observing a child sexual abuse interview associated with confirmation bias in subsequent question formulation? *Journal of Investigative Psychology and Offender Profiling*, 22(1), e1643.
- Segal, A., Pompedda, F., Haginoya, S., Kaniušonytė, G., & Santtila, P. (2024). Avatars with child sexual abuse (vs. no abuse) scenarios elicit different emotional reactions. *Psychology, Crime & Law*, 30(3), 250-270.
- 上宮愛. (2021). コラム0 「司法面接」と子どもの権利擁護. 田中晶子、安田裕子、上宮愛 (編著). 児童虐待における司法面接と子ども支援のための科学：ともに歩むネットワーク構築をめざして、北大路書房、i x～x.

活動報告

【会合】

タンザニアとの協力関係の開始について ～T I C A D 9 テーマ別イベント実施及び協力覚書締結～

大臣官房国際課付（国際協力部教官併任）

高 橋 一 章

国際協力部教官

樋 口 瑠 惟

第1 はじめに

法務省大臣官房国際課（以下「国際課」という。）と法務総合研究所国際協力部（以下、「当部」という。）は、本年8月、第9回アフリカ開発会議（The 9th Tokyo International Conference on African Development。以下「T I C A D 9」という。）が横浜で実施されたことに併せて、そのテーマ別イベントとして、法務省によるシンポジウムを開催した。当部は、同シンポジウムの実施に向けて、かねてより協力関係の構築を模索していたタンザニア連合共和国（以下「タンザニア」という。）から、同国憲法・司法省（Ministry of Constitutional and Legal Affairs）の事務次官（Permanent Secretary）を代表とする訪問団を訪日招へいした。

また、この機会に併せ、法務省は、上記憲法・司法省との間で協力覚書（Memorandum of Cooperation）を締結した。当部は、今後、同覚書に基づき、具体的な協力活動の実施時期、方法及び内容を検討していくことになる。

本稿では、上記招へい、シンポジウム実施及び協力覚書締結に至る経緯及びその内容を記述するとともに、今後のタンザニアに対する法制度整備支援の進め方等について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職らの私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 従前の経緯（令和7年3月出張及び同年7月出張）

当部が、タンザニアに対する法制度整備支援を検討するに至った経緯については、以前の I C D N E W S における報告記事¹を参照されたい。同記事にて報告済みのとおり、当職らは、令和7年3月下旬にタンザニアを訪問し、憲法・司法省、司法長官府、訟務長官府、国家検察庁及び司法府の、計5機関との間で、協力関係の構築に向けた協議を実施する機会を得た。その後も、オンライン会議等で、各機関との協議を継続していたところ、今夏のT I C A D 9の開催に併せ、法務省として、憲法・司法省との間で協力覚書を締結するとともに、T I C A D 9のテーマ別イベントとして法務省が開催す

¹ 樋口瑠惟「タンザニア～関係機関訪問、協議等～」 I C D N E W S 第102号（2025年7月号）160頁以下。

るシンポジウムにも、同省の代表者に登壇していただくこととなった。

そこで、当職らは、令和7年7月初旬、改めて、タンザニアを訪問し、憲法・司法省をはじめとする5機関の代表者と面会して（なお、タンザニア外務省及び在タンザニア日本大使館からの同席協力も得た。）、同年8月の訪日実施に向けた具体的な話し合いを進めるとともに、協力覚書の草案について、その条項の詳細を確定させるための協議を実施した。

当職らは、帰国後も、タンザニア側との交渉を継続し、最終的に、タンザニア憲法・司法省の事務次官である Eliakim. C. Maswi 氏をはじめとする9名の訪問団が訪日する運びとなった（なお、2名が当部による招へいであり、残りの7名は先方の自費渡航である。）。

第3 タンザニア訪問団招へいの詳細

1 日程

令和7年8月19日（火）から同月22日（金）まで

2 訪問団メンバー

別紙1を参照されたい。

3 訪問内容

訪問団は、訪日中、法務省法務総合研究所長を表敬訪問したほか、アフリカ地域で活動する日本企業や、独立行政法人国際協力機構（JICA）への訪問、協力覚書署名式への出席、TICAD9テーマ別イベント（シンポジウム）への登壇等の活動を実施した。このうち、協力覚書署名式とTICAD9テーマ別イベントについては、項を変えて詳述する。

第4 協力覚書署名式

既に述べたとおり、当職らはタンザニア側と現地協議を実施して、タンザニア憲法・司法省との協力覚書の草案を準備した。同草案に基づき、令和7年8月21日（火）正午頃、森本宏法務省事務次官と、Eliakim. C. Maswi 憲法・司法省事務次官の間で、協力覚書への署名が交わされ、同覚書が締結された。

同覚書の締結主体は、法務省とタンザニア憲法・司法省であるが、タンザニア側については、同省以外にも、受益者（beneficiaries）として司法長官府、訟務長官府、国家検察庁及び司法府を定めていることに特徴がある（このうち、司法府以外は、憲法・司法省傘下の法務機関である。）。このことにより、例えば、今後、当部が同覚書に基づいて、タンザニア側と共同研究や現地活動を実施するに当たっては、憲法・司法省をフォーカルポイントとして、上記受益者の各機関からも参加者を募ることができるものとなっている。

協力覚書の有効期間は、タンザニア側からの要望を踏まえ、まずは5年間としているが、双方当事者に異議がなければ、5年経過時に自動更新するものとしている。

第5 T I C A D 9 テーマ別イベント（シンポジウム）

1 イベント概要

(1) 名称

シンポジウム「これからのアフリカ諸国と日本の法務・司法分野における協力強化に向けて」

(2) 日時

令和7年8月21日（木）午後3時20分から午後4時50分まで

(3) 場所

パシフィコ横浜 展示ホールD

2 結果

本イベントには、当部が招へいしたタンザニア訪問団9名のほか、国際連合研修協力部が招へいしたケニア及びナミビアの省庁職員が参加し、また、事前応募者ベースで100名を超える傍聴者の参加を得た。

イベントでは、まず、法務省大臣官房審議官による開会挨拶の後、当部が招へいした、Eliakim C. Maswi 憲法・司法省事務次官による基調講演が実施された。同基調講演においては、同事務次官から、タンザニアの司法制度や司法改革の現状についての紹介があった後、日本との協力活動に対する期待の言葉が述べられた。続いて、国際協力部及び国際連合研修協力部の各教官から、各部の活動紹介を実施した。そして、タンザニア、ケニア及びナミビアの実務担当の代表者がそれぞれ登壇し、各国との将来の活動の方向性について、パネル発表が実施された。当部が招へいしたタンザニア憲法・司法省からは、同省公共サービス担当課長補佐のAbdulrahman M. Msham 氏がパネルに登壇し、裁判外紛争解決手続（ADR）のタンザニアにおける重要性や経済発展との関連性について報告があった後、その分野について、日本に期待する協力内容が概括的に述べられた。なお、同人の発表資料については別紙2を参照されたい。

イベントの最後には、上川陽子前法務大臣・前外務大臣が登壇され、法務省と各招へい機関とのこれからの活動の進展に対する期待の言葉が述べられた。

第6 所感

今般の、法務省とタンザニア憲法・司法省との間における協力覚書の締結は、法務省にとって初のアフリカ諸国との間の協力覚書であるという点で、エポックメイキングであった。この点は先方にとっても同様であったようで、先方メンバーからは、歴史的な瞬間であるとの感想も述べられていた。一方で、協力覚書を締結することは終着点ではなく通過地点に過ぎない。法務省における法制度整備支援の具体的実施機関として、当部は、今後、具体的な共同研究の実施に向けた調整を更に押し進めていく必要がある。本稿に記載したとおり、協力覚書では多くの機関が受益者として設定されており、各機関に共通する課題であって共同研究に適した素材を見出すことには一定の困難が予想される。もっとも、最初の具体的な協力テーマの選定にあたっては、別紙2の先方発表資

料が有益な参考資料となろう。

最後に、今回の一連のイベントの実施に多大なる御支援と御協力をいただいた国際民商事法センターの皆様や訪問先関係機関の皆様、その他の関係の皆様には、改めて感謝申し上げる次第である。



【シンポジウム集合写真】

(前列左から2番目が、Eliakim. C. Maswi 憲法・司法省事務次官)



【パネルディスカッションの様子】

タンザニア憲法司法省事務次官一行・訪日(2025.8.19-8.22)

※氏名及び職位の日本語表記は仮訳

1	エリアキム チャチャ マスウェイ Hon. Mr. Eliakim Chacha Maswi 憲法司法省事務次官
2	アブドゥルラフマン モマメド ムシャム Mr. Abdulrahman Mohamed Msham 憲法司法省公共サービス課長補佐
3	ベアトリス キポボタ パトリック Ms. Beatrice Kipobota Patrick 司法府/行政・人事部長
4	アグスティナ ウィルバード ムバンド Hon. Ms. Agustina Willbard Mmbando 司法府/調停官
5	イピアナ アリヌスウェ ムリロ Mr. Ipyana Alinuswe Mlilo 司法長官府調整課長補佐
6	アムリ イド カティンバ Mr. Amri Idd Katimba 憲法司法省・国務検事
7	フェイ グレイス サダラー Ms. Fay Grace Sadallah 司法長官府・国務検事
8	ジュマ マホナ ンガッサ Mr. Juma Mahona Ngassa 国家検察庁・国務検事
9	ヌル スタンリー ムワンベンバ Ms. Nuru Stanley Mwambemba 憲法司法省・国務検事



THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA
MINISTRY OF CONSTITUTIONAL AND LEGAL AFFAIRS

Importance of support ADR such as International Arbitration
and mediation especially in the area of economic development

by
A.M. Msham
Assistant Director of Public Legal Services
MoCLA

Focus Area

1. Introduction.
2. Back ground of ADR system in Tanzania
3. Position of Tanzania toward international mechanism
4. Institutional ADR frame work.
5. Importance of ADR to the economy
6. General Challenges
7. conclusion

Introduction

ADR- refer to range of process used to resolve dispute outside traditional court system. The most common method of ADR are mediation, arbitration and negotiation.

This system of resolving dispute gain popularity because it is more flexible, efficient and cost effective it guarantee both less confrontation and confidentiality.

In the world that where economic activities across national borders ADR has been the most successful neutral and reliable platform of resolving dispute.

Investors are normally attracted to settle their capital in a country that recognize international arbitration and mediation but also have stable internal mechanisms of resolving dispute outside the traditional way of resolving dispute.

Background of ADR system in Tanzania

- a) The then Arbitration Act was enacted by the colonial government in 1931;
- b) The Independent government continued to apply the same in dispute settlement in the country;
- c) The Act set out procedures to be followed in dispute matters of dispute resolution through arbitration on agreements made between various European countries, the UK being one of, between 1923 to 1925;
- d) Arbitration as one of the means of alternative disputes resolution is connected to a system of the court, in the sense that, the execution of the arbitrator's decisions would not be enforced without the court's involvement;
- e) This system has continued to exist for a long time in that state without being adequately developed.

Back ground of ADR system in Tanzania

- a) In 1966, the Parliament of the United Republic of Tanzania enacted the Civil Procedure Code, Cap. 33) setting out a procedure on arbitration under Section 64 - ***“Save in so far as is otherwise provided by the Arbitration Act, or by any other law for the time being in force, all references to arbitration whether by an order in a suit or otherwise, and all proceedings thereunder, shall be governed by the provisions contained in the Second Schedule.”***
- b) In 1994, through GN No. 422/1994 the Schedule was amended to include other alternative dispute resolution mechanisms in the Act of mediation and conciliation before the matter is taken to arbitration or litigation
- c) This amendment was followed by Amending Article 107A (2)(d) of the Constitution providing for the promotion of ADR in the Country.

Position of Tanzania toward international mechanism

At International level

Tanzania is a signatory to:

- a)The Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, New York, 1958 and
- b)The Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States of 1966 followed by:
 - i. Rules of Procedure for the Institution of Conciliation and Arbitration Proceedings, (Institution Rules) (1967);
 - i. Rules of Procedure for Conciliation Proceedings, (Conciliation Rules) (1967);
 - ii. Rules of Procedure for Arbitration Proceedings, (Arbitration Rules) (1967);

1. Institutional ADR frame work.

International

By ratifying the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States– Tanzania in 1992 accepted that such disputes would be resolved through

a)The International Centre for Settlement of Investment Disputes (ICSID), 1966

Other bodies through agreements and BITs

a)International Court of Arbitration,

b)International Chamber of Commerce;

c)London Court of International Arbitration;

d)International Centre for Dispute Resolution and others (i.e. The Mauritius Chamber of Commerce and Industry Arbitration and Mediation Centre; The Cairo Regional Centre for International Commercial Arbitration; and the Vienna International Arbitration Centre].

Institutional ADR frame work

National

a)Judiciary of Tanzania

b)Tanzania Institute of Arbitrators

c)National Construction Council,

d)Tanzania Insurance Dispute Resolution

e)Public Procurement Regulatory Authority and

f)Commission for mediation and Arbitration

Currently we are in a process of establishing Tanzania Arbitration Center an International Centre of resolving dispute established under the Arbitration Act

Importance of ADR to the economy

ADR practically international arbitration and mediation play a vital role in supporting economic development especially in emerging and developing economies:-

- a) Enhancing investor Confidence. Foreign direct investment (FDI) investor mainly commit capital in jurisdiction that assure a fair, efficient and neutral dispute resolution mechanism.
- b) It reduce pressure on traditional Court. Mostly Judges and magistrate are only legal professional whom do not have professional expertise in crucial area of investment that led to delay of case.
- c) It facilitate cross border trade. Parties may decide a neutral ground for resolving dispute which guarantee fair trial.
- d) Time effective. ADR do not require more legal technicalities rather substantive justice thus it does not consume time.
- e) Friendly mode of dispute settlement as always it encourage mediation and negation that guarantee win win situation.
- f) It encourage Public Private Partnership (PPPs) because of its flexibility and ability to have dispute resolved in a neutral ground.

General Challenges

Despite ADR being used as a means of resolving disputes, the same has been faced with challenges that make it an obstacles rather than a catalyst for economic development and social welfare.

Some of those challenges are as listed below: -

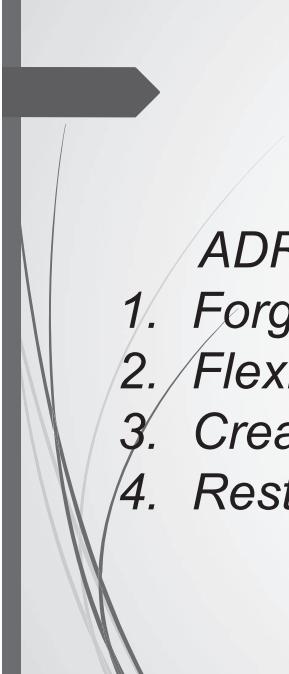
- a) high arbitration costs;
- b) favoring investors against the country where investment is;
- c) arbitration is determined by a group, majority of whom are from Europe and the United States;
- d) lack of experts with skills and qualifications required internationally in the resolution of disputes through arbitration;
- e) arbitration held abroad and using procedures not well known to our experts;
- f) absence of legal guidance on conflict resolution abroad; and
- g) continued increase in the number of bilateral investment agreements (BITs) and free investment agreement between countries (FTAs) which all have relevant elements arbitration using overseas institutions.

Challenges Cont'd

- h) some investors do not like arbitration that takes place in the country and hence they put clauses in the agreement to settle disputes abroad;
- i) shortage of legal professionals with knowledge of other disciplines such as economics, finance, engineering etc. which are crucial in current dispute resolution; and
- j) the arbitration system to be used as schemes of some people deployed to oppress developing countries

Benefits the arbitration system in Tanzania

- a) the Arbitration System allows for the presence of mutual equality involved in the dispute to reach an agreement on arbitration conduct;
- b) Arbitration disputes are not limited to legal proceedings such as those of the courts thus making it end sooner than if the case had been heard in court;
- c) Arbitration reduces costs because it does not require technical evidence or preparation of conflict documents as well as the two sides agree to contribute arbitration costs;
- d) Presence of confidentiality of decisions reached in arbitration
- e) The dispute is decided and resolved separately from the court proceedings if it is decided it is not completed at that time instead there is a cutting procedure appeal or open new applications.
- f) Awards are given after all parties to a dispute participate in negotiating a better way to resolve their dispute.



Conclusion

ADR is justice blended with charity.

1. *Forgiveness*
2. *Flexibility*
3. *Creative Solution*
4. *Restoration rather than punishment*



Asanteni kwa kunisikiliza
Thank you for listening
Goseichou arigatou gozaimashita

【本邦研修・共同研究】

第1回日ウクライナ共同研究

国際協力部教官

廣田 桂

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、令和7年7月7日（月）から同月16日（水）までの日程（移動日を含む。）で、ウクライナから司法省関係者を招へいして、ウクライナに対する法制度整備支援としては初めてとなる第1回日ウクライナ共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。本共同研究の詳細な日程等は、別添（別添1は日程表、別添2は参加者名簿）を参照されたい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

第2 本共同研究の実施に至った背景

令和6年1月、当部に対し、ウクライナ司法省からメールで法制度整備支援の要請があった。そして、同年8月には、小泉法務大臣（当時）がウクライナの首都キーウを訪問し、我が国法務省とウクライナ司法省との間で、汚職対策、人材育成を含む法務・司法分野における組織能力に関する協力覚書（MOC）を締結した。当部は、この協力覚書を踏まえて、ウクライナを対象に法務・司法分野における二国間での新たな協力関係の構築に向けて法制度整備支援を開始すべく、同年12月に実施した法制度整備支援連絡会に、リウドミラ・スハク司法副大臣を招へいし、基調講演を実施したところ、基調講演の中で、汚職対策、家庭裁判所といった我が国の裁判制度など様々な司法分野に関する関心が示された。

当部は、これをきっかけにウクライナ司法省と具体的な協議を開始したところ、ウクライナから要請があったトピックの一つが子供の権利保護であり、ウクライナ司法省からは、日本の刑事司法における、少年の被害者、目撃者に対する事情聴取（いわゆる司法面接）、証人尋問の方法・留意点、最新の法改正の内容、課題等に関する知見の提供を求められた。

本共同研究は、これらの支援ニーズを踏まえ、ウクライナの法務・司法関係者を招へいし、日本側専門家による講義、意見交換、関係機関への訪問等を通じて、日本側の取組や日本側の知見を提供し、また、ウクライナの法務・司法関係者から同国の司法制度等に関する発表を行ってもらって同国の制度を共有してもらうと共に、今後の活動の方向性やトピックについて更に協議を行うことを目的として実施したものである。

第3 本共同研究の実施

1 本共同研究の結果概要

本共同研究では、以下のとおり、講義や関係機関訪問等のプログラムを実施した。

(1) 司法面接に関する講義・ロールプレイ

金沢大学の上宮愛講師から、「日本における司法面接」と題して講義を行っていただいた後、研究員に司法面接のロールプレイを行ってもらった。

「日本における司法面接」の講義では、少年等への聴取における問題や、司法面接開発の背景となった事例、司法面接の目的とその技法などについて講義をいただいた。

司法面接のロールプレイにおいては、ウクライナの研究員に、少年の目撃者役、検察官役、バックヤードのスタッフ役、にそれぞれなってもらい、日本で行われている司法面接を体験してもらった。

(2) 日本における少年被害者等の保護の制度と課題

「日本における少年被害者等の保護の制度と課題」と題して、宮地佐都季元最高検察庁検事から、講義をいただいた。

この講義では、まず児童を対象とする代表者聴取の取組の概要として、代表者聴取の意義や目的、実施方法や場所、日本における検察の代表者聴取技術取得に向けた取組等について説明いただき、その後、児童を対象とする代表者聴取の実施状況、代表者聴取の具体的流れや、代表者聴取の記録媒体（DVD）の公判における証拠採用について、性犯罪等の被害を受けた児童等が被害状況等を法廷で逐一詳細に証言することに伴う心理的・精神的負担を軽減するため、一定の要件の下、児童等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を主尋問に代えて証拠とすることを認める旨の刑訴法321条の3の新設と留意点、関係する機関との連携等について説明いただいた。

(3) 東京家庭裁判所訪問

事前に当部山下教官、樋口教官から、それぞれ、日本における少年法概要や家庭裁判所の機能や役割、少年事件の審理及び処遇について講義を行った上で、東京家庭裁判所を訪問し、裁判官から少年審判における決定の種類や処分を決める際の考慮要素、調査官との連携について、家庭裁判所調査官から調査官の役割、調査事務の機能・方法等について、それぞれ講義をいただき、また、家庭裁判所の審判廷等の見学を行った。

(4) 少年矯正施設における更生に向けた取組

東京少年鑑別西岡潔子所長から、「少年矯正施設における更生に向けた取組～少年鑑別所・少年院から地域社会へ～」と題して講義をいただいた。

西岡所長からは、少年による刑法犯等の検挙人数や少年非行率の推移、少年鑑別所の役割と機能、少年鑑別所における処遇の内容、非行及び再犯防止に向けた活動、鑑別の種類及び流れ、少年院における矯正教育課程、教育内容等について講義

をいただいた。

(5) 中野児童相談所・一時保護所訪問

中野児童相談所・一時保護所を訪問し、中野区の子供・家庭の相談体制、中野児童相談所と一時保護所の概要、児童相談所に寄せられる相談内容や支援方法、児童相談所の課題、裁判所、検察庁、警察、弁護士等の司法機関との連携、司法面接に関する取組について講義をいただいた上、施設見学を行った。

(6) ウクライナ側の発表・意見交換

ウクライナからは以下の2つのトピックについての発表があった。

ア ウクライナにおける少年被害者等の保護の制度と課題

このプレゼンテーションでは、

- ・子供の権利保護に関する主要な条約を締結していること
- ・被疑者、被害者、目撃者を問わず、すべからく少年に対する聴取の時間は休憩なしで1時間を超えてはならず、1日で合計2時間を超えてはならないこと
- ・聴取は法定代理人、教育関係者又は心理士の立ち会いの下で行われ、必要に応じて医師が同席すること
- ・心理士の役割
- ・全ての子供が無償の法的支援を受けられること
- ・2020年からバーナフスモデルに基づく子供保護センターを導入しており、これまで14カ所にセンターが設置されて、そのうち11カ所はロシアによるウクライナ侵攻後に稼働したこと
- ・今後の取組や課題として、武力紛争下における児童の権利の保護と尊重の確保、児童に対する暴力の予防及び対処に関する体系的なアプローチの導入が必要であること、犯罪の被害者・証人となった児童の権利と利益の保障、インターネット上における児童の権利と自由の確保、デジタル環境における児童の搾取及び虐待の予防、心理士を刑事・裁判手続きにおける正式な関係者として位置づけ、その法的な立場や権利・義務を明確にすること

などについて発表があった。

イ ウクライナにおける少年被疑者の処遇等を含めた司法制度

このプレゼンテーションでは、

- ・少年被疑者の処遇等のための対策として、弁護制度、無料法律援助といった法的保護や、社会サービスと保証制度といった社会的保護、修復的司法のパイロットプロジェクトによる国際基準の導入、心理士の関与や専門職の標準化及び専門化による子供に寄り添った司法の取組、保護観察機関を通じた少年受刑者の社会復帰を行っていること
- ・子どもの司法アクセスの法的基盤として、児童保護法で子供に平等な無料法律援助を受ける権利を、無料法律援助法で全ての子どもに二次的な法律援助

（弁護、代理、法的書類の作成）を受ける権利を、それぞれ保障していることのほか、刑事訴訟法で少年に弁護人をつける義務があることを定めていること

- ・未成年の被疑者及び被告人には、全ての手続段階において被害者との和解の権利について必ず説明され、和解は、ウクライナの「メディエーション法」に基づくメディエーションの結果として、手続当事者間で和解合意書を締結されることで成立すること
- ・少年犯罪の統計や犯罪傾向
- ・刑事手続における少年保護の制度
- ・少年の更生保護のための社会的サービス
- ・少年犯罪者の社会復帰のための制度

などについての発表があった。

第4 総括

ウクライナとの共同研究は、前記のとおりウクライナ司法省から当部に対して一本の支援要請のメールがあったことから始まった。その後、ウクライナのキーウを訪問し、また、ウクライナ司法省副大臣を招へいするなどして支援の内容について協議し、ようやく本年7月に、我が国のウクライナへの二国間支援としては初めてとなる本共同研究の実施に至ったものである。ウクライナからは司法省の職員等8名が来日した。彼らはいずれも熱心に講義を聴講し、多くの質問をしていた。日本での滞在は約10日間であったが、日本の文化や食事にも触れてもらい、日本という国への理解を深めてもらった。当職らにおいて、ウクライナの研究員に対して、馬刺しや卵かけご飯といった日本食を勧めたことがあった。彼らは、最初は嫌がっていたものの、「一口だけ」と言って食べてもらったところ、口々に美味しいと言っていたのが印象的であった。

本共同研究において、研究員は、「素晴らしい内容であった、日本で学んだことをウクライナに持ち帰って活用したい。」旨話すなど、研究員からも概ね高い評価を得ることができた。協力いただいた講師の先生方や関係機関の方々のご尽力により、本共同研究の目的を達成して成功裡に終わることができたもので、本共同研究にご協力いただいた講師の先生方、ご多忙の折に訪問を快く受け入れていただいた関係各機関の方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

ウクライナは現在もなおロシアからの侵攻の被害に遭っている。本共同研究の最中にもロシアからの攻撃があり、研究員の中には家族と連絡を取り合って夜まともに寝られない状態で翌日の講義に臨んでいたものもいた。最後の別れの際、ウクライナ国歌を流して彼らを見送ったが、目に涙を浮かべ、「また会いましょう。」と言ってくれた。彼らやウクライナの方々が一日も早く平穏な生活を送ることができることを心より祈念して本稿を終えたい。S l a v a U k r a i n i ! (ウクライナに栄光を！)



【記念写真】



【司法面接ロールプレイの様子】



【講義の様子】

令和7年度ウクライナ共同研究 日程表

【令和7年7月7日（月）～7月16日（水）（移動日を含む。）】
(廣田教官、山下教官、神谷専門官)

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
7 ／ 7	月	【入国】オリエンテーション			成田泊
7 ／ 8	火	10:00	12:00	13:30	16:30
		講義 「日本における司法面接」		司法面接ロールプレイ	ICDオリエンテーション
8		金沢大学 上宮愛先生	IJC	金沢大学 上宮愛先生	IJC
7 ／ 9	水	10:00	12:00	13:30	16:30
		ウクライナ側発表 「ウクライナにおける少年被害者等の保護の制度と課題」		意見交換・協議	IJC泊
9			IJC		IJC
7 ／ 10	木	10:00	12:00	13:30	16:30
		講義 「少年法概要」		講義 「日本における少年被害者等の保護の制度と課題」	IJC泊
10		ICD山下教官	赤れんが	宮地 元最高検検事	赤れんが
7 ／ 11	金	9:30	11:30	13:30	16:30
		講義 「日本における少年事件の審理及び処遇、 家庭裁判所の役割・機能」	所長主催 昼食会	ウクライナ側発表 「ウクライナにおける少年被疑者の処遇等を含めた司法制度」	IJC泊
11		ICD樋口教官	赤れんが		赤れんが
7 ／ 12	土	休務日			IJC泊
7 ／ 13	日	休務日			IJC泊
7 ／ 14	月	10:00	12:00	13:30	16:30
		東京家庭裁判所訪問・協議		中野児童相談所訪問・協議(DV、性犯罪の被害児童の保護等)	IJC泊
14		東京家庭裁判所			中野区児童相談所
7 ／ 15	火	10:00	12:00	13:30	
		講義 「少年矯正施設における更生に向けた取組 ～少年鑑別所・少年院から地域社会へ～」		総括質疑	修了式
15		東京少年鑑別所 西岡所長	IJC		IJC
7 ／ 16	水	【出国】			

令和7年度ウクライナ共同研究

1	オレクサンドル・オリニク
	Mr. Oleksandr OLIINYK
	法務省司法・刑法局長
	Director of the Directorate of justice and criminal law of the Ministry of Justice
2	インナ・フェセンコ
	Ms. Inna FESENKO
	法務省司法・刑法局刑法本部長
	Deputy Director of the Directorate - Head of the Main department of criminal law of the Directorate of justice and criminal law of the Ministry of Justice
3	ウリアナ・ステファニウク
	Ms. Uliana STEFANIUK
	法務省司法・刑法局司法部長
	Deputy Director of the Directorate - Head of the Main department on justice of the Directorate of justice and criminal law of the Ministry of Justice
4	アナスタシア・ウラセヴィチ
	Ms. Anastasiia ULASEVYCH
	法務省司法・刑法局専門家グループ長
	Head of the Expert group on justice and criminal law of the Directorate of justice and criminal law of the Ministry of Justice
5	オレクサンドル・バラノフ
	Mr. Oleksandr BARANOV
	法律扶助調整センター所長
	Director of the Coordination Center for Legal Aid Provision
6	ナタリア・マルチュク
	Ms. Nataliia MARCHUK
	法律扶助調整センター副所長
	Deputy Director of the Coordination Center for Legal Aid Provision
7	イリーナ・ボンダレンコ
	Ms. Iryna BONDARENKO
	法律扶助調整センター代替紛争解決方法実施部部門長
	Head of the Department for the Implementation of Alternative Dispute Resolution Methods of the Coordination Center for Legal Aid Provision
8	オレナ・クラフツォヴァ
	Ms. Olena KRAVTSOVA
	法律扶助調整センター代替紛争解決方法実施部副部門長
	Deputy Head of the Department for the Implementation of Alternative Dispute Resolution Methods of the Coordination Center for Legal Aid Provision

【研修担当／Officials in charge】

教官／Professor 廣田 桂 (HIROTA Kei) 山下 拓郎 (YAMASHITA Takuro)

国際専門官／Administrative Staff 神谷 哲夫 (KAMIYA Tetsuo) 高橋 尚吾 (TAKAHASHI Shogo)

ラオス第3回本邦研修・N I J共同研究

国際協力部教官

山 下 拓 郎

第1 はじめに

2025年は、日本とラオスの外交関係が樹立されてから、70周年の記念すべき年である。同年1月に実施された、石破茂総理大臣とソーンサイ・ラオス首相との間で実施された日ラオス首脳会談において発出された日ラオス共同声明にも法整備支援に関して、「両首脳は、ラオスにおける法の支配に基づく市場経済化への転換の重要性を強調し、1998年以降日本がラオスに対して継続的に実施してきた法制度整備支援の具体的な成果を高く評価した。両首脳は、外交関係樹立70周年の機会において、ラオスにおける法制度整備に係る共同研究の成果の公表に向けて協力することで一致するとともに、引き続き同分野における協力の継続の重要性について一致した。」旨言及されている¹。これに伴い、国際協力部では、同年5月に、在日ラオス大使館が主催する「ラオスフェスティバル」²及び日本経済新聞社が主催する日経フォーラム「アジアの未来」³が開催される時期である、令和7年5月21日（水）から同月31日（土）まで（移動日を含む。）の間、JICA（独立行政法人国際協力機構）ラオス「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」プロジェクトの教育民事ワーキンググループ関係の活動に関し、ラオスの司法省職員、最高人民裁判所裁判官、最高人民検察院検察官、ラオス国立大学教員等21名を研修参加者として日本に招き、2023年に前記プロジェクトが開始されて以降、3回目となる本邦研修（以下「本研修」という。）を実施するとともに、法務総合研究所が協力覚書（Memorandum of Cooperation : MOC）を締結しているラオス国立司法研修所（National Institute of Justice : N I J）⁴の所長以下6名の職員を招へいし、共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。

本稿では、本研修及び本共同研究の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部署の見解ではない。

第2 本研修・本共同研究の背景・目的等

1 本研修について

ラオスでは、2018年7月から2023年7月までに実施されたJICAプロジェクト「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ1）」（以下「前プロジェクト」という。）に引き続き、同月から令和10年（2028年）7月まで5年間の計画

¹ 日ラオス首脳会談や、日ラオス共同声明については、外務省のホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/la/pageit_000001_01510.html）参照。

² ラオスフェスティバルについては、公式ホームページ（<https://laos-festival.jp/>）参照。

³ 日経フォーラム「アジアの未来」については、公式ホームページ（<https://nikkeiforum.com/foa25jp/>）参照。

⁴ N I Jは、日本の司法研修所を参考に2015年に設立された統一的な法曹養成機関である。法務総合研究所は、2018年に、N I Jとの間でMOCを締結したところ、国際協力部では、2019年以降定期的に共同研究セミナーを実施してきた。

で、「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。

本プロジェクトは、前プロジェクトなど従前のプロジェクトの成果を土台として、引き続き関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家が継続して育成されることで、法律実務が改善され、法の支配が促進されることを最終的な目標としている。そして、本プロジェクトにおいては、上記のような能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成のために、基本法令の理解を促進する論点集の作成、基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施及び法律実務家が実務で参照できる判決書集や意見書サンプル集の作成といった活動により、基本法令を十分に理解し、他者に指導できる中核人材の育成という成果を挙げることを予定している。

本プロジェクトにおける民事法分野の活動においては、前記(1)記載の内容のうち、特に基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施という点に関連して、民事訴訟における争点特定の技法を身につけるための指導書の作成を目指す、教育民事ワーキンググループ（以下「教育民事WG」という。）が設置されている。教育民事WGでは、上記指導書の作成に向けて、本プロジェクト開始以来現在に至るまで、前プロジェクトの成果物である「事実認定問題集（民事）」（争点特定のための分析的な思考方法を簡単な事例で示したもの）の各設問をわかりやすく説明するためのレジュメを作成し、模擬講義を実践するなどの活動を実施してきている。

教育民事WGにおいては、その成果物となる予定である指導書作成に向けた活動が本格的に始まった段階にあるが、誰にとっても使用しやすい指導書を作成できているか、作成した指導書を今後どのように活用するか等のいくつかの検討すべき課題が生じていることから、本研修において、これら課題を少しでも解決するため、①日本側講師等を聴講者に見立てた模擬講義を実施し、その結果について日本側講師等と意見交換をする、②今後の指導書の活用方法等について日本側講師と集中的に議論し意見交換を行う、③裁判所や大学、実務家養成機関を訪問するなどし、日本における法学、民事法及び民事実務教育の手法や日本における民事判決書の在り方について、今後のプロジェクト活動のために有益な知見を提供するなどの活動を実施することを目的とした。

2 本共同研究について

国際協力部では、法務総合研究所とN I Jとの前記M O Cに基づいて、定期的に民法や刑法に関する共同研究セミナーを定期的に実施してきたところ、本年、同共同研究セミナーが第20回目を迎えることとなったため、これを記念して初めて日本で実施することにした。また、N I Jは、法律人材育成機関としての重要性に鑑みて、第20回共同研究セミナーのみではなく、教育民事WGが作成している指導書を基にし

た講義を聴講・意見交換の場に参加してもらい、ラオスでの法曹養成機関の立場から意見を出していただくことによって、より教育民事WGの活動を効果的にすることも目的とした。

3 日程及び研修参加者等

本研修の日程は別添1のとおりであり、本研修の参加者は別添2のとおりである。

また、本共同研究の日程は別添3のとおりであり、本共同研究の参加者は、別添4のとおりである。

第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

1 導入講義【日本の司法制度と法曹養成制度】

本研修・本共同研究の1日目には、日本の司法制度や裁判所・検察庁・弁護士会の概要、民事手続きの概要、法曹養成制度について、本研修・本共同研究の導入となる講義をした。

なお、本講義は、本研修参加者の入国日と本共同研究参加者の入国日が異なっていた影響で、同じ内容の講義を、本研修参加者に対しては、JICA東京において、国際協力部樋口教官により、他方、本共同研究参加者に対しては、国際法務総合センターで当職により、それぞれ実施した。

2 ラオス側模擬講義【事実認定問題集の要点について】（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の2日目は、前記最優先課題の1つである事実認定問題集を活用した模擬講義を実施し、その内容等を吟味する機会を設けた。

教育民事WGでは、事実認定問題集と使用した効果的な講義を実施するため、成果物として指導書を作成する活動をしているところ、指導書の原案となるスライド資料及び補足メモの形で構成された「事実認定問題集（民事）」の各設問（4題）のレジュメを暫定的に完成させていただいていた。このレジュメを使い、本研修参加者の代表者には、実際に模擬講義を実施していただいた。

慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授、摂南大学法学部大川謙蔵准教授、志賀剛一弁護士及び澤井裕弁護士（前長期専門家）に講師をお務めいただき、当該講義を聴いていただき、レジュメそのものの内容やその背景にあるラオス民法典の解釈論の問題点から始まり、学生や聴衆に分かりやすい講義方法や指導手法の考え方へ至るまで、集中的に多数の意見交換がなされた。

3 第20回N I J - I C D共同研究セミナー【不法行為について】（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の3日目は、第20回共同研究セミナーを実施した。

当該セミナーは、不法行為を扱うことになっていたところ、民事法WGが現在作成

している指導書もそのテーマの一つとして不法行為を取り扱っていることもあり、教育民事WGの研修参加者にも本共同研究セミナーに参加していただいた。

同セミナーでは、N I Jのチャンタヴォン先生がラオス民法における不法行為規定の概要について発表し、同じくN I Jのヴィラコーン先生がラオス刑法総論における犯罪行為の分類（意図的犯罪、過失犯罪、援助不提供罪等）について、発表していただいた。なお、オンラインでN I Jの本部及び支部とも繋ぎ、ラオスからのオンライン参加もしていただいた。

不法行為のテーマは、本年1月、3月、4月に実施された共同研究セミナーでも継続的にかつ集中的に取り扱い、議論をしてきた内容であるものの、このテーマで4回目となる第20回共同研究セミナーにおいても、N I Jの先生方の発表を踏まえて、不法行為法の要件等に関する活発な意見交換が行われた。

4 東京地方裁判所訪問（本研修のみ）

本研修参加者は、4日目の午前中に東京地方裁判所を訪問し、同所民事裁判官から、日本における民事判決書の作成の目的や判決書の記載事項及び記載方法等についての説明を受けた上、施設訪問を実施した。

5 司法研修所訪問（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の4日目の午後は、司法研修所を訪問した。冒頭まず民事裁判教官から、司法研修所での教育・研修について講義をいただき、その後、司法研修所内の施設である大講堂、図書室、法廷教室等を見学した。

特に本共同研究参加者は、N I Jが日本の司法研修所を参考にして設立された法曹養成機関であるものの、実際に日本の司法研修所をその目で見るのが初めてであったため、司法研修所で実施している民事関係の教育や、施設に興味を示していた。

6 指導書等の使用計画策定会議（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の5日目には、指導書等の指導計画策定会議として、教育民事WGのメンバーから、最高人民法院研修所、最高人民検察院研修所、司法省国立司法研修所、ラオス国立大学及びラオス弁護士会において、それぞれの教育又は研修カリキュラムの現状と、「事実認定問題集（民事）」の活用可能性等について発表し、松尾教授、大川准教授及び志賀弁護士から、アドバイスをいただいた。

7 慶應義塾大学訪問（共同実施プログラム）

本研修・本共同研究の6日目午前中には、慶應義塾大学を訪問し、松尾教授から、大学や法科大学院において、法律実務家を養成するにあたり、どのようなカリキュラムを構築し、法学教育を実施しているかについて説明いただいた。

具体的には、日本の法曹養成課程の全体像をお示しいただき、その中で、大学や法

科大学院の役割や、司法試験の問題も紹介いただきながら、司法試験合格に向けた法科大学院における法学教育や、実務教育について説明いただいた。

8 特別講演【法学教育の在り方】(共同実施プログラム)

本研修・本共同研究の6日目午後には、東京大学名誉教授である大村敦志先生による日本の法学教育の在り方に関する講義を実施していただいた。

同講義では、日本の法学教育や法曹育成制度の変遷、司法制度改革の中で生まれた(新)司法試験の特徴とその結果生まれた判例偏重の傾向、裁判員制度の構築とそれに伴う国民の法教育など、幅広い観点から、日本における法教育や法律家養成について言及された。

9 N I J – I C D 共同研究セミナー書籍発刊記念式典

2025年が、日ラオス外交関係樹立70周年の記念の年であるとともに、共同研究セミナーも第20回の節目を迎える年であることから、国際協力部とN I Jは、これまで実施してきた共同研究の成果物を取りまとめることを合意し、従前のセミナーで講義を担当してきた国際協力部教官や、N I Jの先生方の講義資料等の成果物を取りまとめた書籍を発刊するに至った。

発刊記念式典には、在日ラオス大使館のチットノイ次席大使にもご出席いただき、ソーンサイ首相の祝辞を代読いただいた。

今回発刊された書籍は、国際協力部とN I Jが協力して継続的に活動してきた一つの成果を示すものであり、発刊された書籍は、今後、N I Jを中心として、刑法・民法を学ぶための参考資料になるものとして活用される予定である。

第4 おわりに

教育民事WGにおいては、基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施を目指し、前プロジェクトで作成した事実認定問題集を活用した効果的な研修を実践するため指導書の作成をしているところであるが、今回の研修において、講師の先生方から、模擬講義や今後の指導書の活用法に対するアドバイス等をいただいたことにより、研修参加者は、個々の教育機関ないし研修機関の特性に応じて指導方法を工夫する必要性について、一定の理解を得たのではないかと思われる。

例えば、講師の先生方からは、大学は研究機関であるから、事実認定問題集に記載されたラオス民法典の解釈の結論に縛られることなくより自由な議論が可能ではないかといった指摘があったほか、法曹養成の各段階において、繰り返し事実認定問題集に接する機会があると思われるところ、各機関における指導内容に重複がないことが望ましいという指摘もあった。いずれも、基本法令の理解に基づく実践を促進するための「効果的な」研修が実施されるようになることを成果として目指す、本プロジェクトの活動に対して、非常に有益な示唆を与えるものであったと思われる。

本研修前、現地からは、本研修をもって、「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書の作成活動は概ね区切りとし、教育民事WGは、次の活動への移行を検討したいとの意向が示されていた。そのような状況下にあって、「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書について、活動の節目となるような集中的な議論及び意見交換を実施し、より効果的な研修実施がなされるよう研修参加者に的確な知見をインプットした本研修は、本プロジェクトの最終目標である、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身につけた法律実務家を育成するための基盤作りに貢献したものといえる。

また、N I Jについても、教育民事WGと合同でプログラムを実施したことにより、教育機関としての指導方法や、前記事実認定問題種の活用について検討の機会を得たほか、初めて日本で共同研究を実施することとなり、対面で集中的に不法行為について議論をする機会を得たほか、これまでの活動が書籍の発刊という形で実を結んだことで、今後の共同研究セミナーの内容をより充実させ、N I Jの職員である教官の能力向上に向けた協力活動がなされることが期待される。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた裁判所や司法研修所の担当者の方々、J I C A長期専門家として現地派遣中の石崎明人専門家及び矢尾板隼専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。



【指導書等の使用計画策定会議の様子】



【第20回N I J - I C Dセミナー】



【N I J - I C D共同研究セミナー書籍発刊記念式典】

第3回ラオス本邦研修（教育民事）日程表案

【令和7（2025）年5月21日（水）～5月31日（土）（移動日を含む。）】
(横口教官、小枝専門官)

●黄色セルはラオス共同研究(NIJ)との合同実施

※TIC: JICA東京センター

月日	曜日	午前		休憩等	午後		備考
5 / 21	水	【入国】					
5 / 22	木	10:00 (JICAオリエンテーション)	12:00		14:00 国際協力部オリエンテーション	15:00 【導入講義】 「日本の司法制度と法曹養成制度」 国際協力部教官 桶口 瑞恵 法務省赤れんが棟	17:00
5 / 23	金	10:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	12:00		14:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	17:00	TIC泊
5 / 24	土	休務日					
5 / 25	日	休務日					
5 / 26	月	10:00 第20回記念共同研究セミナー参加	12:00		14:00 第20回記念共同研究セミナー参加		
5 / 27	火	10:00 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「日本の民事判決書」 東京地方裁判所民事部裁判官 東京地方裁判所	12:00		14:00 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「司法研修所における民事実務教育について」 司法研修所教官 司法研修所	16:30	TIC泊
5 / 28	水	10:00 【ラオス側発表・意見交換】 「指導書等の使用計画策定会議」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士 法務省赤れんが棟	12:00		(書類整理)		TIC泊
5 / 29	木	10:00 【訪問（講義・意見交換）】 「法学部・法科大学院における民事法教育の実際」 松尾 弘教授 慶應義塾大学法科大学院	12:00	12:30 【意見交換会・写真撮影】 ICD部長	14:00 【特別講演】 「法学教育の在り方」 大村 敦志東京大学名誉教授	15:00 弁護士会館	17:00 法務省赤れんが棟
5 / 30	金	10:00 【総括質疑・意見交換】 ICD教官、専門家	11:00 【評価会・修了式】	12:00		14:00 日ラオス国交樹立70周年 出版イベント参加	16:00
5 / 31	土	TIC		法務省赤れんが棟			
		【出国】					

第3回ラオス本邦研修(教育民事) 研修参加者名簿

1	ガン テムソムバット Mr. Kang TEMSOMBATH 最高人民裁判所研修所所長
2	サクナー ニヤピチット Mr. Sakkouna YAPHICHIT 最高人民裁判所学術管理・司法統計部長
3	カムフー ヴォーラブット Ms. Khamhoun VORLABOUD 最高人民裁判所学術管理・司法統計部 課長代理
4	ソムブーン シーパースト Mr. Somboun SIPASERD 最高人民裁判所研修所司法図書課長代理
5	リキット サイニヤヴォン Mr. Likhit XAIYAVONG 最高人民裁判所研修所裁判官補
6	ギンペット ボアラパン Mr. Kingphet BOUALAPHANH 最高人民検察院一般監察局副局長
7	サイサナ ラーサヴォン Mr. Xaysana RAJVONG 最高人民検察院研修所副所長
8	ブンシー ブーロム Mr. Bouny BOULOM 最高人民検察院商事・家庭・少年事件監察課長
9	サイパソン ウンシダー ¹ Mr. Xaipasong OUNSIDA 最高人民検察院計画・国際協力課長
10	マーナボーン トンディーニヤラート Mr. Manaphone THONGDEEYALATH 最高人民検察院党監察課副課長
11	ペッサマイ サイムンケン Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE 司法省国立司法研修所副所長
12	ヴィライチヤン ターオ Ms. Vilayanh THAO 司法省法律普及局ラジオ・テレビ課長
13	ベンバーワン インタヴォン Mr. Phengphavanh INTHAVONG 司法省法律普及局副課長
14	ケムペット セントーンカム Mr. Khemphet SENGTHONKHAM 司法省国立司法研修所情報・図書課専門職員
15	ランシー ギンバチャン Mr. Langay KINGPHACHANH 司法省国立司法研修所管理・経理・国際協力課専門職員
16	タッサナローン シースノン Ms. Thatsanalone SISOUNONTH ラオス国立大学法政治学部副学部長
17	ケオサーイジョン サーイスワンナヴォン Mr. Keosaychong SAYSOUVANNAVONG ラオス国立大学法政治学部国際関係課長
18	プーサイ チャンタヴォン Mr. Phouxay CHANTHAVONG ラオス国立大学法政治学部民事法学科副科長
19	トンカム ローヤン Mr. Thongkham LORYANG ラオス国立大学法政治学部民事法学科副科長
20	カンピウ ヴィライボーン Ms. Khamphieu VILAYPHONE ラオス国立大学法政治学部民事法学科民事訴訟法ユニット長
21	マニチャン ピラパン Ms. Manichanh PHILAPHANH 弁護士(ラオス弁護士会)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 稲口理惟 (HIGUCHI, Rui)

圖書専門官 / Administrative Staff 小枝桃子 (KOEDA, Momoko)

JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 石崎明人 (ISHISAKI, Akito)

令和7年度ラオス共同研究（NIJ）日程表案

【令和7（2025）年5月21日（水）～5月31日（土）（移動日を含む。）】

（山下教官、樋口教官）

●黄色セルは第3回ラオス本邦研修（教育民事）との合同実施

※IJC：国際法務総合センター

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
5 ／ 21	水			【入国】	機中泊
5 ／ 22	木	【入国・移動】 8:10 成田空港（ターミナル1）到着	11:30 国際協力部オリエンテーション IJC	15:00 【導入講義】 （休憩） 「日本の司法制度と法曹養成制度」 国際協力部教官 山下 拓郎 IJC	17:00 IJC泊
5 ／ 23	金	10:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	17:00 IJC泊
5 ／ 24	土			休務日	IJC泊
5 ／ 25	日			休務日	IJC泊
5 ／ 26	月	10:00 第20回NIJセミナー	12:00	14:00 第20回NIJセミナー	17:00 IJC泊
5 ／ 27	火	10:00 訪問・表敬イベント	12:00	14:00 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「司法研修所における民事実務教育について」 司法研修所教官 法務省	16:30 IJC泊
5 ／ 28	水	10:00 【ラオス側発表・意見交換】 「指導書等の使用計画策定会議」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 【協議】 「今後の共同研究に関する方針協議」 国際協力部教官 山下 拓郎 法務省赤れんが棟	16:00 IJC泊
5 ／ 29	木	10:00 【訪問（講義・意見交換）】 「法学部・法科大学院における民事法教育の実際」 松尾 弘教授 慶應義塾大学法科大学院	12:00 【意見交換会・写真撮影】 ICD部長 弁護士会館	12:30 14:00 15:00 【特別講演】 「法学教育の在り方」 大村 敦志東京大学名誉教授 法務省赤れんが棟	17:00 IJC泊
5 ／ 30	金	10:00 修了式	11:00	14:00 日ラオス国交樹立70周年 出版イベント	17:00 IJC泊
5 ／ 31	土			10:35 羽田空港（ターミナル3）出発 【出国】	機中泊

令和7年度NIJ-ICD共同研究 研修参加者名簿

1	パスト・サワンディー
	Mr. Paseuth SAVANGDY
	司法省国立司法研修所 所長
2	センアールン・パンナラット
	Mr. Seng Aloun PHANNALATH
	司法省国立司法研修所ルアンパバーン支部長
3	ブアンマーライ・クンナヴォン
	Mr. Phouangmalay KOUNNAVONG
	司法省国立司法研修所サワンナケート支部長
4	サイニヤ・チャンタナライ
	Mr. Xaygna CHANTHANALAY
	司法省国立司法研修所チャンパーサック支部長
5	チャンダヴォーン・ヴォンパチャン
	Ms. Chandavone VONGPHACHAN
	司法省国立司法研修所法務官
6	ヴィラコーン・シーブンファン
	Mr. Vilakone SIBOUNHEUANG
	司法省国立司法研修所法務官

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 山下拓郎 (YAMASHITA, Takuro)

国際専門官 / Administrative Staff 神谷哲夫 (KAMIYA, Tetsuo)

タイ昭島訪問プログラム（タイ国立汚職対策委員会事務局）

国際協力部教官

山 下 拓 郎

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2025年6月10日（火）から同月11日（水）までの日程で、タイ国立汚職防止委員会事務局（The Office of National Anti-Corruption Commission of Thailand、以下「ONACC」という。）所長ら35名を招き、国際法務総合センターにおいて、ONACC昭島訪問プログラムを実施した。本プログラムの詳細な日程等については、別添（別添1は日程表、別添2研修参加者名簿）を参照されたい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、全て執筆者の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 昭島訪問プログラムの実施の背景及び目的等

2025年1月、タイの汚職対策機関であるONACCから、国際協力部に国際法務総合センターへの訪問の申し入れがあった。国際協力部は、これを受け入れることとし、ONACCからの申し入れ内容を踏まえて、この機会に、日本における汚職法制等を知っていただくためのプログラムを実施することとし、準備を進めてきました。

この汚職対策をテーマとする研修は、近年、ウクライナやスリランカなど、国際協力部の支援対象国からも取り扱ってほしいとの要請が挙げられており、今後、研修等を実施していくことになることが見込まれる状況である。

汚職対策は、現在において、国際的な課題（外国公務員贈賄罪など）であるとともに、各国においても、重点的に取り組む課題になっている国が多い。

国際協力部がこれまで行ってきた民事法関係の支援は、市場経済システムに即したビジネス環境の整備（日本企業の海外進出する基盤の構築も含む。）を行ってきたところ、汚職を防止し、かつ、汚職事件を適切に摘発することは、企業の健全かつ公平な取引を促進するために重要な取組課題であると言える。

そこで、国際協力部としても、いくつかの国から支援の要請がされている汚職対策につき、対応していく必要性があり、汚職対策に関する最初のプログラムとして、タイのONACCを受け入れ、わが国の汚職対策に関する知見を提供するとともに、タイの汚職対策の取組も紹介していただく形で、ONACCの昭島訪問プログラムを実施することとした。

なお、日本には、汚職事件を専門に捜査・訴追する機関は存在せず、他の事件同様に警察や検察が汚職事件の捜査・訴追を担当するが、タイのみではなく、インドネシア、シンガポール、スリランカなど、海外の国をみると、汚職対策や、汚職の摘発を担当す

る汚職対策機関が存在することは珍しくはない。

また、日本では、汚職というと、公務員に対して賄賂を支払い、便宜を図ってもらうという印象が強いと思われるが、公務員の不正行為一般（例えば、公務員が国の財産の横領や、職務上作成する書類の偽造など）をすべてまとめて汚職と表現する。

本稿では、以降、公務員の不正行為一般を「汚職」と表記し、一般人が公務員に対して、利益を供与し、便宜を図ってもらう行為や、公務員が業務において利益を別途受けた行為を単に「贈賄」、「収賄」と表記する。

第3 本プログラムの内容

本プログラムでは、以下のとおり、講義等を行った。

1 日本における贈収賄事件検査及びマネー・ローンダーリング検査について

元検察官であり、現在は昭和医科大学医学部で教鞭をとられている城祐一郎先生をお招きして、検察官時代の東京地検特捜部や大阪地検特捜部のご経験も踏まえて、日本における贈収賄事件検査及びマネー・ローンダーリング検査について講義を行っていただきました。

特に贈収賄事件の検査では、現金等の賄賂が渡されたかどうかという「授受」、渡された現金等の趣旨が、賄賂として職務に関するものであるかどうかという「趣旨」、さらに、当該公務員が賄賂を受け取って、何らかの権限を振るうことができる立場にあるという「職務権限」の3要素立証することが重要であり、贈収賄事件は密室で発生することが通常であるため、当事者の取調べを入念に行い、適切に自白を得る必要があることを強調された。

また、城先生が検察官であった時に担当された加重収賄事件を例に、具体的に検査の進行状況や、検査の各時点において、そのような証拠を収集したり、取り調べでどのような事情を引き出したりしたかなど、具体的に紹介していただきました。

さらに、マネー・ローンダーリングについては、マネー・ローンダーリングが国際的に問題になった経緯や、マネー・ローンダーリング罪の規制にかかる条約、さらに、日本におけるマネー・ローンダーリング罪の規定や各規定の解釈、問題になった事例の紹介等もしていただきました。

2 ONACCによる発表（ONACCの概要やタイにおける汚職の実情等）

ONACCの調査官の方に、ONACCの概要と、タイにおける汚職の実情等について発表していただきました（ONACCの発表資料については、別添3 ONACC発表資料参照。）。また、それを踏まえて、質疑応答や、意見交換もする機会を設け、日本側・タイ側双方から積極的な議論がなされた。

このONACCの発表や、ONACCとの意見交換には、引き続き、城先生にもご参加いただき、汚職に関するタイの実情や取組について、非常によく理解できるもの

であった。この場を借りて、わかりやすい発表をしていただいたONACCの調査官の方や、意見交換の際にご発言いただいた方々に感謝の意を表したい。

3 日本における賄賂罪についての講義

法政大学法科大学院の今井猛嘉教授をお招きして、日本における賄賂罪の法制について、講義をしていただいた。

今井先生には、日本の刑法上の賄賂罪の規定や、賄賂罪の保護宝石に関する学説の対立等を紹介していただくとともに、日本において、賄賂罪に関する事案で法解釈上の問題になった裁判例等、10個の事例紹介していただいた。

質疑応答の際にも、ONACC側から、汚職法制や裁判例に関する質問が出されるなど、活発な議論がなされた。

第4 総括

今回の昭島訪問プログラムは、2日間という短い期間ながら、日本とタイの双方の汚職に関する法制や実情について、情報交換をする内容となった。国際協力部としては、初めて汚職を正面から取り扱ったプログラムを実施したところ、今後、国際協力部が、各支援対象国で汚職対策に関するプログラムを実施するかもしれない現時点の状況について、ONACCから発表いただいた内容は、我々が汚職対策に関するプログラムを実施する上で、非常に有益なものとなった。

また、汚職対策は、賄賂罪関係やその摘発捜査に限られるのではなく、そもそも、わが国の公務員制度、汚職を防止するための法制や、公務員教育（特に公務員倫理等）等、そもそも根底となる法制度から分析していく必要があるとともに、公務員の不正行為一般と視野を広げて考えると、犯罪に鑑みても文書偽造や、詐欺、横領、背任と対象犯罪は多岐に渡る上、内部監査システムや、懲戒処分制度、内部告発者の保護等、取り扱うべき内容も多岐に渡ると考えられる。

今後、他の支援対象国からのニーズに対応していくためにも、我々も幅広く情報収集し、適切な知見を提供できるようにしていく必要があると感じた。

また、2025年7月には、国際協力部副部長等が、タイへ出張し、ONACCとの協議を行った。今後の協力関係についての協議が行われ、今後も、国際協力部は、ONACCと協力をしていくことになると思われる。

今後、アジアの国々に対する汚職対策や汚職摘発に関するプログラムを実施していくことができるようになれば、喜ばしいことである。

今回の昭島訪問は、国際協力部の今後の活動や、タイとの関係を構築する上でも、非常に重要な機会になったと思われる。

国際協力部へ訪問していただいたONACCの方々にも感謝の意を表したい。



【講義の様子】



【集合写真】

令和7年度ONACC訪日プログラム日程表

【2025年6月10日(火)～6月11日(水)】

月 日	曜 日	10:00 12:00 13:00		備考
6 / 10	火	10:00～12:00 【講義】 日本の汚職捜査、マネー・ローンダリングの実情 昭和医科大学 城祐一郎教授 IJC(カンファA)	13:30～14:30 質疑応答 昭和医科大学 城祐一郎教授 IJC(カンファA)	15:00～16:30 タイ側発表・協議 タイにおける汚職の現状・汚職に対する取り組み IJC(カンファA)
6 / 11	水	10:00～12:00 【講義】 日本の汚職防止に関する法制度 法政大学 今井猛嘉教授 IJC	13:30～14:15 質疑応答 法政大学 今井猛嘉教授 IJC	14:30～15:00 総括質疑応答・修了式 IJC



Study Visit to Tokyo, Japan

9-13 June 2025

No.	Name	Position	Remarks
ONACC Delegation			
1	Mr. Prateep Kongsanit	Assistant Secretary-General of the NACC and Acting Inspector of the ONACC	Head of Delegation
2	Mr. Wisanu Nakhunthot	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
3	Mr. Pornthep Iedkaew	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
4	Mr. Yaiwanit Saikaew	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
5	Mr. Itsara Thongsai	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
6	Mr. Wiwattana Wattanapirom	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
7	Mr. Anan Wattanasatetakul	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
8	Mr. Akkarawut Atiwannapat	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
9	Mr. Kasama Ubalee	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
10	Ms. Phaksagee Sombatwattanangura	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
11	Ms. Pakteenunt Teerapiyapat	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
12	Mr. Chanchai Thongma	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
13	Mr. Janewit Wittayadet	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
14	Acting Sub Lt. Supachai Khamsaeng	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
15	Mr. Apirat Kongcharoen	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
16	Ms. Jutharat Sanmueng	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
17	Mrs. Namprathai Jirasubjaroen	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
18	Mr. Pachara Thamwatsak	Inquiry Officer, Higher Level	Participant

No.	Name	Position	Remarks
19	Mr. Teerawuy Thipdacho	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
20	Ms. Kingthong Muangcha	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
21	Ms. Ruchirachyanan Chaikaew	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
22	Mr. Chavarin Tumprachot	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
23	Mr. Tawalad Khongkhampao	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
24	Mr. Tanet Kanjanarakpong	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
25	Mr. Supawat Neainom	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
26	Ms. Kamolwan Srichai	Inquiry Officer, Higher Level	Participant
27	Mr. Surasak Yota	Director of Bureau of Public Sector Corruption Inquiry 3	Observer
28	Ms. Visra Ratanasamai	Director of Sanya Dharmasakti National Anti-Corruption Institute	Observer
29	Mr. Phairoj Niyomdecha	Director of Investigation and Intelligence Division 3	Observer
30	Ms. Sasicha Taengtard	Director of Human Resources Development Division	Staff
31	Mr. Supat Laksana	Human Resources Officer, Professional Level	Staff
32	Mr. Thanisorn Thipeye	Human Resources Officer, Professional Level	Staff

No.	Name	Position	Remarks
Interpreter			
33	Dr. Kanokpan Cholchawalit	Lecturer Faculty of Law, Rissho University	
Tour Agency			
34	Mr. Surachai Chearranairungroj	Staff	
35	Ms. Suhansa Chumponwong	Staff	
36	Mr. Fujii Takanori	Bus Driver Bus Plate: #39 Bus Company: Sankyu Kankou Tel. : 080-3870-8059	



Core Responsibilities of the Office of NACC		
Prevention	Suppression	Asset Declaration
<ul style="list-style-type: none"> - Propose measures, opinions, and recommendations to the Cabinet, the Parliament, the Courts, or the State Audit Office. - Promote attitudes and values of honesty and integrity, and encourage public participation in the prevention and suppression of corruption. - Supervise and monitor ethical conduct and morality of political office holders. - Conduct activities related to international affairs. 	<ul style="list-style-type: none"> - Conduct inquiries and submit cases to the Senate for consideration of impeachment of office holders as prescribed by law. - Conduct inquiries and refer cases to the Attorney General for criminal prosecution against political office holders who are unusually wealthy, corrupt, or guilty of malfeasance in office. - Investigate and rule on cases involving state officials —from senior executives or division directors and above —who are unusually wealthy, corrupt, or guilty of malfeasance in the justice system. 	<ul style="list-style-type: none"> - Require political office holders and state officials to submit a declaration of assets and liabilities, including those of their spouses and minor children, to the NACC. - Verify the accuracy and existence of the declared assets and liabilities, as well as any changes. - Conduct inquiries in cases where state officials are accused of being unusually wealthy.

Because of The constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2560 (2017), which was promulgated on April 6, 2017. The ONACC has enacted the Organic Act on Anti - Corruption, B.E. 2561 (2018), which was enforced on July 22, 2018. The ONACC has received allegations of corruption against public officials at all levels and assigned relevant agencies to take action in some particular cases.

THE CORRUPTION SITUATION IN THAILAND

The overview of the Fiscal Year 2024, 11,662 allegations were submitted to the NACC from various channels, including: complaint letters, verbal complaints, the NACC's reasonable grounds the suspects, anonymous letters, websites, whistleblowing, and allegations that did not reveal the name and position of a respondents.

1. The allegations with complete details under section 60 of the organic Act on Anti - Corruption, B.E. 2561 (2018), accounted for 8,389 cases (71.93%) of all allegations.
2. The allegations with incomplete details, accounted for 3,273 cases (28.07 %) of all allegations.

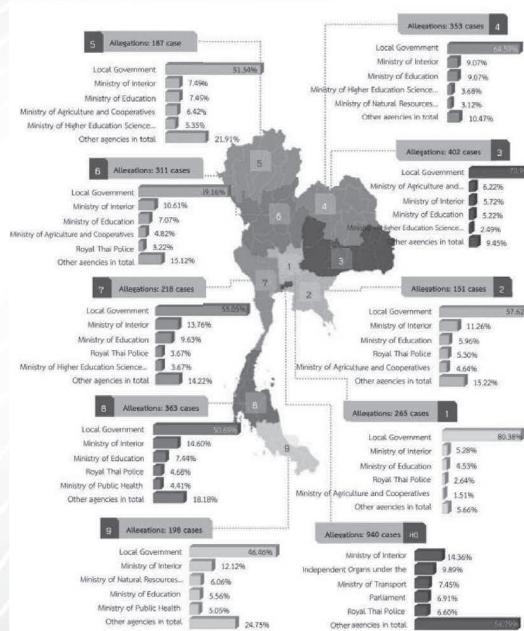
Table 1: The number of allegations classified by responsible region and the fiscal year that the allegations were committed.

Area	Allegations		The Fiscal Year in which the allegations were committed									
	Number (case)	%	2024	2023	2022	2021	2020	2010 - 2019	2013 - 2018	1975 - 2003	unspecified*	
Headquarter	940	27.74	277	269	91	62	58	141	14	22	6	
Region 1	265	7.82	107	84	26	12	6	29	-	-	1	
Region 2	151	4.46	52	40	13	10	5	30	-	1	-	
Region 3	402	11.87	122	115	66	20	9	67	2	1	-	
Region 4	353	10.42	125	126	53	17	4	27	-	-	1	
Region 5	187	5.52	61	61	22	10	11	19	-	1	2	
Region 6	311	9.18	101	111	35	14	10	38	2	-	-	
Region 7	218	6.43	68	79	27	12	6	23	1	1	1	
Region 8	363	10.71	114	112	39	21	17	54	2	1	3	
Region 9	198	5.84	64	63	25	14	7	21	1	-	3	
Nationwide	3,388	100.00	1,091	1,060	397	192	133	449	22	27	17	
	%		32.20	31.29	11.72	5.67	3.93	13.25	0.65	0.80	0.50	

Remark : * Since the whistleblower or complainant did not specify the year of the incident. Therefore, it cannot specify the Fiscal Year.

Source : Preliminary Examination System on Corruption Accusation (PESCA) and Case and Complain Management System (CCMS)
Processed by : Bureau of Anti-Corruption Research and Academic Services (BARAS), ONACC

Diagram 1: The percentage of allegations for further proceeding by ONACC, classified by responsible region and alleged agency in Fiscal Year 2024



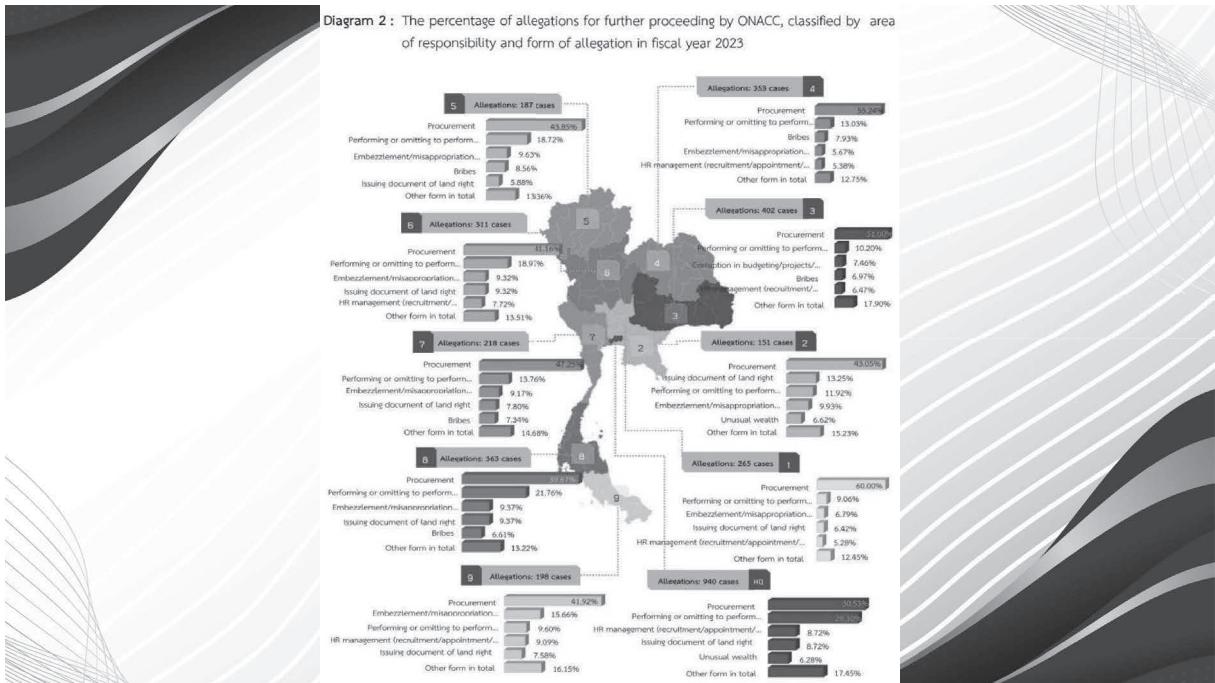


Table 2: The project budget or the cost of corruption in accordance with allegations that the ONACC accepted for further proceeding and allegations that were referred to other agencies for action, classified by form of accusation

Forms of Allegation	ONACC accepted for further proceeding	
	The project budget or the cost of corruption (Baht)	Number of case
Procurement	8,602,675,236	1,451
Performing or omitting to perform an act in the position or duties in bad faith.	2,189,877,262	617
Embezzlement/misappropriation of state money or property	358,081,190	235
Unusual wealth	269,440,274	125
Issuing document of land right	211,548,859	260
Corruption in budgeting/projects/fraudulent disbursement on the project	122,085,968	149
Bribes	42,415,266	221
Human resources management (recruitment/appointment/promotion/transfer/disciplinary action)	36,678,731	228
Conflict of Interests between personal interest and public interest	1,677,000	54
Violation of ethical standards	-	48
Grand total	11,834,479,786	3,388

Source : Preliminary Examination System on Corruption Accusation (PESCA) and Case and Complain Management System (CCMS)
Processed by : Bureau of Anti-Corruption Research and Academic Services (BARAS), ONACC

The increase in the number of allegations in 2024 resulted from the anti-corruption and corruption suppression policies, as follows

The suppression corruption performance	The prevention corruption performance	Efficiency in asset verification
<ul style="list-style-type: none"> - Case Management - the responding to complaints - the efficiency of completed investigation has increased - the amount of budget allocated for projects or corruption has increased 	<ul style="list-style-type: none"> - The of Integrity and Transparency Assessment in government operation has increased - Increasing of whistle blower reports . - Confidence in ONACC - Establishment of Corruption Deterrence Center (CDC) - Anti - corruption Education Curriculum - STRONG Project 	<ul style="list-style-type: none"> - Expedited asset verification - Utilize Information Technology in managing account - implementing electronic channel for submitting accounts - Developing AI in auditing system

ONACC's Strategies for preventing and combating corruption

<ul style="list-style-type: none"> •Analysis of types of complaints •Development of technology systems for duplicate case detection •Disclosure of information in compliance with Section 36 of the NACC Act 	<ul style="list-style-type: none"> •Setting indicators in alignment with the Master Plan •Promotion of law enactment in line with international standards 	<ul style="list-style-type: none"> •Development of an efficient service system •Establishment of proactive anti-corruption measures •Promotion of policies at regional and local levels 	<ul style="list-style-type: none"> •Integration of inter-agency operations •Requesting cooperation from other agencies to refer non-serious cases •Private sector participation and provision of quality whistleblower information
---	---	--	---

CONCLUSION

To compare the Fiscal Year 2024, the allegation statistic for the Fiscal Year 2023 exhibited an upward trend, which was indicative of the corruption situation at the regional and national levels. The highest allegations submitted to the ONACC were related to performing or omitting to perform an act in the position or duties in bad faith. The Local Government Organization was the most alleged agency. If considering the form of cases for which the NACC has made an investigation within six years, it was found that procurement's cases has the highest number. Therefore, the above statistics on allegations can be used to establish plans and guidelines for ONACC's anti-corruption operations on the management of corruption by area, budget management, planning, case management, prioritizing tasks to be completed within timeframe, workforce planning, as well as recruitment and appointment of government officials in the justice administration and general position, to comply with the form and quantity of allegations according to their respective areas of responsibility.

THANK YOU

インドネシア法制度整備支援 第20回本邦研修

国際協力部教官

佐々木 康平

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）インドネシア法制度整備支援プロジェクトに
関し、令和7年7月13日（日）から同月25日（金）（移動日を含む。）、インドネシアの裁判官15名を研修員として日本に招き、インドネシア法制度整備支援第20回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介するが、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見
であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

1 インドネシアでは、令和3年（2021年）10月から令和7年（2025年）9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。

本プロジェクトは、インドネシア最高裁判所（以下「インドネシア最高裁」という。）及び法務省法規総局をカウンターパートとして、ビジネス界における法的な予見可能性を改善するための人材育成を目的として実施されているものであり当部は、現地に派遣されている長期専門家と協力し、本邦研修を企画、運営するなどして、これを全面的に支援している。

本プロジェクトにおいて、インドネシア最高裁は、知的財産権に関する事件（以下「知財事件」という。）等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力の向上を目指し、本邦の裁判官出身の現地専門家と協力して、知財事件に関する裁判官向けの研修の計画立案及び実施並びに講師の育成や、知財事件に関する判決集（ケースブック）や手引書（ガイドブック）等の執務参考資料の作成活動を行っている。

2 本プロジェクトは、令和7（2025）年9月に終期を迎えるところ、翌10月以降に開始される予定の新規プロジェクト（以下「新プロジェクト」という。）では、知財事件に限定せず、より広くビジネス関連の民事事件全般について、判決書の質の向上や審理手続の改善等のテーマが取り上げられる予定である。そのため、本研修は、主に知財事件に特化して実施してきたプロジェクト活動における集大成となる本邦研修と位置付けられる¹。

¹ 令和5年5月及び令和6年10月に実施された本プロジェクト下におけるインドネシア最高裁との間の本邦研修の概要につき、坂本達也「インドネシア法整備支援 第15回本邦研修」ICD NEWS第97号（2023年12月号）139頁以下及び樋口瑠惟「インドネシア法制度整備支援 第18回本邦研修」ICD NEWS第101号109頁以下を参照されたい。

3 そのような本研修の位置付けや新規プロジェクトへの継続性、本プロジェクトの残りの期間で達成されるべき目標等を踏まえて、本研修では、「知財事件の解決手法」を研修全体のテーマに設定した。

具体的には、①知的財産高等裁判所、特許庁及び民間の裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）機関を訪問して、それらの機関における知財事件の解決手法を学ぶほか、②知財事件における判決書の在り方、③知的財産法の諸分野における判例の展開とその重要性、④知財事件における和解及び調停の在り方等のトピックを取り上げて講義等を実施することにより、裁判官向けの研修を担当する講師として必要かつ有用な知見や、執務参考資料の作成に必要かつ有用な知見の取得を目指すこととした。

本研修の参加者は、別添1のとおりであり、本研修の日程は、別添2のとおりである。

第3 研修の内容（日程順に記載する。）

1 導入講義

導入講義では、「日本における知的財産制度の概要」と題して、当職が、日本の知的財産法の主要な分野（特許法、商標法、意匠法、著作権法及び不正競争防止法等）について、権利発生の要件や不服申立て手続などについて概説したほか、日本の知的財産紛争処理制度について、日本の民事訴訟手続の審理イメージや、知財事件の管轄と審級等について概説した。

研修参加者からは、知的財産権の発生要件や手続面（不服申立て手段の種類や相違点等）などについて、多数の質問がされ、日本の知的財産制度及び裁判制度に関する強い関心がうかがわれた。また、日本の民事訴訟では、裁判官が心証を開示して和解勧告をする場合もあると説明をしたところ、研修参加者からは、インドネシアでは、裁判官が審理の途中で心証を開示することは一般的ではないという応答があり、日本との相違点を認識することができた。

2 講義「日本の判例・総論」

「日本の判例・総論」では、日本の民事判決の役割に関し、日本における判例の意義や判例の裁判実務への影響等について、当部の裁判官出身教官である志摩祐介教官による講義を実施した。

同講義により、日本の法律実務家が判例とその射程を意識して執務をしていることについて、研修参加者の理解を深めることができた。研修参加者は、判例と裁判例の違いなどについて積極的に質問をしていた。

3 講義「商標法と判例の展開」・「著作権法と判例の展開」

「商標法と判例の展開」及び「著作権法と判例の展開」では、平井佑希弁護士（桜坂法律事務所）を講師に迎え、研修参加者にとって関心の高い商標法と著作権法の分

野における日本の判例の展開について講義をしていただいた。

複数の具体的な商標が取り上げられ、商標権侵害が成立するか否かについて、平井弁護士と研修参加者との間の双方向的なやり取りを通じて議論が行われ、インドネシアで同様の事例が生じた場合にどのような判断をするかということについても、研修参加者から多くの意見が出された。また、弁護士の立場として、日本の著作権法の判例やその射程をどのように理解し、裁判実務において、どのように主張を組み立てていくか等について、詳細な分析を経た講義をしていただいた。どちらの講義も双方向的なやり取りを取り入れた形態で実施されたため、研修参加者は、講義に非常に集中しており、理解もより深まったと思われる。

4 講義「知財紛争における損害算定と判例の展開」

「知財紛争における損害算定と判例の展開」では、元知的財産高等裁判所所長の高部真規子弁護士（西村あさひ法律事務所）を講師に迎え、知財紛争における損害算定という高度に専門的かつ実務的なテーマについて、講義をしていただいた。

侵害論の争点整理を終えて裁判所から侵害の心証が開示された場合にのみ、損害論の主張立証に進むという「二段階審理」と呼ばれる日本の裁判所の審理運営上の工夫があることなどを紹介していただき、知財紛争において極めて重要なテーマである損害算定の考え方について、条文に即して、その趣旨を説明いただくとともに、重要な判例についても取り上げていただいた。知財紛争における損害の算定は複雑なものであるが、高部弁護士には、研修参加者からの質問に明快に答えていただき、損害算定の考え方について、研修参加者の理解が深まったと思われる。

5 ビジネスコート訪問

ビジネスコート（知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所知的財産部）への訪問では、知的財産高等裁判所所長へのご挨拶、法廷見学、知的財産高等裁判所第3部の中平健部総括判事及び水野正則判事（本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員）による概要説明と質疑応答、東京地方裁判所民事第47部の細井直彰判事による講義（「知的財産事件の審理の進め方」）、及び水野判事及び松尾俊介調査官による講義（「知財調査官制度の紹介と質疑応答」）が実施された。

中平部総括判事及び水野判事には、知的財産高等裁判所の概要についてご説明をいただいたほか、事前に研修参加者から寄せられた多数の質問に丁寧に回答していただいた。研修参加者は、日本の裁判所における書証の扱い等についても関心を有している様子であった。

細井判事には、知財事件の審理について、特許権侵害訴訟を中心に講義をしていただいた。知財事件では、損害論についての審理に多大な手間と時間を要することから、日本では、権利侵害が認定できる場合にのみ、損害論について審理に進む「二段階審理」が定着していることや、専門的知見の獲得手段として、特許庁からの出向者

や弁理士出身の裁判所調査官や専門委員を活用していることなどを説明いただいた。また、裁判所における知財調停の活用が近年図られていることなども紹介いただいた。

水野判事及び松尾調査官には、知財調査官制度のご紹介をいただくとともに、具体的な設例を用いて、調査官から専門的知見の提供を受ける様子についてデモンストレーションを実施していただいた。

研修参加者は、特に、日本の裁判所における知財事件の審理方法や専門的知見の確保の方法について強い関心を抱いた様子であった。

6 特許庁訪問

特許庁への訪問では、特許庁の業務などについての説明をしていただき、無効審判手続等についても講義をしていただいた。知財紛争の解決において特許庁が担っている役割について理解が深まったと思われる。

審判廷の見学では、研修参加者が、審判廷のモニターなどの設備面についても関心をもって熱心に質問をする様子が見られた。

7 インドネシア側発表・意見交換

インドネシア側発表・意見交換では、研修参加者に2グループに分かれてもらい、それぞれ、「知財事件における判決書の現状と課題」というテーマでの発表を行ったのち、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員である玉井克哉東京大学名誉教授と両グループの発表を踏まえた意見交換を行った。

いずれのグループも判決書に記載すべき事項については、共通の認識があるようであり、インドネシアの判決書の様式については、概ね統一されていることがうかがわれた。研修参加者によれば、インドネシア最高裁判所長官決定により、判決書の構成の統一化が図られているとのことであった。また、研修参加者からは、民事の判決書には、①「判断の根拠を明確かつ詳細に記載しなければならない」、②「訴えの全てについて判断しなければならない」、③「請求を超えて認容してはならない」という3つの原則があるという紹介がされた。

玉井教授からは、両グループの発表内容を踏まえ、インドネシアの判決書の構成について、ドイツの民事訴訟法の影響を受けていることなどが影響して、日本の判決書と共に多くの部分が多いのではないかという分析をいただいたほか、要件事実や主張立証責任について、日本や米国の裁判実務における考え方をわかりやすく説明をしていただき、インドネシアにおいても要件事実や主張立証責任という考え方があるのかという点などについて、研修参加者との意見交換が実施された。

インドネシア側の発表と意見交換を通じて、インドネシアの判決書について知ることができた。

8 講義「知財事件における和解・調停」

「知財事件における和解・調停」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザリーグループ委員である林いづみ弁護士（桜坂法律事務所）を講師に迎え、日本の知財事件における紛争解決手段について講義をしていただいた。

研修参加者との双方向的なやり取りを交えながら、裁判所における紛争解決手続のほか、裁判外の紛争解決手段（ADR）について幅広くご説明をいただいた。

研修参加者には、日本においては、知財紛争の解決手続に多くのバリュエーションが用意されていることが理解していただけたものと思われる。

9 日本知的財産仲裁センター訪問

日本知的財産仲裁センターへの訪問では、山口祐司弁護士（大野総合法律事務所）及び杉山一郎弁護士（篠崎・進士法律事務所）に同センターの概要について説明をしていただいたほか、日本とインドネシアの仲裁法の比較やADRでの解決に適している事件の特徴などについて講義をしていただいた。

研修参加者からは、裁判所以外の機関において成立した調停に執行力が生じるのかという点などについて質問がされた。研修参加者には、ADRによる解決の利点を学んでいただけたものと思われる。

10 事例研究「知財事件における判決書の在り方」

事例研究「知財事件における判決書の在り方」では、裁判官出身の國井陽平インドネシア長期派遣専門家、志摩教官及び当職において、日本の判決書について冒頭に説明を行った。その後、研修参加者を複数のグループに分け、東京地方裁判所の判決を題材とした事例研究を行った。

日本の知財事件の判決書については、一部の研修参加者からは、かなり詳細な記載がされていて長い印象がある感想が出たが、争点に対して、必要な判断が緻密に示されていると感じるという意見も出された。

研修参加者からは、インドネシアの判決書では、2014年頃に、争点に対する判断を簡潔に記載するという様式が用いられたことがあるが、2019年頃に方針が転換され、かなり詳細な判決書を作成するようになったことの紹介があり、あまり重要な証人の証言についても詳細な記載をするなど、不必要的記載が生じていると感じるという意見が出た。

日本の裁判所では、証人については、争点の判断に必要と思われる者のみを採用しているという説明をしたところ、インドネシアでは、原則として、当事者が申し出た証人は全て採用されており、重要でないと思われる証言であっても、判決書に記載をしないと証言内容が判決書に反映されていないという批判が当事者から出るため、判決書に記載することが多いとの説明がされた。

事例研究及び意見交換を通じて、証人の採否などの審理の進め方の違いによって、

判決書の内容に影響が生じていることが相互に認識でき、大変興味深く感じられた。

1.1 講義「日本の知財紛争の現状と将来」

「日本の知財紛争の現状と将来」では、元知的財産高等裁判所所長の清水節弁護士（柳田国際法律事務所）を講師に迎え、知財紛争を扱う裁判官の育成方法、調査官や専門委員の活用による専門的知見の獲得、及び知財訴訟における裁判所での和解等について講義をしていただいた。

日本の知財訴訟では、裁判所が心証を開示した上で、多くの事件で和解による解決が図られているという説明がされると、研修参加者は、裁判所が心証開示を積極的に行っていることに強い関心が抱いた様子であった。

第4 おわりに

本研修では、講師の方々に様々な知財事件の解決手続について講義をしていただくとともに、事例研究や意見交換を通じて、判決書の在り方についての理解も相互に深まったように感じられる。

研修参加者は、研修全体を通じて、熱心に取り組んでおり、研修参加者からは、インドネシアでの調査官制度や専門委員制度の導入について積極的に考えていきたい、裁判所が心証を開示して和解を勧告するという運用にも強い関心を抱いたなどといった感想も出るなど、本研修を通じて、インドネシアの知財紛争の解決手続の改善への意欲も高まったものと思われる。

本研修は、その目的を十分に達成することができた。これはひとえに、ご協力いただいた講師の方々及び関係機関の皆様の多大なるご尽力の賜である。この場を借りて、心から感謝申し上げたい。



【集合写真】



【講義「知財事件における和解・調停」の様子】



【事例研究・グループディスカッションの様子】

インドネシア法整備支援第20回本邦研修(研修員名簿)

1	イワン アンゴロ ワルシタ Mr. Iwan Anggoro Warsita 西ジャカルタ地方裁判所副所長
2	エリユリタ Ms. Eliyurita メダン地方裁判所判事
3	マウリア マルトゥエンティ イネ Ms. Maulia Martwenty Ine ドウマイ地方裁判所所長
4	ジェニ ヌグラハ ジュリス Mr. Jeni Nugraha Djulis パンカルビナン地方裁判所所長
5	ロサナ クスマ ヒダヤ Ms. Rosana Kesuma Hidayah 中央ジャカルタ地方裁判所判事
6	ヌリスタ スルヤワティ Ms. Noerista Suryawati スマラン地方裁判所判事
7	サムシダル ナワウイ Ms. Samsidar Nawawi マカッサル地方裁判所判事
8	ウングル プラユド サトリヨ Mr. Unggul Prayudho Satriyo 判事・最高裁判事補佐
9	リスタンティ ラヒム Ms. Ristanti Rahim スラバヤ地方裁判所判事
10	ドウイ スギアルト Mr. Dwi Sugiarto 判事・最高裁判事補佐
11	エラ ヌルラエラ Ms. Ela Nuraela 判事・最高裁判事補佐
12	イルマ マルディアナ Ms. Irma Mardiana 判事・最高裁判事補佐
13	ニ カデ スサンティアニ Ms. Ni Kadek Susantiani 中央ジャカルタ地方裁判所判事
14	イスム バハイドゥリ フエブリ クルニア Mr. Ismu Bahaiduri Febri Kurnia 判事・最高裁判事補佐
15	ホラスマン ポリス イファン Mr. Horasman Boris Ivan 判事・最高裁判所監督官付

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor

佐々木 康平(SASAKI Kohei)、志摩 祐介(SHIMA Yusuke)

樋口 瑞惟(HIGUCHI Rui)

国際専門官 / International Affairs Officer

高橋 尚吾(TAKAHASHI Syogo)

インドネシア法整備支援第20回本邦研修日程表
 【担当教官:佐々木教官、志摩教官、樋口教官 担当専門官:高橋専門官】

※TIC:JICA東京センター、IJC:国際法務総合センター

月 日	曜 日							備考
7 ／ 13	日	入国						
7 ／ 14	月	10:00 JICAブリーフィング	12:00 TIC	14:00 ICDオリエンテーション	14:30 TIC	15:00 【講義】導入講義 ICD教官 佐々木康平	17:00 TIC	TIC泊
7 ／ 15	火	10:00 【講義】日本の判例・総論 ICD教官 志摩祐介	12:00 JICA市ヶ谷	14:00 平井佑希 弁護士		17:00 JICA市ヶ谷		TIC泊
7 ／ 16	水	10:00 【講義】著作権法と判例の展開 平井佑希 弁護士	12:00 JICA市ヶ谷	14:00 高部眞規子 弁護士(元知財高裁所長)		17:00 JICA市ヶ谷		TIC泊
7 ／ 17	木	10:00 【訪問】裁判所(知的財産高等裁判所又は東京地裁知財部)	12:00 裁判所	14:00 【講義・意見交換】知財事件の審理における実務上の工夫、調査官制度 知財高裁裁判官又は東京地裁裁判官等		17:00 裁判所		TIC泊
7 ／ 18	金	10:00 【訪問・講義・意見交換】特許庁	12:00 特許庁	14:00 玉井克哉 教授(東京大学)、ICD教官、現地専門家		16:00 JICA市ヶ谷		TIC泊
7 ／ 19	土	休務日						TIC泊
7 ／ 20	日	休務日						TIC泊
7 ／ 21	月	休務日(海の日)						TIC泊
7 ／ 22	火	10:00 【講義】知財事件における和解・調停 林いづみ 弁護士	12:00 JICA市ヶ谷	14:00 【訪問・講義・意見交換】日本知的財産仲裁センター		16:00 弁理士会館		TIC泊
7 ／ 23	水	9:30 【講義・事例研究】知財事件における判決書の在り方 ICD教官、現地専門家	12:00 赤れんが	12:30 所長主催意見交換会・写真撮影 法総研所長	14:00 法曹会館	15:00 清水節 弁護士(元知財高裁所長)	17:00 赤れんが	TIC泊
7 ／ 24	木	10:00 総括質疑・意見交換 ICD教官、現地専門家	11:00 IJC	11:00 評価会・修了式	12:00 IJC	(書類整理)		TIC泊
7 ／ 25	金	出国						

【外国出張】

ウズベキスタン出張（タシケント・ロー・スプリング）

国際協力部教官

廣田 桂

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2001年からウズベキスタンに対する法制度整備支援を開始し、2019年から現在までウズベキスタン司法省との間で行政手続法に関する共同研究を実施するなどし¹、また、ウズベキスタン司法省の傘下にある法律家研修所との間で年次協力プログラムを作成しており、同プログラムに基づいて、同センターの研修生である弁護士や公証人を対象とした訪日プログラムを実施するなどの法制度整備支援を実施している。

ウズベキスタン司法省は、2019年から隔年で、法務・司法分野の国際会議である「タシケント・ロー・スプリング」を開催しており、当部は、同省から招待を受けて、2019年に開催された第1回フォーラム及び2023年に開催された第3回フォーラムに、それぞれ出席した。本年に開催の第4回フォーラムでは、「デジタル技術の新時代：未来への法的展望」をテーマとして各種ディスカッションセッションが行われる予定であったところ、ウズベキスタン側から、当部に対し、同フォーラムのディスカッションセッションへの登壇依頼があった。

本出張は、法務省法務総合研究所森本加奈所長、当職及び当部と連携して法制度整備支援を実施している名古屋大学宮木康博教授らにおいて、当該フォーラムに出席し、法制度整備支援におけるAIの活用について発表を行うことのほか、ウズベキスタン司法省や同省傘下のタシケント国立法科大学、法律家研修所等の関係機関との間でウズベキスタンにおける法制度の課題や今後行うべき法制度整備支援の内容等について協議することにより関係機関との関係強化や、将来におけるウズベキスタンへの効果的な法制度整備支援の在り方を検討することを目的として行ったものである。

なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

第2 出張日程

- 5月26日（月） 日本発、タシケント着
- 5月27日（火） JICAウズベキスタン事務所訪問、日本大使館訪問
- 5月28日（水） ウズベキスタン法律家研修所訪問、司法省副大臣表敬訪問、タシケント国立法科大学訪問
- 5月29日（木） 「タシケント・ロー・スプリング」参加、ウズベキスタン

¹ この共同研究に基づき行政手続法解説書第1弾が発刊され、現在は同解説書第2弾を作成中。

名古屋大学日本法教育センター（C J L U）訪問
5月30日（金） 「タシケント・ロー・スプリング」参加、ＵＮＤＰウズベキスタン事務所訪問

第3 概要等

1 ウズベキスタン法律家研修所

ウズベキスタン法律家研修所を訪問し、YESEMURAT KANYAZOV 所長、FIRUZ MAKHMUDOV 副所長、SHAKHZODA ABDULLAEVA 国際協力部長らと協議を行った。

先方からは、冒頭、当部に対して、セミナーや共同研究等の協力に対する感謝の意が述べられた。次に、本年、大統領令により、ウズベキスタン法律家トレーニングセンター等の4つの組織を統合してウズベキスタン法律家研修所に名称変更したこと、組織の業務として法案研究が加わったこと、研修を実施する対象が広がった（弁護士、公証人、大学の教授、企業の法律家、司法省の職員等が対象）こと、同研修所では年間1千回以上の研修を実施すること、近日中に研修所が新たな建物に移転する予定であることなどが述べられた。また、ウズベキスタン法律家研修所では、昨年、オンラインの研修も含めて約2万6千人に対する研修を行ったこと、他ドナーとして、ＵＮＤＰやG I Z（ドイツ）、ＥUやアメリカがいること、フランスやカザフスタン、アゼルバイジャン等の国と2国間のMOUを締結していることなどについて説明があった。

さらに、先方からは、日本との年次協力プログラムについて、今後延長し、日本の専門家を招いてセミナー等を実施していきたいこと、今年行う予定の日本での研修内容として、ウズベキスタン司法省が法案の整合性審査等を所掌していることから、ウズベキスタン司法省の職員10名程度に対して、日本における法案の作成技術や法令間の整合性確保の手法についての知見や、知財分野（特許庁はウズベキスタン司法省の傘下にあるとのこと。）及びデジタル技術に関する知見、ワンストップ行政サービスの取組等行政分野での知見提供の要請があった。

2 司法省

ウズベキスタン司法省に赴き、Raviev Sherzad Mirjalilovich 副大臣を表敬訪問した。冒頭、同副大臣からは、我が国法務省との間で、法・教育分野でのMOUを締結し、当部が司法省と活発に協力活動を行っていることに対する感謝の意が述べられた。また、司法省傘下の法律家研修所において法律家の教育を行っており、当部との協力が重要であること、昨年作成された行政法に関する解説書第1弾は、ウズベキスタン国内で、広く、弁護士、公証人等の法律家の間で使用されていることなどについて言及があった上、今後の継続的な協力に関する要請があった。さらに、現在行政手続法について改正中であること、ウズベキスタンの民法は、特許法に関する条項も含まれる

などしており、分量が多いため、今後、その一部を民法から分離させ、また、商法に関する規定等必要なものを盛り込むなどの改正を検討していることなどの説明があった。

3 タシケント国立法科大学

タシケント国立法科大学を訪問し、Bakhshillo Khodjaev 教授、Fitrat Umurov 教授と協議を行った。

先方からは、タシケント国立法科大学について、約 9500 人の学生が在籍しており、公法、私法、国際法、刑事法の 4 つの学部があること、日本法教育センター（CJLU）のほか、ドイツ法教育センターもあること、大学院ではサイバーや知財に関する研究も実施していること、現在 115 の海外の大学と協定を結んで、学生や研究員の交換を実施していること、日本の名古屋大学、九州大学、大阪大学とも協定を結んでおり、最近では名古屋経済大学とも協定を結んだことなどが述べられた。また、ウズベキスタンでは法律が頻繁に制定・改正されるため、法律専門家のニーズが高く、社会的な地位も高いことから、タシケント国立法科大学の人気は高いとのことであった。

先方から当部に対する期待として、犯罪白書における分析手法等の研究の方法論、ウズベキスタンに進出する日本の投資家向けのリーガルガイダンスの作成等への支援が挙げられた。

4 ウズベキスタン日本法教育センター（CJLU）

タシケント国立大学内にある日本法教育センターを訪問し、同センター小林雄一特任講師から同センターの概要について説明を受けた上、同センターの 3、4 年生 8 名と日本語で意見交換を行った。

5 UNDP ウズベキスタン事務所

UNDP ウズベキスタン事務所の藤井明子常駐代表らを訪問し、協議を行った。

UNDP 側からは、UNDP は貧困撲滅が重要であると考えているところ、それを支える柱の一つがガバナンス部門であり、法の支配が重要であること、ウズベキスタンにおいては法の整備が不十分で、その点が課題であり、法整備支援が重要である旨言及があった。ウズベキスタンの現状について、現在 GDP 成長率が毎年 6 パーセント程度であり、経済は安定しているとのことであるが、他方で、若年層の人口が多く、毎年約 60 万人が新たにジョブマーケットに参入しているのに新たな就業先がそれほど増えていないこと、GDP が増えている理由も建設ラッシュによるもので、そのブームも長く続くとは思われないこと、特にタシケント以外の地方においてはインフラ整備ができていないこと、法整備がしっかりとしていないため、企業が活動する上で違法かどうかの判別がつきにくく、その点が海外投資家のウズベキスタン進出の

障害となっており、また、ガバナンスリפורームが経済発展に追いついていないなどの説明があった。

UNDPウズベキスタン事務所では、汚職対策（特に地方政府レベルでの汚職対策）支援、女性の地位向上のための支援、ラトビアと一緒に実施している裁判官や弁護士に対する人材育成支援等を実施しているとのことであり、特に、EUと一緒にUNDPのプロジェクトとしてワンストップ行政のサービス等のソーシャルサービスに関する支援を実施しており、これまでウズベキスタン司法省と協力して700くらいの行政サービスをワンストップでできるようにオンライン化したとのことであった。

その上で、UNDP側からは、USAIDの撤退の影響も大きく、我が国法務省とも協力してウズベキスタンへの支援をしていきたいとの要請があった。



UNDPウズベキスタン事務所での協議の様子

6 タシケント・ロー・スプリング

タシケント・ロー・スプリングに参加し、名古屋大学宮木教授及び当職において、当部の活動内容や、名古屋大学と当部が協力して実施している日本の法整備支援におけるAIの活用についてプレゼンテーションを実施した²。

同フォーラムでは、初日のプレナリーセッションの中で鈴木馨祐法務大臣のビデオ

² 当部は昨年度から、名古屋大学PSIMと協力し、AIを活用し、インドネシアにおいて現に効力を有する法令の特定、カンボジアにおいて判決書ドラフトの作成の可能性について研究を実施している。

メッセージが流れるなどしたほか、50名を超える世界各国・組織の代表者らが、それぞれの国や組織におけるAIやデジタル技術を活用した法教育やデジタルフォレンジック等に関する発表を行った。



タシケント・ロー・スプリングでの当部のプレゼンテーション

第4 おわりに

ウズベキスタンは、中央アジアに所在し、中国やロシア、EU、東南アジアを結ぶ中間地点に存在しており、地理学的にも要所である上、資源も豊富で、平均年齢が低く、今後人口ボーナスが見込まれるなど、日系企業にとっても重要な国になる可能性が高いところ、本出張を通じて、ウズベキスタンの現状や、ウズベキスタン側の法整備に関する要請を知ることができたとともに、法・司法制度における課題についても知ることが出来た。

個人的には、汚職対策については、現在ウズベキスタンが汚職撲滅政策を強く推し進めており、本年6月実施予定のウズベキスタン法執行アカデミーの国際会議でも汚職対策が議題として取り上げられていること、日本側からの関心も高く、ウズベキスタン汚職対策庁のアクマル長官が名古屋大学への留学経験を有している親日家でもあることなどから、この分野での今後の協力活動を安定かつ効果的に推進するための土台は整えられているように感じられた。

インドネシア現地活動及び次期プロジェクト協議

国際協力部教官
志摩祐介

第1 はじめに

1 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、令和7年9月現在、インドネシア共和国において、同国法務省法規総局（以下「DGL」という。）及び同最高裁判所（以下「SC」ということがある。）を実施機関とする、以下の内容の「JICAビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「現行プロジェクト」という。）を実施している。

DGL：法令間の整合性確保に関するドラフターの能力向上

SC：知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上

上記プロジェクト終了後の同年10月からは、「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」（以下「次期プロジェクト」という。）の開始が予定されており、当職は、SCを実施機関とするプロジェクトの長期専門家として新たに派遣される予定となっている。

2 本出張では、インドネシアにおける効果的な法制度整備支援活動の継続のため、当職及び法務省法務総合研究所総務企画部の金澤国際主任専門官がインドネシアに出張をし、SCプロジェクトの関係者との間で、次期案件に向けた協議を実施した。また、現行プロジェクトのうち、SCを実施機関とするプロジェクトにおいては、知的財産紛争に関する裁判官の執務資料の作成や、その普及活動等が行われており、この活動の一環として、著作権ケースブックの作成及びセミナーが実施されているところ、これらの現地活動に参加にも参加した。

本稿では、次期案件に関する協議及び現地活動の結果の概要について紹介をする。なお、本稿のうち、意見にわたる部分は当職の私見であり、所属機関等の意見ではない。

第2 出張日程

本出張の概要是、以下のとおりである

6月11日（水）	移動日
12日（木）	SCプロジェクトオフィス訪問、著作権ケースブックワーキンググループ（以下「著作権WG」という。）
13日（金）	著作権WG、最高裁判所准長官表敬訪問
14日（土）	休務日
15日（日）	休務日

16日（月） 在インドネシア日本大使館訪問、DGLプロジェクトオフィス訪問、JICAオフィス訪問
17日（火） 司法研修所訪問
18日（水） 移動（ジャカルタ発、メダン着）、メダン高等裁判所訪問、セミナーに関する会場での打合せ
19日（木） 商標に関するセミナーへの参加（メダン）
20日（金） 移動（メダン発、ジャカルタ着）
21日（土） 移動日
～22日（日）

以下の項では、本出張の主要部分となる、最高裁判所准長官表敬訪問、著作権WG及びメダンにおける商標セミナーの各結果を紹介する。

第3 出張結果

1 最高裁判所准長官表敬訪問

SCを実施機関とするプロジェクトにおいて、主導的な地位にあるシャムスル最高裁判所准長官へ表敬訪問をする機会をいただくとともに、短い時間ではあったものの、次期プロジェクトについての准長官のお考えについてもお伺いした。

シャムスル准長官からは、インドネシアの裁判に対する国際的な評価の向上に関心があり、そのような観点から、次期プロジェクトにおいて重点を置くべき事項として、特に、知的財産事件を含む商事裁判の迅速解決や、和解・調停の活用及び破産裁判所の機能の向上に関する旨のお話をいただいた。

これらの関心事項である、商事・知財・破産に係る裁判事務については、当職が令和7年4月まで勤務をしていた東京地方裁判所の中目黒庁舎（ビジネス・コート）の所掌事務とも重なるところ、日本のビジネス・コートの取り組みについて簡単に説明をするとともに、日本においても新たな取り組みを進めている分野であることなどを紹介した。

その上で、当職から、准長官に対し、今後も、次期プロジェクトに向けた協議を行っていくことについてお願いをしたところ、準長官からは前向きな回答をいただいた。

2 著作権WG活動への参加

(1) 現行プロジェクトの活動の一環として、著作権ケースブックの作成活動が行われているところ、ジャカルタ市内で開催されたWGのミーティングに参加した。同WGには、インドネシア側からはWGメンバーであるラフミ最高裁判所判事、アグス最高裁判所判事のほか、現地の裁判官が参加をし、日本側からはJICA長期専門家である國井陽平専門家、当職及び金澤専門官が参加した。

同WGでは、冒頭、ラフミ判事からご挨拶があり、その中で、最高裁長官が知的

財産事件の講師となり得る人材の数を増やしたいというお考えをお持ちであることの紹介があったほか、この文脈において、本WGにも、実際に知的財産事件を担当する判事を新たにメンバーとして追加したことなどの紹介があった。

(2) 本WGの活動であるが、上記のとおり、現在著作権ケースブックを作成しているところ、同書については、SCが選定したインドネシアの著作権に関する判決と、JICAプロジェクトにおいて選定した日本の著作権に関する判決をまとめた判決集となる予定であるが、今回のWGでは、ケースブック掲載予定の日本の判例・裁判例について、インドネシア側と協議をするアジェンダとなっていた。

WGの具体的な進行としては、インドネシア語に翻訳された日本の判決の概要を日本側から説明した上で、判決をスクリーンに映し、ラフミ判事の指示を受けたWGメンバーが判決文の読み上げを行い、翻訳に不自然な部分がないか等を確認する作業を行っていくというものであった。このWGにおいて作業が完了した判決文については、最終的に、インドネシアの最高裁内部で検討した上で、最終的な書籍としてまとめられる予定とのことであった。

WG初日は、著作権の帰属が問題となった日本の最高裁判例である「智恵子抄事件」のほか、職務著作の成否が問題になった判例等について議論が行われた。翌日のWGでは、前日の議論において、日本の民事裁判書の体裁について参加者から質問等も出たことから、最高裁判例ではなく、事実審の判決である知財高裁の裁判例を題材として議論が行われた。



【著作権WG活動の状況】

WGの議論においては、インドネシアの裁判官にとって分かりやすい書籍となるよう、日本とインドネシアの双方で確認を行っており、かなり細かい表現等についても議論が行われていた。特に、問題になっていた点としては、日本の民事判決書では、冒頭の事案の概要部分において、長い一文（一つのセンテンス）で訴訟物等を整理することが多いところ、翻訳をすると非常に分かりにくく、現地の裁判官は、同部分の理解に非常に苦労していた。他方で、インドネシアの現地の裁判官からは、あくまで日本の判決全文をそのままの形で読みたいという要望が非常に強く、判決文を正しく翻訳をしながら、現地の裁判官にも分かるよう工夫をするという作業を1件ずつ行っていた。

- (3) 上記のように、成果物となる書籍の作成作業については、最終的に最高裁判所内部での検討も経ることになるところ、かなり細かな作業が行われている状況であるとともに、インドネシア側でこだわりを持っている部分も多く、作成作業にはかなり時間を要している状況であった。

3 メダンでの商標セミナー

- (1) インドネシアでは、商標事件を含む知財事件は商事裁判所が管轄権を有しており、国内には5つの商事裁判所が設置されている。メダンは、北スマトラ州の州都であり、同所にも商事裁判所が設置されている。今回のセミナーは、商標ガイドブックの普及活動の一環として、商事裁判所の所在地であるメダンにおいて、商標に関するセミナーを実施するものである。

本セミナーでは、冒頭、メダン高等裁判所の所長から開会の挨拶をいただくとともに、在インドネシア日本大使館の永井次席公使から、日本側の開会の挨拶をいただいた。

本セミナーのアジェンダとしては、最初に、著作権WGのメンバーであるタフシル判事が、インドネシアの商標登録取消訴訟¹に関する講義を行った後、同じくWGメンバーであるウングル判事が、商標の不使用取消しと侵害訴訟に関する講義を実施し、最後に日本側から、日本の裁判例を題材とした商標の類否に関するケーススタディを実施するというものであった。当職は、最後のケーススタディのコマを國井専門家とともに担当させていただいた。

- (2) インドネシア側の講義については、いずれも参加者と議論をしながら進める形式のもので、商標に関する様々な論点に触れる充実した内容のものとなっており、日本の長年にわたる法制度整備支援活動の成果を感じることができた。インドネシア側の講義の中では、日本の実情について、質問をいただく機会もあり、日本における商標の（不）使用の事実の立証責任の所在²や、知的財産事件に係る仮処分の運

¹ 日本では、商標登録の取消し等を求める場合、まず、特許庁に対し、審判の申立てをし、その後、特許庁の審決に対して取消訴訟を提起する流れとなるが、インドネシアでは、日本の特許庁に相当する知財総局の商標登録に対して、裁判所にその登録の取消訴訟を提起する流れとなっている。

² 日本では、商標権者による商標の使用の事実を商標権者自身が主張立証すべき責任を負うものと解されている一方、

用に関して、それぞれ日本側から説明をした。

日本側のケーススタディでは、冒頭に日本の裁判制度や日本における商標の類否判断の基準等を説明した上で、日本の最高裁判所の判例である SEIKO EYE 事件等を題材にケーススタディを行った。

具体的なケーススタディの内容については、SEIKO EYE 事件での議論を例に説明をすると、同事件は、「SEIKO EYE」という「SEIKO」と「EYE」の文字列からなる商標において、その一部分（EYEの部分）を分離して類否判断を行うことができるかどうかが問題となった事案であるところ、日本における類否判断の考慮要素や、上記の分離解釈のポイントを示唆しつつ、現地の裁判官と議論を行った。

議論を進めていくと、参加者からは日本の最高裁判所の判断のポイントに迫るような鋭い意見もあった一方、類似性や分離の可否の判断の根拠に関し、具体的な説明に苦労する参加者も相応にいる印象であった。そこで、議論の途中において、原審である高裁判決の判示を紹介して、適宜議論を促し、ケーススタディの最後には最高裁の判示を紹介し、判例のポイントについても説明を行った。

(3) 本ケーススタディについては、参加の裁判官から多くの意見が出るなど、議論として非常に盛り上がった。セミナー全体としても、丸一日にわたる充実した内容のものとなっており、セミナーに対するアンケートの評価についてもおおむね好評であったとうかがっている。



【メダンセミナーの様子】

インドネシアでは不使用の事実を主張する側が、不使用の事実を立証する必要があると解されている。

第4 所感

本出張については、次期プロジェクトに関する主要な関係機関を訪問することができ、特に、シャムスル准長官への表敬訪問については、当初はご挨拶のみの予定であったが、准長官にお時間を作っていただき、内容面について直接ご意向をおうかがいできるなど、今後につながる協議をすることができた。

また、現行プロジェクトの活動についても、著作権ケースブックのWGに参加させていただき、長年プロジェクトを牽引するラフミ判事ともお会いできたほか、現地セミナーについても講師として参加することができた。これらの各種のWGやセミナーについては、次期プロジェクトにおいても実施が想定されるところ、次期の開始前にこれらの経験ができたことは、スムーズな活動を行っていく上で、非常に有益であった。また、國井長期専門家の活動に触れることができたのも、今後現地で活動を行っていくに当たってプラスになるものであった。

次期プロジェクトについては、これまで10年にわたって行われてきたプロジェクトとは異なり、必ずしも知的財産紛争に特化した内容にはならないことが予定されている。もっとも、インドネシアにおける知的財産事件の重要性は、本出張の訪問先の各所において感じることができたところであったし、これまで10年間積み重ねてきた支援活動を生かしていくことも重要である。そこで、今回の出張も踏まえ、これまでの成果を生かしながら、新たな取り組みを行うべく、次期プロジェクトへ向けた議論を深化させていきたいと考えている。

バングラデシュ出張

国際協力部教官

佐々木 康平

第1 はじめに

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）では、膨大な数の民事未済事件の滞留（バックログ）が深刻な問題となっている。JICA（独立行政法人国際協力機構）は、その課題について、これまで国別研修等でバングラデシュへの支援を実施してきたが¹、令和6年4月より、バングラデシュに対する技術協力プロジェクトである「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という²。）を開始し、当部もこれに全面的に協力している。本プロジェクトでは、調停の利用促進及び訴訟実務の改善によりバックログの問題を軽減し、司法アクセスの向上に寄与することを目的とし、藤岡拓郎弁護士がJICA長期専門家として派遣されるとともに、2か所のパイロット地区（ノルシンディ地区、クミッラ地区）が選定され、パイロット地区でのワーキンググループ活動等を通じた調停や訴訟実務に関する制度・運用面での改善による効果的な対策の実施を目指している。

当職は、当部の野瀬憲範副部長、磯井美葉調査員、小枝桃子国際専門官とともに、令和7年7月27日から同年8月4日まで（移動日を含む。）の日程で、バングラデシュに出張し（以下「本出張」という。）、本プロジェクトの一環として実施された調停基礎研修（講師：入江秀晃・九州大学教授）及び民事訴訟実務に関するセミナーに参加するとともに、本プロジェクトの円滑な実施に向けて、法務・司法・議会担当省法司法局（以下「司法省」という。）、最高裁判所、ノルシンディ地方裁判所、ダッカ地方裁判所、法律扶助事務所、JATI（司法研修所）及びJETROバングラデシュ事務所などの関係機関を訪問し、今後の活動についての協議等を行った。

本稿では、本出張の報告を行うとともに、若干の所感を述べたい。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本出張の結果概要

1 ノルシンディ地区訪問（法律扶助事務所、地方裁判所、弁護士会）

（1）法律扶助事務所

バングラデシュでは、貧困者向けに無償で司法サービスを提供する法律扶助事務

¹ バングラデシュは、2015年の「法制度整備支援に関する基本方針」（改訂版）で新たに重点支援対象国の一つに指定され、これまで2017年から3年間及び2020年から3年間、それぞれ、国別研修の枠組みで、バックログの解消を目的に本邦研修やオンラインセミナー等が実施してきた。

² 本プロジェクトの詳細等については、原彰一「バングラデシュ出張の報告及び新規技術協力プロジェクトの概要」ICD NEWS第96号150頁、藤岡拓郎「バングラデシュJICA新規司法アクセスプロジェクト開始報告（1）」ICD NEWS第100号85頁等を参照されたい。

所³において、法律扶助官が主に訴訟前の調停を実施しているが、法律扶助官が扱える調停の件数にも限界がある。そのため、本プロジェクトでは、ノルシンディ地区及びクミッラ地区において、弁護士を調停人として活用する取り組みを行っており、これまで調停人候補者に対する研修を実施するなどして、その人材の育成を行ってきた。そして、両パイロット地区の法律扶助事務所においては、令和7年4月から5月にかけて、法律扶助事務所に登録した弁護士調停人に対する事件の配転が開始され、本プロジェクトにおける調停研修を受けた弁護士が実際に調停人として稼働している。

本出張では、ノルシンディ地区の法律扶助事務所を訪問し、本プロジェクトの最新の実施状況等について聴取を行い、実際に調停が行われている様子についても見学をした。

法律扶助事務所訪問では、弁護士を調停人として活用する取り組みによって、1日に7件～10件の訴訟提起前の調停を実施することができており、法律扶助官の大幅な負担軽減につながっている上、調停が成立している事件もあるため、訴訟提起に至る事件の削減にもつながっているとのことであり、本プロジェクトの取り組みに対しては、非常に肯定的な意見が得られた。なお、設備面については、調停室が不足していることから、既存の当事者待合室を調停室として活用する試行や新たに調停室を増設する工事を行っているとのことであった。



【法律扶助事務所訪問時の様子】

(2) ノルシンディ地方裁判所

ノルシンディ地方裁判所を訪問し、裁判傍聴及び裁判官との協議を行った。

裁判傍聴では、証人尋問が実施されていたが、担当裁判官から聴取したところで

³ 全国64件に1か所ずつ設置されており、各1名の法律扶助官（Legal Aid Officer）が配置されている。法律扶助官は、Senior Assistant Judgeから任命され、①法律相談、②調停、③パネルロイヤー選任の業務を行っている。

は、尋問調書を書記官が作成する取扱いにはなっていないため、裁判官自らが作成した手控え用のメモを参照して判決書の作成を行っているとの説明があった。

現地の裁判官からは、民事訴訟の未済事件の滞留⁴について、①本来、調停などの話し合いでの解決が可能と思われる類型の事件についても訴訟提起がされる傾向にあること、②虚偽の主張に基づいた訴訟（濫訴）の提起が多いこと、③報酬の獲得目的での弁護士による訴訟の引き延ばしがされる傾向にあること等が要因として挙げられるという意見が出された。虚偽の主張に基づいた訴訟については、弁護士が虚偽の主張であることを十分に認識しながら、相手方に不当な圧力を加える目的で訴訟の提起に積極的に協力していると見受けられる事件もあり、これらは、国民の弁護士に対する信頼を失墜させるとともに、民事訴訟の正常な運用を妨げるため、弁護士に対する懲戒を行うなどの厳しい態度で臨みたいが、裁判官が懲戒手続をとった場合には、複数の弁護士による訴訟のボイコットなどの嫌がらせがされるため、懲戒手続がとられることはあまりないという説明があった。

適切なトレーニングを受けた弁護士の調停人を活用するという本プロジェクトの取り組みについては、法律扶助事務所におけるものと同様に肯定的な意見が出された。

(3) ノルシンディ地区弁護士会

ノルシンディ地区弁護士会では、所属弁護士に対して、藤岡専門家から本プロジェクトの活動の概要説明と協力依頼を行うとともに、入江教授により、調停人として必要な心構えや姿勢に関するセミナーが実施された。

多数の弁護士が参集しており、本プロジェクトへの関心も高まっている様子であった。



【ノルシンディ地区弁護士会訪問時の様子】

⁴ ノルシンディ地方裁判所で面談した裁判官によれば、バングラデシュでは、事件数については、請求権（訴訟物）ごとに1件とカウントされているとのことであった。

2 司法省

司法省訪問では、事務次官らと協議を実施した。藤岡専門家及びバングラデシュ側のプロジェクトディレクターであるルフル・アミン氏から、本プロジェクトの進捗状況等について、令和7年4月から開始したパイロット地区での弁護士調停人を活用した取り組みでは、3か月間で約130件の調停が成立し、事件処理に大きく貢献していること等が報告された。

事務次官からは、2024年8月に起きた政変後の司法改革により、民事訴訟法が改正され、期日延期の回数制限や新たな送達手続の導入など、バングラデシュにおいては、審理の迅速化に取り組んでいるという説明があった。



【司法省訪問時の様子】

3 国家法律扶助機構（N L A S O）

国家法律扶助機構では、バングラデシュにおける法律扶助サービスの概要と利用者に関する統計データなどの説明を受けた。

藤岡専門家がノルシンディ地区の法律扶助事務所を訪問した際の状況について報告を行ったところ、弁護士調停人を活用した本プロジェクトについて好意的な発言があった。

4 最高裁判所

最高裁判所では、事務総長（Registrar General）及び2名のレジストラーに対し、藤岡専門家から本プロジェクトの活動について報告を行った。

先方からは、裁判外紛争解決手続（ADR）の分野で日本の経験に学ぶことは多いと考えており、今後は、特に講師の育成が必要であると考えていることなどの発言が

あった。



【最高裁判所訪問時の様子】

5 ダッカ地方裁判所

ダッカ地方裁判所訪問では、裁判官や弁護士と調停の活用や民事訴訟の審理運営改善等について協議を行った。

ダッカ地方裁判所では、非常に多くの未済事件を抱えており、1969年に提起された事件も含まれているという報告がされ、事件数に比して裁判官が不足しており、法廷などの設備も不足していて、円滑な審理に支障が生じているという実情が報告された。

日本の裁判所では、充実した争点整理を重視して効率的な訴訟運営を心掛けているという説明をしたところ、争点整理を充実させるという点については改善の余地があるのではないかという発言があった。また、バングラデシュでは、訴訟で紛争を解決しようとする意識が強いため、調停を活用して紛争を解決するという意識改革が必要ではないか、調停人や弁護士の研修を制度化する必要があるのではないかという意見が出された。

6 JATI（司法研修所）

JATI（司法研修所）を訪問し、JATI所長らに対し、本プロジェクトの活動状況について報告するとともに協議を行った。

先方からは、日本において、調停手法のマニュアル等が存在するのかという質問がされた。また、JATI所長が司法改革委員会の委員でもあったことから、2024年8月の政変後の司法改革の状況等についても説明があった。

7 民事訴訟実務に関するセミナー

当職は、本プロジェクトの一環として、司法関係の政府高官、裁判官及び弁護士に対し、民事訴訟実務に関するセミナーを実施し、迅速かつ効率的な審理をするまでの日本の裁判所の工夫例や労働審判手続等について紹介した。

また、バングラデシュ側からもバングラデシュの民事訴訟の現状と課題についての発表が行われた。



【民事訴訟実務に関するセミナーの様子】

8 調停研修

本プロジェクトの一環として、2日間にわたり、法律扶助官や弁護士など50名に対して、入江教授による調停研修が実施された。

同研修では、調停人として必要な素養や調停を行う上で守らなければならないル



【調停研修の様子】

ルなどを、グループディスカッションやロールプレイなどを通じて、双方向的かつ実践的な内容の研修が実施され、研修参加者からは、非常に有益であったという感想が述べられた。

9 J E T R O ダッカ事務所

J E T R O ダッカ事務所を訪問し、バングラデシュにおいて日本企業が直面している課題として、不透明な課税及び行政手続や汚職の問題があることを聴取した。

10 U N D P バングラデシュ事務所

U N D P バングラデシュ事務所を訪問し、相互の活動について情報共有と協議を行った。

U N D P 側からは、これまで Village Court の活用についての支援などを行っており、今後、商事裁判所の設置や家庭裁判所のデジタル化等についての支援を検討しているという情報提供があった。

第3 おわりに

本出張では、本プロジェクトが現地で好意的に受け止められており、順調にプロジェクトが進行していることがわかった。また、バングラデシュにおける未済事件の滞留の要因について、現地の法律実務家から聴取することができて大変参考になった。

本来、話し合いで解決が適する案件の多くが訴訟提起に至っているという情報を踏まえると、訴訟提起に至る事件の削減を果たすため、調停の利用促進を行うという本プロジェクトの取り組みは、非常に効果的であるように思われる。調停の利用促進を図るためにには、調停人の確保と能力向上を実現する必要があるから、今後、調停人研修の制度化が重要ではないかと思われる。また、本出張を通して、民事訴訟の審理運営改善を行うに当たっては、裁判所と弁護士との協同が不可欠であると感じられた。

今後も本邦研修や現地セミナー等を通じて、バングラデシュの司法アクセスの向上に向けて、本プロジェクトに全面的に協力していきたい。

【講義・講演】

2025年6月から2025年9月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

記

1 東京地方検察庁における講義

日 時：6月16日（月）
場 所：東京地方検察庁
対象者：司法修習生
テーマ：法務省による法制度整備支援
講 師：副部長 野瀬 憲範

2 京都大学における講義

日 時：6月28日（土）
場 所：京都大学法科大学院
対象者：学生
テーマ：法務検察における法整備支援
講 師：教官 村上 愛子

3 富山大学における講義

日 時：6月30日（月）、7月1日（火）
場 所：富山大学
対象者：学生
テーマ：法整備支援とアジア諸国の現状
講 師：調査員 磯井 美葉

4 仙台地方検察庁における講義

日 時：7月3日（木）
場 所：仙台地方検察庁
対象者：司法修習生
テーマ：法務省による法制度整備支援
講 師：教官 廣田 桂

5 大阪地方検察庁における講義

日 時：7月18日（金）

場 所：大阪地方検察庁

対象者：司法修習生

テーマ：法務省による法制度整備支援

講 師：副部長 野瀬 憲範

6 JICA東京センターにおける講義

日 時：7月18日（金）

場 所：JICA東京センター

対象者：バングラデシュからの研修員

テーマ：司法面接の理論と実践

講 師：教官 山下 拓郎

7 東京地方検察庁における講義

日 時：8月15（金）

場 所：東京地方検察庁

対象者：司法修習生

テーマ：法務省による法制度整備支援

講 師：教官 石水 佑佳

【研修等実施履歴】

2025年6月から2025年9月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

(1) インドネシア本邦研修

日 時 令和7年7月13日（日）から同月25日（金）まで
場 所 JICA市ヶ谷ビルほか
テーマ 知財事件の解決手法
担 当 教官 佐々木 康平、樋口 瑞惟、志摩 祐介
国際専門官 高橋 尚吾

(2) 英語圏アフリカ諸国におけるビジネス法研修

日 時 令和7年9月8日（月）から同月18日（木）まで
場 所 JICA東京ほか
テーマ 倒産法
担 当 教官 樋口 瑞惟、奥 大樹、調査員 磯井 美葉
国際専門官 小枝 桃子

2 共同研究

(1) 日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

日 時 令和7年6月17日（火）から同月25日（水）まで
場 所 大韓民国大法院法院公務員研修院ほか
テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍（家族関係登録）制度、民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の問題点
担 当 教官 大谷 洋史
国際専門官 神谷 哲夫

(2) ウクライナ共同研究

日 時 令和7年7月7日（月）から同月16日（水）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 子供の権利保護
担 当 教官 廣田 桂、山下 拓郎
国際専門官 神谷 哲夫、高橋 尚吾

(3) 日ASEAN諸国等共同研究

日 時 令和7年8月4日（月）から同月14日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ ビジネスと人権

担 当 教官 鈴木 雄大、樋口 瑞惟、志摩 祐介

国際専門官 神谷 哲夫、小枝 桃子

3 セミナー

(1) インドネシア現地セミナー

日 時 令和7年6月19日（木）

場 所 インドネシア

テーマ 商標について

担 当 教官 志摩 祐介

(2) バングラデシュ現地セミナー

日 時 令和7年7月31日（木）

場 所 バングラデシュ

テーマ 民事訴訟法について

担 当 教官 佐々木 康平

(3) ラオスオンラインセミナー（N I J）

日 時 令和7年9月19日（金）

場 所 日本、ラオス（オンライン）

テーマ 契約不履行について

担 当 教官 山下 拓郎、樋口 瑞惟

4 その他

(1) 法整備支援へのいざない

日 時 令和7年8月9日（土）

場 所 国際法務総合センター

形 式 ハイブリッド形式（来場参加・オンライン参加の併用）

担 当 教官 廣田 桂、石水 佑佳、大谷 洋史

国際専門官 高橋 尚吾、金澤 潤

(2) 霞が関インターンシップ・法務省インターンシップ

日 時 令和7年8月4日（月）から同月13日（水）まで

場 所 国際法務総合センターほか

担 当 教官 山下 拓郎

国際専門官 峯山 さやか

(3) T I C A D 9 (テーマ別イベント)

日 時 令和7年8月21日 (木)

場 所 パシフィコ横浜

テーマ これからのアフリカ諸国と日本の法務・司法分野における協力強化に向けて

担 当 教官 樋口 瑞惟

国際専門官 金澤 潤

【活動予定】

2025年9月から2026年3月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

記

1 研修

(1) ラオス本邦研修

日 時 令和7年9月29日（月）から同年10月10日（金）まで
場 所 JICA市ヶ谷ビルほか

テーマ 刑事法分野における法教育・実務家研修について

(2) カンボジア本邦研修

日 時 令和7年10月5日（日）から同月18日（土）まで
場 所 JICA横浜ほか

テーマ 「民事訴訟法の重要な原則とルールの適用」や「弁論準備手続（争点の整理技術）」の教材作成等

(3) バングラデシュ本邦研修

日 時 令和7年10月26日（日）から同年11月8日（土）まで
場 所 JICA市ヶ谷ビルほか

テーマ 家事紛争の解決において当事者の満足度を向上させるためのジェンダー配慮、民事訴訟実務の改善、遅延対策と裁判のデジタル化、裁判所における書記官独自の役割と業務、裁判所と弁護士会との協力関係、民間組織による裁判外の紛争解決等

(4) 国際協力人材育成研修

日 時 令和7年11月10日（月）から同月21日（金）まで
場 所 国際法務総合センター及びインドネシア
テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

(5) ウクライナ本邦研修

日 時 令和7年12月1日（月）から同月13日（土）まで
場 所 未定
テーマ 汚職対策のための科学捜査

(6) ウズベキスタン本邦研修

日 時 令和8年2月17日（火）から同月26日（木）まで
場 所 JICA東京ほか
テーマ ウズベキスタン民法改正上の諸論点

2 共同研究

- (1) 日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）
日 時 令和7年11月4日（火）から同月13日（木）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍（家族関係登録）制度、民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の問題点
- (2) ウズベキスタン共同研究
日 時 令和7年11月25日（火）から同年12月4日（木）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 行政手続法の解説書第2弾作成に向けた研究の実施
- (3) モンゴル共同研究
日 時 令和8年1月14日（水）から同月22日（木）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 民事訴訟法及び会社法の改正、商法コメントナール作成に向けた研究の実施等
- (4) ベトナム L E A D共同研究
日 時 令和8年3月10日（火）から同月17日（火）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 法務省の組織構造及び人材育成等、国際仲裁及び国際調停等

3 その他

- (1) 法整備支援連絡会
日 時 令和7年12月19日（金）
場 所 国際法務総合センター
テーマ 法整備支援の現在地
- (2) 選択型実務修習
日 時 令和8年1月19日（月）から同月23日（金）
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 法務省による法制度整備支援に関する実務修習

ミヤクミヤクと法制度整備支援

総務企画部国際事務部門
統括国際専門官（研修第二担当）
峯山さやか

1 はじめに

令和7年4月1日付けで研修第二担当の統括国際専門官に着任しました峯山と申します。国際協力部（ＩＣＤ）の業務に携わるのは今回が初めてとなります。これまで、官房秘書課国際室（現：官房国際課）や刑事局国際課（現：刑事局国際刑事管理官室）等での勤務経験があることから、ＩＣＤの活動内容については多少の知識を持ち合わせていたつもりでした。しかしながら、いざ自分が担当になってみると、怒涛のように押し寄せてくる案件に目を回しながら、まさに「国際協力の最前線」に立っていることを肌で感じる毎日を過ごすこととなりました。現地への出張やオンラインでの協議、本邦研修や共同研究、セミナーや会議・シンポジウムなど、教官は絶えず担当案件の対応に明け暮れ、専門官は絶えずそれらの準備や手続きに走り回り、毎日私のところにも教官や専門官から相談が寄せられ、体感としては、ふと我に返ったら夏が終わっていた、というような感覚です（注：執筆当時は令和7年9月）。

他方で、こんなにも「アツい現場」であるＩＣＤですが、周囲を見渡すと、まだまだ業務内容や法制度整備支援活動についての認知度は低いと言わざるを得ない状況です。以前、私は官房秘書課広報室に在籍していたこともあります。広報活動には人一倍の思い入れがありますので、例えば昨年度は、企画担当の統括国際専門官として、法務省のオープンイベントである「法の日フェスタ」への参加や、法整備支援連絡会の記者対応などに尽力してきました。今年度も自分なりに何かできないかと考えながら過ごしていたところ、なんと今夏の大阪万博において、ＩＣＤの出前講座を実施させていただくこととなりました。

この紙面をお借りしまして、その出前講座の模様をぜひ御紹介させていただければ幸いです。

なお、本文の内容は、あくまで筆者自身の主観的な感想であることをお断りさせていただきます。

2 大阪万博への道

今回大阪万博で出前講座を開催させていただくことになったきっかけは、ＪＩＣＡからのお声掛けでした。ＪＩＣＡは元々、万博期間中に万博会場内にあるサステナドーム内で「ＪＩＣＡオンライン国際協力出前講座」を実施されていたのですが、その枠をＩＣＤにいただけるという御提案がありました。ありがたいお申し出でしたのでその枠を

いただき、一般の参加者（小・中・高校生）に対して法制度整備支援活動を知ってもらうための広報として ICD 出前講座を実施することになったのです。

次に、ICD の行事等スケジュールや、夏休み期間の方が学生の参加を得やすいたるといった事情を考慮し、日程を 7 月 22 日に設定し、インドネシア・カンボジア・ラオスの長期専門家の皆様にお声がけしたところ、お忙しい中にもかかわらず、皆様に快くお引き受けいただくことができ、いよいよ実現に向けて動き始めました。

この JICA 出前講座の運営は、万博協会からの委託により（株）JTB が取り仕切っており、講座の構成や投影する資料等についても、基本的にはこの JTB が示すガイドライン等に従って作成することになります。つまり結局のところ実際の講座の内容は、冒頭の総論的なパートを ICD 山下教官に作成していただいた以外、ほぼ全て、御登壇いただく各国の専門家の皆様に委ねることとなっていました。各専門家の皆様には、通常業務の合間に多大なる御負担をおかけすることになってしまい大変申し訳なかったのですが、皆様誰一人嫌な顔一つせず、素晴らしい投影資料を作成いただき、本当に感謝しかありませんでした。

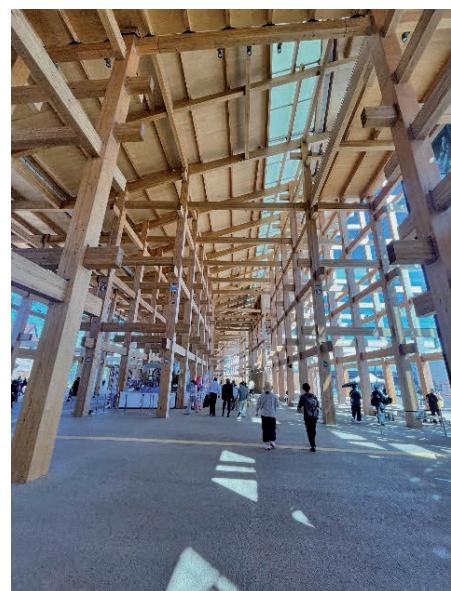
3 出前講座の様子

ついに 7 月 22 日となりました。当日は、雲一つない快晴、暑すぎる大阪の酷暑の太陽の下、今回の出前講座を担当いただく JTB の方と万博東ゲート付近で待ち合わせました。今回の会場となるサステナドームまで徒歩で移動したのですが、東ゲートからの距離がなんと 30 分程度かかるということで、さすが広大な万博会場、すでにただならぬ期待と汗が噴き出ます。

「これが大屋根リングかー」「あ、ガンダムと写真撮りましょう」炎天下の中、某副部長とはしゃぎながら歩き、ようやくたどり着きました。「サステナドーム」、今回、

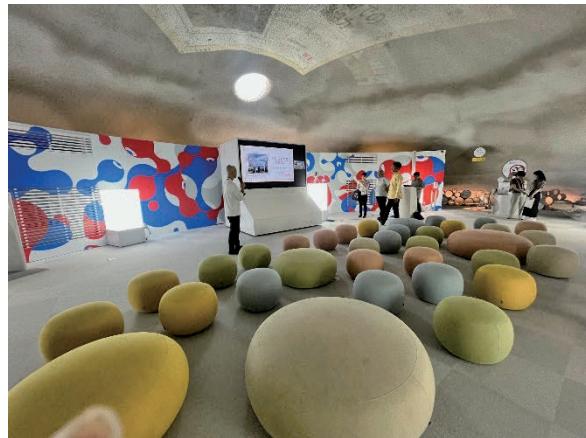


サステナドームの外観



大屋根リング

我々の出前講座の舞台となるこのドームは万博会場の西ゲート付近に位置する白くて丸っこい形をしたコンクリート打ちっぱなしの建造物で、中に入ると遊び心あふれるカラフルなチェアと大きなスクリーンが中央に配置されており、周囲には手で触れてSDGsが学べるタッチパネル状のスクリーンなどが設置されています。



サステナドーム内

ドーム内では、この出前講座を担当いただく技術スタッフや運営スタッフ、当日のファシリテーション役を務めるボランティアの大学生らが迎えてくださいました。自己紹介などをした後、運営スタッフの皆さんから慣れた様子で段取りや流れの注意点を説明いただき、続いて現地との接続テストや資料の投影テスト、音声のテストなどを終え、あれよあれよという間に開場。事前予約されたお客様達をお迎えして、いよいよ本番です。

まずトップバッターはインドネシアです。冒頭の導入パートはドーム内で山下教官が担当。安定した語り口調で、法制度整備支援の概要やICDの取組などについてごく簡単に紹介します。が、ここでいきなり会場のお客さんに、戸惑いと緊張感が走ります。

法律？法整備支援？？寄り添い型？

なんだか難しそうな講座に参加してしまった…？

そもそもそのはず、基本的に出前講座の対象となるお客様は、小中学生くらいの若年層を中心。この時もざっと見たところ、参加者約30人強のうち、三分の二は小中学生でしたので、想定していたとはいえ、やはり初めて聞く単語のオンパレードは難しかったか…と会場の我々ICDチームにも不安が広がった次の瞬間。絶妙なタイミングでインドネシアにつながります。画面の向こうには明るい笑顔の菊地専門家と現地スタッフのプリタさんが登場。画面からぱっと放たれる現地の空気感に、後ろから見ている私にも、会場のお客さんがたちまち画面の向こうに引き込まれる空気が伝わってきます。

つかみは現地の挨拶。菊地専門家の声は、さながらアナウンサーのように心地よく明瞭な話し口調。この時点でたちまち会場の気持ちも心地よくインドネシアに飛んで行くのが分かりました。小さくガッツポーズ。

ここからは完全にインドネシア劇場です。現地語の挨拶やクイズなど、見事なアイスブレイクで会場の気持ちをほぐした後は、真面目に活動内容を紹介していきます。事前の打ち合わせで副部長が仰った「子供の中にも世界史好き、地理好きは絶対少なからずいるので、その辺りの客層に響くような構成にしてはどうか」の言葉どおり、飽きがこないようたくさんの興味深い写真（チョイスが絶妙！）を織り交ぜつつインドネシアの歴史や宗教的背景を明快に解説。「なぜ、支援が必要なのか」という命題の答えが、自然と頭に入ってくる構成となっています。柔らかい内容と固い内容と組み合わせた絶妙な進行で、菊地専門家とプリタさんが時折柔らかい笑顔を見合わせる姿が会場をなごませます。

あっという間に時間が過ぎていき、最後は会場のお客さんから笑顔で拍手をいただき、盛況なうちに出前講座の1限目は終了。冒頭の懸念が成功の確信に変わった瞬間でした。

30分ほどの休憩を挟み、続けざまに次のコマの接続テストが始まり、お客様入場、そして本番開始。

お次はカンボジアです。後藤専門家は着任して1か月足らず、インドネシアとはまた全く異なる構成での展開です。インドネシアが、日本人の菊地専門家が全体的にリードする構成であったのとは逆に、カンボジアはまず前半部分のカンボジアの歴史背景パートを現地スタッフのソマリンさんに委ねる構成。日本語が母国語ではないソマリンさんが、自国の歴史背景について、拙くも一生懸命に訥々と話す語り口調は、ともすれば冗長になりそうな歴史パートに、逆に会場の気持ちをひきこむ熱を帯びていて、これまた良い構成だと感心しました。このカンボジアの悲しいポル・ポト政権時代の部分、普通に日本人が語っていたら、ここまで引き込まれなかつたかも。

会場と一緒に聴き入っていると、前半パートが終わって後半の後藤専門家のパートへ。相変わらず低い良い声です。まずは世界遺産に絡めたクイズでうまく会場の気持ちも切り替わったところで、カンボジアでの活動内容の紹介が始まります。インドネシア部分でも感じましたが、歴史や文化的な背景を丁寧に説明することにより、会場の聴く体勢が形成されるので少しうつつきにくい内容でも、自然と耳を傾ける雰囲気が生まれるんですね。

と、1人納得していると、急に画面が切り替わり、突然屋外の様子が映し出されます。カンボジアチームが事前に仕込んでおいた、現地調整の川上さんからの中継に切り替わったのです。そうそう、こんな感じでした。たまたま昨年、私もカンボジア出張に行かせていただいたことがあります。カンボジアのプロジェクトオフィスが王宮の敷地内にあること、現地の階段の質感や天井の高さ、外の空気の暑さ。

会場もハッとしています。そうか、この画面の向こう側には、今まさに外国の知らない土地と生活があることを思い出した空気感。ライブ感あふれる現場からの中継と、オフィス内の後藤専門家らとの見事な連携プレー。会場からの質問も盛り上がりをみせ、2限目は終了してきました。

ちなみに会場であるサステナドームには、冒頭の導入パートを担当される山下教官の他に、今回の出前講座の総監督である野瀬副部長、お客様にＩＣＤグッズを配布したり席に誘導したりなどのスタッフとして小枝専門官と当職が臨場していたわけですが、なんと、たまたま一時帰国されていた矢尾板専門家も駆け付けてくださいました。

そう、いよいよ最後のコマはラオスです。ばっちりラオスシャツで決められた矢尾板専門家が、会場側から我々と一緒に盛り上げます。今回、最もノリノリで引き受けたいたラオスチーム。現地から登場した石崎専門家の画面のバックには、現地語で記載されたＪＩＣＡバナーが飾られ、現地ムードを高める演出が心憎いです。冒頭、他の国と同様に現地語の挨拶でつかみ、ラオスの歴史や文化を紹介し、活動内容を分かりやすく説明していくくだりも同様の構成ですが、会場側の矢尾板専門家を中心となって進行していただき、当然ながら現地との掛け合いも息ぴったりです。途中から、お約束の現地中継が入りますが、カンボジアの現地中継がウケているのを見た矢尾板専門家の指示により、急きょ構成などを変更したとのこと。現地調整の川村さんと現地スタッフのミミさんが、プロジェクトオフィスの外に出て会場の質問に答えていくという、またカンボジアとは異なる構図が新鮮です。全3回の講座のうち、この回の参加者が一番年齢層が低かったのですが、幼い子供から飛び出す素朴な質問を、矢尾板専門家がユーモアたっぷりに拾い上げてラオスに投げかけ、リアルタイムでラオスから回答をもらうという、さながらＴＶショーのような演出で、時には思いもよらないような子供の質問も飛び出しますが、矢尾板専門家のアドリブトークが冴えわたり、会場は大盛り上がりを見せながら最後の3限目も無事に終了でした。

4 総括と所感

ここまで読まれた皆様はお気づきかと思いますが、結局私は何もしておらず、ＪＩＣＡや運営業者らとの連絡調整をしたほかは、事前に現地専門家の皆様とオンラインで打ち合わせを1回行ったのみで、あとは現地にほぼ委ねる、という完全な無茶振りでした。こんな無茶振りに対しても、現地の皆様はお忙しい中、本当に時間をかけて構成を検討し、素材を集め、見事な資料を作成していただき当日に臨んでいただきました。またインドネシア・カンボジア・ラオス各回ともそれぞれのカラーを出していただき、大変盛り上げていただきました。この場をお借りして、各国プロジェクトオフィスの皆様には改めて感謝申し上げます。

今回の出前講座は全3コマ、参加者は合計100名程度ではありましたが、運営側によればこの日はＪＩＣＡ出前講座の他の日と比較してかなり参加者が多く、また総じて満足度が高いとの評価だったそうです。また、この100名の方が万博後に家族や学校の友達など周囲に対して法制度整備支援やＩＣＤについて多少なりとも話したりしてくれたはずですので、広報活動として大成功だったと考えています。

その他、会場のお客さん以外にも、実は現地会場内で対応してくださった運営スタッフの皆さんやボランティアスタッフの方達から、いつものＪＩＣＡ主催の出前講座とは

趣が異なっていて興味深かったと声を掛けてくださいましたし、会場には、万博協会の幹部の方も足を運んで様子を見に来てくださったそうで、結果的に一般参加者以外の方への広報効果もあったということが分かりました。

広報は1日にしてならず。広報をしていても、いきなりバズるようなことはめったになく、日頃からアンテナを張ってコツコツ地道に積み重ねていくことが大切だと考えています。日々、広報を意識して行動することで、いつか芽が出て大輪の花を咲かせるはずだと信じて、今後もこのICDの活動を世の中に浸透させるべく、私なりに広報活動に取り組んでいきたいと思います。



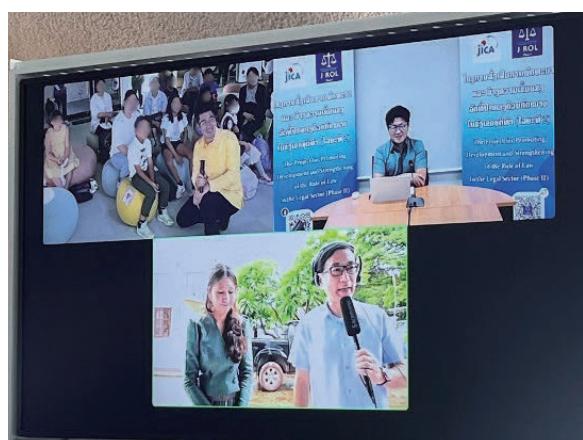
インドネシア回の様子



カンボジア回の様子



会場で盛り上げる矢尾板専門家



ラオス回の様子

－編集後記－

ICD NEWS第103を最後まで御覧いただき誠にありがとうございます。編集担当として改めて感謝申し上げます。

以下、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、法務総合研究所国際協力部伊藤部長から、「共に食べ、共に働き、助け合う～3度目のICD～」と題して御執筆いただきました。国際協力部の在り方について、支援対象国であるラオスでの経験に基づく、示唆に富んだ記事となっております。

「外国法制・実務」では、インドネシア、キルギス及びウクライナにおける法制度・実務等について御紹介しています。

インドネシアについては、同国の菊地英理子JICA長期派遣専門家及び國井陽平JICA長期派遣専門家から、それぞれ、「インドネシアにおける「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」の成果と今後の活動について」、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～インドネシア最高裁判所における活動を中心に～」と題して、2021年1月から2025年9月まで実施された「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」における実績等について御紹介いただきました。

キルギスについては、法務省大臣官房国際課の高橋一章課付から、「キルギス基本法制について（2）～キルギス民法～」と題して、前号に引き続きキルギス基本法制をテーマに、キルギス共和国民法及び民事訴訟法について御紹介いただきました。次号でも引き続いきキルギス基本法制について御紹介いただきます。

ウクライナについては、金沢大学人間社会研究域の上宮愛講師から、「子どもの権利保障に向けた司法面接の展望：ウクライナとの対話を通して」と題し、日本とウクライナにおける司法面接制度の比較を通して見えてくる、日本の司法面接制度の抱える課題について御紹介いただきました。

「活動報告（会合・国際研修・共同研究）」では、TICAD9テーマ別イベント、ウクライナ共同研究、ラオス本邦研修・共同研究、タイONACC訪日プログラム、インドネシア本邦研修を取り上げております。

「活動報告（海外出張）」では、ウズベキスタン出張を当部廣田桂教官に、インドネシア出張を当部志摩祐介教官に、バングラデシュ出張を当部佐々木康平教官にそれぞれ御紹介いただきました。

「活動報告（講義・講演）」では2025年6月から同年9月までの間に当部の教官が実施した講義・講演について掲載しております。

「活動報告（研修等実施履歴）」では、同時期に当部等が実施した研修等について掲載

しております。

「活動報告（活動予定）」では、2025年9月から2026年3月までの間に当部等が実施する予定の研修等について掲載しております。

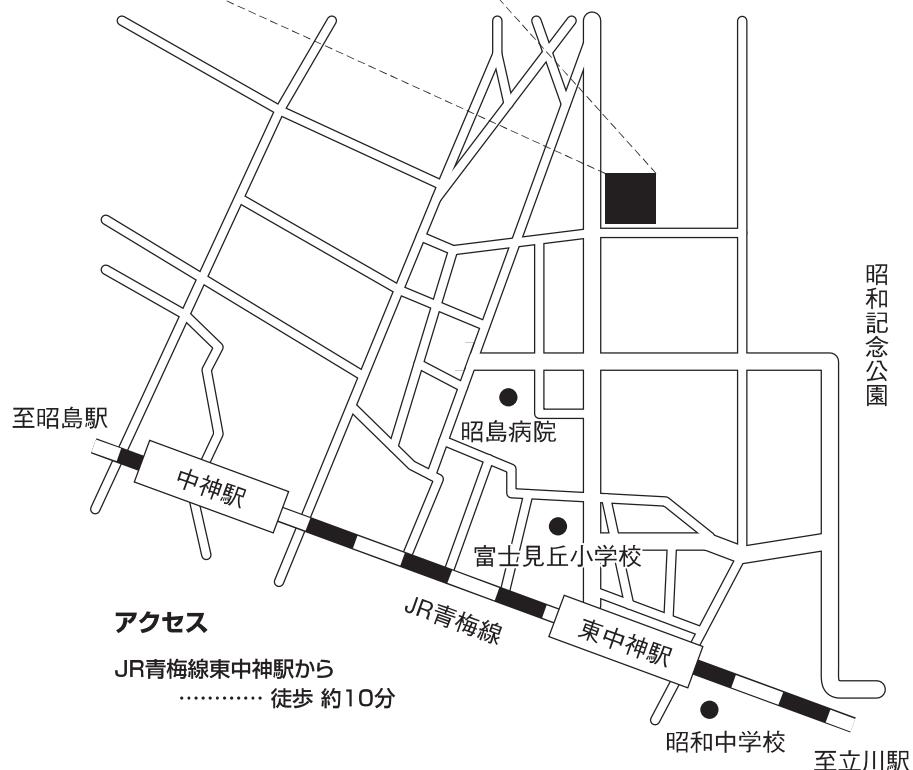
「専門官の眼」では、法務総合研究所総務企画部国際事務部門の峯山統括国際専門官から、今夏の大阪万博におけるＩＣＤ出前講座の盛況ぶりについて御紹介いただきました。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : https://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html
メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2025年11月

